

# 都市政策

季 刊 第 55 号 '89. 4

## 特集 神戸市制 100 周年

### 「地方自治の本旨」について

- 一共同体関係からの理解の重要性一 ..... 足立忠夫  
神戸の政治一自治体政治と政党制一 ..... 依田博  
神戸の財政 ..... 原田健  
神戸の都市計画一明治・大正・昭和一 ..... 鳴田勝次  
21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割 ..... 佐々木弘  
神戸の福祉 ..... 今井鎮雄  
明治・大正期の市域拡張  
一都市の膨張と「大神戸」構想一 ..... 洲脇一郎

---

### 特別論文

- 大滝村の福祉によるまちづくり ..... 館林俊園  
名田庄村の村おこし戦略 ..... 早川昭二  
地域経営思想の系譜Ⅵ ..... 神戸都市問題研究所都市経営研究会
- 

財団法人 神戸都市問題研究所

# 都市政策

## 第54号 主要目次 特集 都市と観光

自治体の観光政策	高 寄 昇 三
神戸港と観光	大 上 稔
農業観光の戦略	大 角 喜 一
ホテルと観光	橋 口 勝 祐
六甲アイランド・ウォーターワンダーワールド(仮称)	西 山 捷 一
計画の概要	弓 削 敏 行
新しい温泉観光	黒 田 昌 利
観光ビジネスとしての神戸	

地域経営思想の系譜V 神戸都市問題研究所都市経営研究会

行政資料：  
2001年神戸観光基本計画 神 戸 市  
神戸市産業活性化委員会答申(2)  
神戸市産業の高度活性化をめざして 神戸市産業活性化委員会

## 次号予告 第56号 特集 都市のアイデンティティ

1989年7月1日発行予定

神戸考概論	辻 田 忠 弘
神戸文化考	福 島 敏 雄
神戸宗教論	加 藤 隆 久
神戸市民気質論	田 中 國 夫
神戸企業論	松 浦 克 彦
神戸景観論	安 田 卓 作

地域経営思想の系譜VI 神戸都市問題研究所都市経営研究会  
神戸市制100周年記念懸賞論文 最優秀作・優秀作

## は し が き

貴賀山治

1889年(明治22年)4月1日、明治政府は市制町村制を施行し、我が国において初めて本格的な地方自治制度が敷かれた。この日誕生した“市”は全国で31を数えた。この後、明治22年度中に9市が誕生し、本年度に市制100年を迎える市は39(東京市は1943年(昭和18年)に東京府と合併し東京都となる)となる。  
平岡001 講師 井野 基 舟

地方自治制度は近代国家の基礎を固める手段として成立したものだが、自由民権運動が求めた参政権拡大の流れを利用しつつ、その動きに枠をはめることで、政府が中央集権的な地方支配体制を築くのが狙いであった。そして第二次世界大戦後、我が国の地方自治制度は根本的な変革を遂げた。日本国憲法第八章に定められる地方自治の基本原則は、地方自治法を始めとする関係法令により具体化されているところであるが、戦後40年余が経過し、この間、地方自治制度は幾多の試練に遭い糾余曲折を経て、数多くの問題点を内包しつつも今日に至っている。

ところで地方自治100年の歩みは、我が国における都市化の進展と軌を一にする。現在、我が国においては全国民の6割以上が国土の3%以下の都市に居住している。100年前の都市人口比率は全国民の約15%程度であったと推計されおり、この100年の我が国の都市化がいかに急激であったかがわかる。都市化の波は戦後さらに勢いを増し、家族ぐるみ、集落ぐるみの都市移動が起こり、農業人口は激減し、過疎に陥る地域が続出した。大都市圏への人口集中は現在では東京一極集中の現象を生みだすに至り、その是正が強く求められている。

文部省

都市化の進展に加え、経済のソフト化が進み、社会環境も大きく変貌しつつある今日、住民の欲求は自己の周辺の生活環境をより充実していくこうという方向に進み、住民は一層きめの細かい行政を求めるようになっている。地方公共団体は時代の要請に即応した自治行政を展開し、住民のニーズに応えていかねばならない。

地方自治制度の次の100年を展望するとき、地方公共団体が住民と“共同”する型の新しい「まちづくり」が模索される必要があろう。市制100周年を迎える39市はその大半が県都であり、それ以外の都市もそれぞれの地域の中心都市である。今後さらに都市化の進展が予想されるなか、これら地域の中核都市の役割は極めて重要であり、独創的かつ地域にしっかりと根をおろしたまちづくりの展開が望まれるところである。

う開港地“山”さくはんじゆの、さくはんせきを記念する西日本鉄道の開港記念本。西日本鉄道の歴史と、西日本鉄道の開港記念事業として、西日本鉄道が運営する「西日本鉄道の開港記念事業」の開港記念本。西日本鉄道の開港記念事業として、西日本鉄道が運営する「西日本鉄道の開港記念事業」の開港記念本。

神戸市制100周年

21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割	佐々木 弘	75
「アーバン・リオ」計画による再開発計画の実現のための市長会議の運営	河野 勝	76
神戸の福祉	今井 順雄	93
明治・大正期の市域拡張	鈴木 一郎	101
一都市の膨張と「大神戸」構想	鈴木 一郎	104
(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞	宮崎 賞	123
編集集	白人部	124
■ 特別論文		125

特別論文

潮流

■新刊紹介 176

新刊紹介

八、**3.3 頭腦** 這是屬於頭腦的，是屬於思考的，是屬於理智的。

## 「地方自治の本旨」について

現実の中央と地方の関係は「水平的政治競争モデルから相互依存モデルへ」と転換しており、旧理論は「<歐米>の実体のともなわない<基準>が導入される危険」があり（四七頁）、「現代の地方自治は、市民は高い行政水準を求める事、他方主要な行政資源と法的権限は中央に在ること、これら二つの条件の下にあるのであって、かつてのように、中央政府の統制を脱したところで成立しうるような自治ではありえない」（一六七頁）とする新理論を展開する。

もとより、目下の私には、夥しい文献をことごとく咀嚼し、対立的理論のいずれかに軍配をあげる最終的審判官になり得ようはずはない。だが、それにもかかわらず、どちらかと言えば旧理論に属する地方自治の理念に基づいて、とりわけアメリカの古典的な理念と現実に基づいて、以下に私見を述べようとする。その理由は、第一に、地方自治の理念すなわち「地方自治の本旨」を規定した憲法が、わが国の一端の人々が占領軍によって「押しつけられた憲法」と嘆くように、また、一九四六年十一月に制定されてから三年後の通りの学究自身が「マーサー憲法」(MacArthur's Constitution)と呼称したように(F. M. Marx, Foreign Governments, 1949, p. 572)、そこにはアメリカ人の地方自治に対する伝統的な考え方方が盛り込まれているのは当然のことであり、しかも、よしその考え方方が当時のアメリカの現実においては陳腐になりつつあるかもしれないが、しかし依然としてアメリカ人の思考の底流に深く沈潜し、今も彼等の言動を支配する原動力となっているとと思うとき——強烈な市民の自治意識を発する自治体に対する反乱を想起されたい——、我々が日本の地方自治の理念や本旨を考える場合には、やはりそれを考慮に入れる必要があると考えるからである。第二に、そのように考えるとき、私は在来の地方自治の理念に対する理解には、より一步進めた解明の必要性を痛感するからである。第三に、些か自信過剰と自覺しつつも、その解明は村松氏の言う旧理論と新理論の対立を、やかにせよ和解させるためにものかを提供するであろうと考えるからである。(『論議』) 初回創刊時(1950年1月号)は、さういふことをかくて、まず、次以下に地方自治の本旨を考察するにあたるが(印ハ八八)をもって、大體も、(印ハ八九) は前項のまゝ、(印ハ九〇) は前項の解説で解説の範囲を中央に

## 「地方自治の本旨」の戦前からの通説的見解

――団体自治と市民自治――米國の式典と國の――(ト)日本のおもてなし――地方自治とは何か、その理念なり原理なれば何かを何ゆゑにそれが政治や憲法(=憲政)にとて不可欠なのか。こういう問題の考察に際しておきます、以上の中はじめに述べた幾つかの理由から、多くの人々と同様に私がつての帝国憲法には見当たらぬとしても占領軍の強い要請によつて設けられた日本国憲法の第八章(いとく)に「地方自治の基本原則」を規定した憲法第九三条のなかの「地方自治の本旨」といふ文言について一言しておかなければならぬかも知れぬ。しかし、この言葉の解釈をめぐらしても、あまり多くが語られてゐるので、次の点に言及するにとどめておくが、この文言は「英文日本国憲法」では「the principle of local autonomy」となつており、次に、占領軍が憲法草案を日本の政府に提示した草案には、この言葉を次いでいたのか、日本の政府当局者から、その他の若干の修正とともに、この言葉の挿入が提案されて条文化されたものであり、その挿入の理由はアメリカの地方自治観に対する当時の日本政府当局者の危惧の表明にあたると言わざれどゆるが、地方自治に対しては戦前から一種の通説的見解が存在してゐるから、それによって行き過ぎた地方自治を防衛しようとする意図があつたと想うのである。以上に、筆しかし、先を急ぐ私はその間の経緯の詮索を省き、詳細は辻氏の前掲書(五六十頁以下)に譲り、アメリカ人の地方自治観とは根本的理念において異なるであろう戦前の法律学の通説はすなわち、「國家之下ニ法人トシテノ公共団体ノ存在ヲ認メ、……公ノ行政ヲ行ハシムルコトヲ主義ト為ス。……公共団体ノ觀念ハ、自治行政ノ觀念ナ相連ズ。地方行政ニ付テモ、事純然タル地方的ノ利害ニシキ、関シ國ノ全般ノ利害を直接に影響ナキモノハ、成ルバク地方人民ヲシテ自ラ之ヲ処理セシメバ又ハ少クトモ之に参加セシムルコトヲ本則トス」(美濃部達吉、『行政法概要』上編(昭和二九年))に基づいて、國から独立するという既消極的方面と地方人民が自分で処理するといひ「積極的方面」とから、

地方自治の本質は「団体自治と人民自治」にある（蟻山政道『行政組織論』、一九三〇年）という観念が広く支持されていたことを述べておく。

（著者註）前項の「本旨」は、日本の古式文獻：

### 1 地方自治の本旨(1)——<国と地方の関係>から<政府間関係>へ——

（著者註）第二臨調における「国と地方の関係」は、いわゆる「行政的」と「政治的」の二つである。國と地方公共團體の關係——この二つの並びに日本國憲法制定當時から一躍して近年の第二次臨時行政調査会に移るが、同会は「地方自治に関する問題を」、その第三部会で「国と地方の関係」として把えた。この把え方は、「地方自治の本旨」が英文の憲法では，“principle of local autonomy” とされている点からみても、それは、地方の團體が中央政府としての國から斷定の獨自性や自治性をもった關係を内含しているはずであるから、根本的に誤っているとは言えないであろう。しかしそこでは、戦前からの通説的見解に従うならば、国と地方の関係は、中央政府（central government）としての<国>と府県・市町村などの単に地方の公共事務を処理する行政團體としての<地方公共團體>の關係であり、当然の帰結として、政府といふものは<国>にだけあらず、地方公共團體には存在しないことになる（本文第1回）。国と地方の関係は中央政府と地方政府の政府間關係（當時此稱呼小字で記載）である。蟻山政道氏の説いた“level of government”的觀念（本文第1回）によれば

以上の国と地方の關係に関する把え方に関連して、私は一九五一年に「米国行政教育視察団」の議員に選ばれ、日本の行政学の建設の父祖ともいべき蟻山政道先生と行を共にした約百日間を思い出す。先生はしばしば、わが国では政府といえば行政府のみを意味するが、そうではない、英米で理解されてゐるまことに、立法府・司法府・行政府を包含するものとて、政府=ガバメントを理解しなければならないと説かれたが、そこでは政府の觀念は國家の觀念に接近または同一視されるが、ここまでなら多分の学究的指摘するところであるが、先生はさらに進んで、府県・市町村の如き地方公共團體をも概ねやはりアメリカにおける理解と同様に、ガバメントとして理解しなければならない。したがって、國と府県・市町村の關係の問題はレベル別オブジェガバメントの問題と

### 「地方自治の本旨」について

して理解しなければならない——しかも、ここからは私見であるが謂ての場合のレベル（＝段階）という考え方は上下關係を意味する以前に、それぞれの基盤とする社会の広狭に由来すると理解しなければならない（後述）——、そして、これが民主政治と地方自治の進展にとって不可欠であると、語られてゐたことを想い出さざるをえない。いふなれば、先生はそこで、アメリカにおける「国と地方の関係」は断じて中央政府である國と行政團體にすぎない地方公共團體との關係ではなく、國民（ないしは中央の）政府と地方政府（local government）の關係、すなわち最近ようやく一部の学者が使いはじめた「政府間關係」の問題として理解することが、憲法の規定する「地方自治の本旨」をただしく解釈するための初步的段階であるということを主張されたのである。なお、村松氏の前掲書は地方政府の語が自明のこととして使用しているが、それは現在のわが国では戦前と異なり、地方公共團體といえども英米の場合と同様に政府的性格を既に保持しているといふ、彼の現実認識によるのである。西城

ここで注目すべきは、明治維新のころに先進国英米の政治に関する著作を翻訳したわが国の先人にあっては、こゝにち地方公共團體とされているものが、<政府>として明確に認識されていたことである。たゞえば、文久元年（一八六一年）に『鄰紳』を著した加藤弘之は、合衆国について、『「国内の各州に一小政府を置き、即ち、合衆国に關係すべきことに至りては大政府を置き」と書き、また、慶應四年（一八六八年）に『泰西國法論』なる訳本を公けにした津田真造は、<権位>といふ言葉をもって政府を汎称し、「右の汎称は……大権位並に国内州郡都邑（=都市）（引用者注）に小権位をも通称す可し」としていたのである。ところが、明治憲法制定に至るまでの日本に独特の中央集権的官僚支配体制=「至高の官制国家」が確立される過程において、地方の小政府や小権位はたんなる行政團體にとどまる地方公共團體にまで墮しめられたのである。その意味において、国と地方の関係を「政府間關係」と理解する、いわくなられた最近の傾向は、皮肉に言えば、加藤や津田の認識を百二十年後の現今によく理解するようになったのにすぎないのである（ひがい前註）。さて、前掲書にあり、最も並列して材料を想起させるものがある（必ずしも以前の論述の範囲に

昔の政府間関係を隠蔽する訳語選択上の欺瞞的操縦から、憲法やシカゴ勧告の翻訳における誤り（翻訳ノミハシ）だが、ここに二つの疑問が残るはずである。それは、約四十年前の敗戦と同時に、アメリカ流の地方自治の考え方方が日本に導入されたのに、あるいは「押し付けられた」のにもかかわらず、なぜ、加藤や津田の認識に到達するのに百二十年もの歳月を要したかである。数々の理由もあるらけれども、何といつても、その最大のものは、**「至高の官制国家」**の最重要的な扱い手であった官僚の抵抗であった。先年、サッケイ新聞の塩見戎三論説委員は、との間の事情を次のように書いておられる（サッケイ新聞、一九八四年九月二十四日、「日本の病理」の「与えられた地方自治」の③）。すなわち、とにかく敗戦によって日本の民主化・地方制度改革が進んだとはいえないけれども、トラバースチッカの変革が平坦だらけではなかった。そこには明治から強い強大な権限を持った内務省の強い抵抗があった。戦後の民主化と地方制度改革の大規模な組みは、二十二年五月三日に同時に施行された憲法改正と地方自治法制定によって行われるのだが、この誕生までにGHQと内務省の激しい対立があった。激しいといっても、当時の力関係はまさに『検察官と被告』のようなものであり、真正面からぶつかるわけにもいかなかつたのは当然だろう。そこであの手この手の知恵を働かした抵抗、反対が続いたとなる。ティルトン地方行政課長が当時を回想している。われわれは強い風には厚い壁をつくるが、かれらは柳に風と受け流す」と語ったように、日本の官僚のしつこい抵抗にくさにはほとと手を焼いたようだ。そして、わが国の戦後の税制に大倍の衝撃をあたえたシカゴ勧告（昭和二十四年、連合国最高司令官の要請によって日本の租税制度を調査し、その改革を勧告した報告書）が第二章の *Intergovernmental Fiscal Relations* の「政府間の財政関係」と訳すべきところを（また、附録Aの）*Need for Stronger Local Government* は「強力な地方政府の必要」と訳すべきところを、日本側の官僚は公表されている日本語訳の示すように、それぞれ「国家財政と地方財政の関係」と「強力なる地方団体の必要」としたところ（この二例のほか至るところに同様の訳語がみられる）、ティルトンの回想を裏付ける傍証となるであろ

## 「地方自治の本旨」について

う。さらにも日本伝統を残そうとした訳語は、より根本的な憲法のなかにも見出される。既に憲法第八章の標題の「地方自治」は“local self-government”言葉なれば、**「地方の自治政府」**となっているのである。要するに、占領軍の示した勧告的命令の翻訳における言語選択にさかんして、日本側に一種の欺瞞的行為があつたと考えられぬものもないであろう。翻訳ノミハシの本題である（翻訳ノミハシ）の、塩見戎三論説委員の、さほどのふくらみあることの有料文の漢語 **「2. 地方自治の本旨(2)」** と **「政府間関係」** の根底にある **「共同体間関係」** は、いわゆる **「共同体間関係」** の観念を欠く **「政府間関係」** である。本件は筆者自身も知らぬ限り、団体自治に終わる危険性（シカゴ勧告）よりもむしろ、いかがむか正当化では、国家（または広義の政府）と社会の同一化ないしは自同化の理論が多々の学究によって説かれてゐる（例、長浜政寿、「国家機能の分化と集中」、『近代國家論』、一九五〇年、六四頁）。筆者がもとよりそれが現代行政の特質を正確に認識するための基礎的立場であるとまで説かれている（加藤一明他『行政学入門』、有斐閣、一九六六年、一頁）。しかし、それが両者の全面的な同一化を意味するならば、国家権力や政治権力の介入しない自由な社会的領域をいささかも認めないとなるから、自由が完全に抹殺される状況を意味するが、それは事実に沿反するし、また、規範的（例えば日本国憲法）にも許さるべきもない。ひょいとひょいと思はるやうな見解を、筆者は持つておらず、ところで、寡聞な私の知る限りでは、国家と社会との区別を理論的に明確にしたのは、一九世紀のレオナルド（Lorenz von Stein, 1815-1890）である。彼の著『フランス社会運動史』の序論の「社会の概念とその運動法則」（五十嵐豊作氏および猪木正道氏の邦訳あり）がそれに該るからである。そこで、彼は国家の概念と社会の概念、すなわち人格の原理の支配する国家と利益の原理によって動かされる社会とを区別したのに、両者が「不斷に闘争」しながら相互に影響しあう弁証法的関係にあることを論じたのである。彼は利益の原理によって動かされる社会を「財貨生活の有機體」ともよび、それが進展するところでは、「労働力以外になにものも持っていない人々は財産をもつてゐる人々の支配に従属するようになる」（猪木訳、四五頁）とまで述べる。彼がマ

## 「地方自治の本旨」について

ルクスに影響を与えたと説く人は、この点に注目したためである。以上のシセタインの影響を受けたかどうかは私の熟知するところではないが、今世紀の初頭には、エギリスのバーカー (E. Barker) やラスキー (H. Laski) やコール (H. Cole) やわが国の高田保馬氏などの説いた多元的国家論ないしは国家の機能学説によって、国家と社会の区別は一段と明確にされ、多くの学究的支持するところとなった。すなわち、そこでは、国家(または広義の政府)は、社会 (community) の特定の機能を遂行するために社会の成員によって形成された機能的団体 (association) であるとして、両者は明確に区別されたのである。もとより、多元的国家論はその後、多くの反論に遭遇したが、国家と社会は区別され、前者は後者によって形成される——すくなくとも両者は相互に形成し形成される——関係にあることに関するかぎり、世界の政治学の定説となつたのである。国家と社会の自同化の理論も、両者の相互影響の弁証法的関係が深刻化する現代的状況に対する一つの解釈にすぎないと、私は考える(この点については、他日の詳述に譲る)。さて、問題は、個人と政府との間にかく、この定説によると、ならば上述の中央と地方の関係を<政府間関係>と理解することは、中央の政府団体としての国と地方の政府団体としての地方公共団体との関係であるなれば<団体間関係>として把握されることになるだけで、それ以上でもそれ以下でもない。したがって、そこでは、「はじめに述べたように、いずれも『地方の自治の本旨』に根拠をおきながら、行政財政上の統制や調整の権力を団体としての中央政府(広義)にできるだけ多く留保すべきとする中央集権論と、それらの団体としての地方政府にできるだけ多くを委譲すべきとする地方分権論の二つの見解は、究極するとともに<田中型利益誘導政治>に典型的にみられるように、当今のわが国の現実では、主として中央の政府(団体)をめぐる国会議員(地元選出を含む)から、圧力団体の有力者、官僚等の政治的アクターたちと地方政府(団体)をめぐる同様の政治的アクターたちとのあいだの言うなれば我が国に独特の中央・地方の政党や圧力団体の大ボス・小ボスたち相互間の利益誘導と権力保持とをめぐる一種の網引き競争上の対立にとどまるのではなかろうか。そして、それは地方自治の名に

値むないのでなかろうか。というのは、地方自治に関する戦前からの通説的見解に従うならば、団体自治は存在しても、住民自治は抹殺されかねないことがなるからである。私の主張しようとするところは、もはや詳述の要はないであろう。すなわち、「地方の自治の本旨」をもとづいて国と地方の関係を考えるということは、それを<政府間関係>として理解するにとどまらず、さらに政府を形成したのであるいは、政府の影響を受けながらも政府を形成した<共同社会>ないしは共同体をめぐる根底的なレベルにまで踏みこんで、<共同社会間関係>ないじは<共同体間関係>として理解する必要があるという主張である。蟻山先生の言葉やアメリカの文献のレベル・オブ・ガバメントに倣って、レベル・オブ・コミュニティとしてまでも理解しようという主張である。それで、そういう理解のもとでのみ、さきにレベル・オブ・ガバメントは上下関係を意味する以前に、それぞれの形成の基盤とする社会の広狭に由来するかぎりとの意味が明確に把握されるのである。現行の制度に即して言えば、地方自治の本旨は、市町村民共同体といふ狭域共同体から府県民共同体という広域共同体を経て国民共同体といふ全国共同体にまで進展していくという関係にまで掘り下げていくときに、明確に把握されるであろうということになる。以下は問題にならでいるが、戦後の税制を基本的に決定した例のシャウプ勅令が「市町村を基礎的団体である」と規定した根底には、まさしく以上のレベル・オブ・ガバメントの観念とともに、レベル・オブ・コミュニティの観念が存在していたのである。したがふる余を省く(後編)、鐵の輪郭が運営する、いわば強制的組織的で、また、基礎的共同体としての<社会問題共同体>、つまり、社会問題を解決するための居住生活を共同にする社会、Communityを私がどのように理解しているかを述べておかなければならぬのである。それは、特定の時代の特定の社会に現出した集団が、例えば18、19世紀のドイツ諸邦におけるGemeinde(これについては大塚久雄『共同体の基礎理論』(岩波、一九五五年、参照))でもなく、また、十数年前、自治省が設立を奨励したが結局は戦前の町内会と

あはれ変わらぬものが形成されたあの「コミュニティづくり」すなわち一定の近隣住区の人々を丸抱えにて、自發的・非自發的と問わずして、含む集団の形成におけるそれでもない。端的に言えば、居住生活の場すなわち居住環境を共通(common)にするところに成立する、という意味における共同体(*community*)は、*(common)*に由来するのである。それを実例にはて示そう。

我々は自分自身の生い立ちや人間形成の過程を顧みるならば、自分自身の独自性(identity)と共に、私はこれを「自己確認の場」や「丸ごと自前の自分」と証しているが、拙著『自分史の地域社会論』(参考)では、家庭や家族関係を除くならば、ほぼ物心ついでから中学卒くらいまで居住し続けた最狭域の市町村の如き地域社会ではなかろうか。なぜならば、そういう地域社会の住民のあいだに激しい対立や異質性が存在することを無視するのではないが、しかし、同時に地域住民を取り巻く地理的・気象的などの自然的条件、農・漁・商・工等の産業的ないしは経済的状況・歴史・伝統・言語(=方言)・習慣・思考・行動様式・選好・気風等々のさまざまの共通の文化的環境に、一言にいって多様な共通性(commonness)にて、我々が最初に、しかも最も身近に接触し意識するからではなかろうか。計画のように考えるならば、市町村の如き狭域の地域社会を共同体と觀念することも理解していただけるであろう。然しそれで、次のような事実に注目されるならば、それを地縁的ないしは地域的共同体とよぶことに一段と理解を示していただけるものと確信する。例えば、その地域社会の住民が、美しい地理的状況(=景観)や温暖な気象的状況などの自然的環境に満足している、所得獲得の場(=職場)が有り余るほどの経済の繁栄を享受している、貴重な歴史的遺跡や伝統演芸や独特の言語(=方言)や気風などの文化的環境を誇りとしているとするならば、前記の年齢の人びとが最初に、しかも最も身近に自からが地域共同体の一員であることを自覺するのは、「美しい景観共同体」や、「繁栄経済共同体」や、「方言共同体」などを意識するときである。そのときに、おそらく彼等は美しい自然的環境の地域社会で職場を獲得した、独特の方言によって「丸ごと自前の自分」を表現することに喜びを感じるであろう。そして、その時点において、彼等は共

## 「地方自治の本旨」について

同体の住民にまで成長すると、私は考える。が、中止して、この段落は省略せどより、以上の共同体の実例はあまりにも美化されすぎている。現実にはその正反対の例のほうが遙かに多いからである。多くの大都会の中心部では、「お洒落アート・シック・カル」のような「殺風景な景観共同体」が、「経済的変動の影響を大きく受けている都市では、「衰退経済共同体」が成立したり、あるいは、「東京がその典型例と言えるかもしれないが、社会の大半の構成員が各地から移住してきただために、「独特的文化的環境共同体の欠如」がみられる場合もある。いや、そもそもが、「繁栄経済共同体」の陰には、「騒音空港や公害病指定地域をもつ大阪市に注目すれば明らかのように、美しい景観共同体」の破壊(例)、「美しい海岸の消滅」のゆえに、「景観回復運動共同体」が成立したり、さらに、「地域社会の大半の人々が汚染した大気・上水・悪臭・騒音などの被害を共通にする汚染大気共同体」や、「汚水共同体」や、「悪臭共同体」等が、「住民の生存をまで脅かすほどの切実な影響力をもって成立することを看過してはならない。さきの美化された共同体の実例を「利益ないしは享楽共同体」と総称するとするならば、これらの共同体の実例を「不利益ないしは被害共同体」と総称することができる。あるいは、「貧困共同体」や、「雇用共同体」等既に上述のいくつかの実例が示しているように、「利益共同体」と、「不利益共同体」はしばしば対立する。いや、「当の如き高度文明社会では、とりわけ都市的社会では、常に対立するのが宿命である」と言うでもよい。我々は自分の居住する地域社会に多くの所得獲得生活の場=職場=労働の場=生産の場、農・漁業の場合は耕地・海上、商工業の場合は大・中・小の企業であらうが、が、が存在する。すなわち繁栄経済といふ「利益共同体」の住民であることを望ましいと考えるが、それはしばしば大なり小なり「汚染大気共同体」の如き「不利益共同体」の住民であることを受忍しなければならないであろう。もつとも身近な例をとるならば、近隣に学校・保育所・病院・老人ホーム・劇場・ショッピングセンターなどの教養・保健・福祉・文化・消費の諸施設が存在するのみならず、そこに到達するバス等の交通手段の完備している共同体の住民であることを要求するが、然その要求は必ず閑静な環境の共同体の住民であるとの要

求と対立する——個人の心中でも様々の要求が矛盾する——。例えば、前者の要求を重視する住民は多少の〈騒音共同体〉の住民であることも受容しなければならないが、同様に、後者の要求を重視する住民は様々の居住生活の不便を受容しなければならないからである。そして、もう一つの対立や矛盾は共同体の一部の成員（またはその集団）の、あるいは全成員の努力によって解決しなければならない社会問題となる、〈利益共同体〉と〈不利益共同体〉とは、ほとんど同時に併存するとあるならば、両者の共同体は解決すべき社会問題を共通にする共同体すなわち〈社会問題共同体〉の成立を促すはずである。そして、その問題が共同体の全成員（=住民）の公共的（ないしは全体的）利益を実現しようとする自主的なあるいは自然発生的（=自生的）な規律なししは努力によつて解決される場合には、その共同体はあくまで〈社会問題共同体〉ではあるが、我々はそれを〈公共的社会問題共同体〉と呼ぶことができるであろう。しかし、騒音からくる電波アーマーを含む公害の如きは、必ずしも個別公害ではない、公衆的公害であるがゆえに、この公害は、〈社会問題共同体〉から〈政府問題共同体〉へと移る、対するもやむを得ない。

——狭域政府共同体から広域政府共同体を経て全国政府共同体へと進化せしむかし、現今の社会問題が上述のような対立や矛盾を克服し和解させなければならないものであるとすると、ならば、共同体の全成員の公共的利益意識に發する自主的あるいは自生的な努力による解決にはほとんど常に限界があると考へなければならぬ。多少の大気汚染や騒音などの不利益は甘受じてがく繁榮経済共同体の維持に努力しなければならないと考える住民と、そのような不利益は真平だと考える住民との対立を、隣りにさあの公害病指定地域においてさえみられる商工業の活気を求めるのみならず地価の下落を恐れる住民と公害病患者の住民とのあいだの指定の解除をめぐる深刻な潜在的対立などを考へるならば、住民自身の努力による解決の限界は必ず認識されるであろう。そして、その問題は、まず市町村の如き狭域の共同体の全成員が一定の正統的強制権力の下に服従しながら解決すべき政府問題にまで転化させざるをえないであろう。すなわち、主権者たる住民は、自分たちの共同体を基礎として成立する正

統的権力団体すなわち市町村政府に、自らの処理できない問題の解決を委任し、その問題を政府問題に転化させざるをえないであろう。このように自主的努力の限界を認識し、これを政府の解決すべき問題であると認識した時点において、社会学的な住民（あるいは地方自治法上の住民）は、町村の住民であろうと、政治学的な意味の市民にまで転化するのである。期間は短いが、以下は以下の説明は許された枚数の関係もあり、また別の機会で詳述したので、ここででは略述するが、私は所得獲得の場における生活を所得生活と呼び、居住する場における生活を居住生活とよんで、二者を区別することの重要性を十年来ひとりで叫んでいることを付言しておきたい。というのは、第一に、我々は古くから所得が豊かになれば、健康にして文化的な生活を送れることができるほど確信していたが、居住環境が悪化するところでは、その確信はカンセンスであることがはっきりと意識されるようになったからである。第二に、当の多くの人々の所得生活の場と居住生活の場とが、大都市中心部と郊外のいわゆる衛星都市ないしはベッド・タウンとにかなりの距離をもって、したがつて複数の市町村（ときには府県）を越えたところまでに分裂してきたからである。そして、目下の問題と深く交渉するので最も注目していただきたいが、第三に、上例をば、上記の様々な諸施設の存在や交通手段の完備の要求と閑静な環境に対する要求とのあいだにみられるような居住生活上の対立は、太難把に言って、狭域の市町村の政府によって解決することができるが、職場の増大の要求の如き所得生活上の要求と環境の改善の如き居住生活上の要求との対立の解決は、多くの市民にとってはそれぞれの生活の場が遠く離れているから、市町村の境界を越えた府県や首都圏・近畿圏の如きより、広域の共同体を基礎にして成立する政府や準政府機関（例、広域行政協議会）に委任せざるをえないであろう。雇用対策審議会などが市町村ではなく府県に設けられるのが一般的であるのみでも、これは明らかであろう。なぜなら、市町村は、市町村単位で問題ないしかし、広域の共同体の政府にとつても、この問題の解決は、すくなくとも効果的な解決は困難であることが多い。大抵の場合、一つと広域的な共同体との政府の援助を必要とするであろう。かくて、それは、公共投資の増減や公

定歩合の変動や貿易摩擦の外交的折衝などの方法がよく知られているようには、全国的ないしは全国民の共同体を基礎にして成立する国民ないしは中央政府 (national or central government) の委任せざるをえない問題の統治を促すであろう。

国と地方の関係を、政府間関係として理解するなどとははず; 併さらに共同体関係にまで掘り下げる把握されなければならぬとする主張は、以上を言うのである。この主張を今一度、我々が共同体を意識する過程に即して言ふならば、我々が小・中学校に在学しているころの年齢のときには、自分の周囲を取り巻く自然的条件や言語・慣習・祭・気風等の文化的環境の共通性に由来する共同体とともに、学校・病院・保健施設などの居住生活上の共通性から成立する共同体、すなわち、狭域の市町村の共同体とそれを基礎とする市町村政府を意識するであろう。しかし、高等学校の卒業が近づくにつれ、自分の将来の生計の方法すなわち所得生活を考えるようになると、所得生活上の問題をある程度解決してくれるかもしれない中城の府県の如き共同体とそれを基礎とする府県政府を意識するであろう。開発行政が府県の任務とされていることを想起されたい。そこでまた、いかがでその種の問題をより根本的に解決してくれるともじれない全国の国民的共同体とそれを基礎とする国民政府を意識するであろう。もともと、以上はあくまでも一般的かつ抽象的な理念論であって、共同体と政府に対する意識の実際はすべての人間にとつてこのような段階を通じて成立するのではないか。つまり、上層の階級を除く階級の庶民は、たゞ精神とおきらめで、共同体関係にまで掘り下げて理解するところは、言うまでもなく、いわゆる国と地方の関係の問題を *level of government* すなわち段階的政府の関係として理解するにとどまらず、*level of community* すなわち段階的共同体の関係にまで掘り下げて把握することを意味する。その場合の段階ないしは上下関係は、市町村共同体とそれを基礎とする市町村政府の権威が府県共同体・府県政府よりも、おもろくは国民共同体・国民政府よりも低いために成立するのではない。断じてそうではない。それは、根源的には上述のような過程から、い換言すれば我々の共同の問題を解決する地域共同体の広狭の相違から発生し

## 「地方自治の本旨」について

たいものに過ぎないからである。なお、以上については前記・拙著『地市民自治の公共学』を参照されたい。ひまつま書かれてゐるところでは、いわゆる段階以上を要するに、地方自治の本旨ないしは国と地方の関係を、政府間関係ないしは国体間関係として把握するばかりでなく、市町村や府県の如き地方政府の、それぞれの基礎にある狭域の共同体や広域の共同体と中央政府の基礎にある国民的共同体との関係にまで掘り下げて考へるのは、且それぞの共同体の員員(市民)の政治的アクターとしての活動状況にまで考察の視野を拡げることになる。むじだがって、そこでは、団体自治のみならず、住民自治ないしは市民自治の視点からも考察することとなる。地方自治の本旨がこの根底から考察されるべきは言ふまでもないである。そもそも、市町村政府の運営は、もとより、その運営の実態、財政、組織、人事、公務員、議会、監査院、監視院、監視官、監視課等の組織的構成からして、必ずしも規範的でない。アメリカでは規範的理念であるとともに現金的觀念、財團的財政、ふるさと精神等の「一貫した理論的なものはなかった」と言つうが、*the principle of local autonomy* が以上の如き共同体関係にまで掘り下げて「地方自治の本旨」を理解することは、むしろより、一種の抽象化された理論であり、また、我々の現実から遠く隔離された理想であり理念であり、規範的觀念にすぎないかもしれない。いや、むだじかに、そつである。それゆえ、人はそれを空疎な理念論であると批判するかもじれない。ただし、私はそういう批判に対して、まずは、憲法第九二条の「地方自治の本旨」が英文では「*the principle of local autonomy*」であるようには、それは原理であり、もともと我々の可能なかぎり接近し実現すべき理念ないしは規範的なものである。そして、それは万人の承認するところであると応えるであろうが、結論的ではあるが、これは必ずしも誤りである。なぜなら、それは、次に、そのような理解のしかたが、アメリカでは人々の生活の現実から決して遠く隔てた理念ではなかったと應えなければならぬ。そもそも、アメリカ

どぬけの国(=共同社会)では、イギリスをはじめとするヨーロッパの各国の人々が自分が生きていくための根本的な信条であるプロテスタントという宗教的信念を、<sup>アイデンティティ</sup>あなたたち自分の「アバランチ・イデンティティ」(丸でと自前の自分)の最も根源的なものを何としても守り抜こうとして、(そのために何百年と住み慣れた祖先伝来の国を捨て、アメリカの地に自己確認の場)を求めて亡命した人々などが形成した社会であるという周知の事実を想起していただきたい。そこで、彼等はプロテス<sup>基督教</sup>タントの始祖・ルター(M. Luther)の「各人が各人の祭司」(each man is his own priest)という教えに従ったために、百を超える宗派に分かれてしまい、その結果、ほぼ出自と宗派と同じくするものは教会を中心とした狭域の地域共同体とそれを基礎とする政府を形成した。しかし、<sup>ト</sup>やがてその共同体と政府によっては解決できないような問題、例えば、治安の維持のための裁判や土地の所有権の確認の如き問題が発生すると、それらの共同体は相寄って国(州)民共同体とそれを基礎とする国家(state——州)を形成したが、そのような13の州が自らでは解決できない独立戦争といふ問題に直面すると、連邦的国民共同体とそれを基礎とする連邦国家(=連邦政府——United States of America)にまで結合したのである。だから、彼等にとっては、レベルもプロテス<sup>基督教</sup>タントといふ狭域の共同体の観念から地方自治を考えるのは決して単なる抽象的な理念や規範的観念などまるで、自らの歴史的な体験や伝統に支えられ、「今なお各人のアバランチ・イデンティティの一部になっている現実的観念なのである。彼等は地方自治の条項を欠いた憲法を考えられなかつたのである。というのは、自己のアイデンティティから発する自治意識こそ、彼等の政治に対する一切の考え方の根底にある出発点であり原動力だからである。」<sup>ト</sup>思とごろが、<sup>ト</sup>次のようないい見解や事実が伝わられている。<sup>ト</sup>あなたたちが日本に地方自治を与えた占領軍のテオド<sup>ル</sup>ボンに対して、<sup>ト</sup>当時は「折衝にあたつたのが内務省行政課長だった鈴木俊一都知事であり、<sup>ト</sup>とにかく日本の中央集権体制がいけないんだから、かなづちでそのコンクリートをぶち壊せ」というのが司令部の指令で、<sup>ト</sup>『貴じた理論的なものはなかつた』と強調する<sup>ト</sup>(前掲)、サンケイ新聞、「与えられた地方自治①(傍点引用者)」<sup>ト</sup>。こういう日米の喰い違いは、テ

## 「地方自治の本旨」について

オルト邊にどつては、以上の如き地方自治の觀点はあるにも当然かつ生得的なものであつたから、鈴木氏に理解できる理論をもちだせなかつたし、またかりにもちだせたとしても、府県や市町村をひとせんは國の支店の如きものといふ考へに慣らされてゐた内務官僚としては理解できなかつたであらう、と私は推測する。げんに、憲法に「地方自治」の条章が設けられた意義を講學並正しく認識されるようになったのは、制定の数年後であるといひ事実が、これを例証するのである。まことに、日本は明治時代の内閣官僚、すなはては財政官僚から、その時代の社會問題として、政治的・經濟的・社會的問題として、**共同体からの把握の現代的意義**、**共同体としての地域社会は千差万別**、**地方政府の公共サービスも千差万別**——これらは、必ずしも、地方自治の本旨を以上のように理解するときには、さきに個々の地域社会を火ひどが意識する過程で述べたようだ。そこで成立する**<社会問題共同体>**が実に多種多様であり、しかも、それらが相互に対立・矛盾するありかたも同様に多種多様であることに、我々は気付くはずである。個々の地域社会の自然的、經濟的、文化的環境に注目するだけでも、日本中に一つとして同じ地域社会は存在しないのは厳然たる事実であることに気付くであらう。したがつて、多種多様の**<社会問題共同体>**とそれらの矛盾・対立を解決する任務を基礎として成立した地方政府のありかたも、とりわけそれが提供する公共サービスのありようも千差万別でなければならないはずである。「日本の中央集権体制がいけないんだから、金櫃でそのコンクリートをぶち壊せという司令部の指令」は、ここに根拠をおいていたとみるべきであらう。そして、この点に注目するかぎり、世上に言われる新あるいは新々中央集権主義の俄かに容認できないことも判然とするであらう。というのは、例えば、寝たきり老人に対する介護などの福祉は全国一律的平等なわちナショナル・ミニマムが確保されなければならないという主張も、個々の地域社会に独特の習俗や氣風等の様々の共通性に見合つた**<相對值的な地域ミニマム>**の確立の重要性の前には一步譲らなければならぬからである。そして、それが市民自治を基盤とする団体自治といふ

う「地方自治の本旨」に合致するからである。なお、いく「相対値的な地域ミニマム」というのは、「百分」とか「ゼロ」といった完全値的な要求ではないことを意味するが、いそれに関する詳述は後日に譲る。伊丹市を挙げて、さしあつて述べることにする。伊丹市は、やまなみひらがんが開拓おこなう農業地図における最も重要な水路である。伊丹地方自治研究の現代的意識（教育）の主張（思想）は、農業（耕作）である。伊丹市は、一学際的研究は共同体としての把握から、二つひとやさんによる協議から

以上の意味において、地方自治の本旨の実現のためには、地域社会の自然的、経済的、狭義の文化的諸条件にとどまらず、例えば、隣保相互などに関する地域社会の伝統や習俗や気風などを探求する風土論、市民性論、気風論などの社会学的あるいは民俗学的なレベルの問題の研究によって基礎を掘り下さなければならないことになる。共同体から地方自治を理解してこそ、冒頭に言及した当令の地方自治に対する一種の崇拝的研究の意義は正しく把握されるのではなかろうか。なお、村松氏の新理論と在来の旧理論の和解の試みにもふれたいが、許された紙数を遙かに越えているので、不イデンテイティを抱き、自治意識から多少の再検討の要があるのではないかと考えていることだけを言及しておこう。

## ①創造するやさしい街の構築 ～市民参加型の新しい行政運営～ **神戸市の政治：自治体政治と政党制**

筆者は、自治体政治の第2期の中ごろ以来、議員研究を中心とする自治体の  
政治学的研究に従事してきたが、議員研究を中心としたのは、政策決定における  
国会の過小評価以上に、自治体における議会の過小評価が存在したこと、なら  
びに、特に都道府県や大都市における議員の政党化が自治体政治における議会の  
政策決定への関与の程度を高め、影響力を増大させていることが観察された  
(野党・学界風潮)からである（村松・伊藤、1986）。自民党所属議員や無所属議員が大半であつた  
自治体議会に「野党」系政党が議席を増やすにつれて、議会の会議録の頁数  
が顕著に増していった。それは、単に議会の政党の数が増えたために議論質問  
に立つ議員の数が増えただけではない。自治体のほとんどの政策領域にわたって  
議会での審議時間が長時間化したのである。主半額が半額であります議会の審議が長時間化したことによって、直ちに議会の政策決定能力がそれ  
ぞれ比例して向上した結論付けることはできないが、議会の政治的機能の下つ  
である「行政監視機能」が強化されたことは確かであろう。行政は議会に提出  
した議案が速やかに承認されることを願い、審議がストップするほど議会の審  
議が紛糾するときは、行政にとどまではガラスティックの低下と認識される。審  
議時間の長時間化は、行政が議会の承認を得易い議案作りを心がけるプレッシャー  
として作用するであろう。そのことは、自民党や保守系無所属議員が議席を占める議会  
の大半を占める自治体議会よりは、それ以外の政党の議員が議席を占める議会  
のほうに特にあてはまるであろう。議会の行政監視機能の遂行の状況は、  
自治体政府と自治体議会の政治的構成との関係によつて異なるであろう。  
「革新」自治体では、  
政府の与党は必ずしも過半数ではないのが通例であるために、  
多数派の野党の批判の矛先を住民参加や住民直結の論理でかわす必要があつた。  
大都市自治体では、  
政府の与党は複数からなつてゐるために、複数の与党の承  
認が得易い議案作りが必要であろう。それに野党の厳しい監視が加わるが、確実  
にいえることは、自治体議会の政治的構成が多元化するごとに、議決権が政治的  
なシナリオであるとの認識を背景に、議員や政党(会派)が政治的対抗機能  
を遂行することによって、自治体の政策決定過程における議会の活動を活性化  
させる。村松岐夫が指摘するように、  
たとえ機関委任事務を通じた中央による

行政統制が機能しようとも、自治体の判断に基づいた政策をそれに上積みすることも可能であるし、団体自治に基づく全く独自の政策立案も可能であることを  
ながら、自治体単位での首長と議員の選挙が行われていることから、自治体の  
政治過程の自律性が高められたとみることができる（村松、1988）。このことに  
議会の政治的構成の多元化が加わると、自治体政治は、活性化の程度を増すと  
思われる。  
この問題では、もう一つ問題となるのが、議員の候補者と議員の候補者の候補者  
の政治過程の自律化は、中央政治の代理戦争としての古典的「保守」と「革新」の対抗図式の終息とともに、より広範な政治勢力の要求となつていて、國  
道自治体との政府間関係において、主として野党の立場から自治体の国に  
対する自律化を求めた革新自治体の時代から、保守系の首長まで形こそ違え  
て求められる時代に移行しつゝある（宮沢、1981）。戦後の地方自治法によって首  
長を住民の直接選挙とする制度が定着した今日、選挙を契機とする自治体政  
治の展開は、保守と革新時代の単純な産業開発指向の「中央直結」型の  
多角化がではなく、たとえば中央と結び付くとともにまた複数の複合的な政策体  
系を住民に提起することが保守系の首長候補者できさえ不可欠となつた結果と  
して、大都市圏に限らず、職住近接はすでに過去のものとなり、多数の都市  
住民にとって収入を得るための職業活動と子育てなどの生活活動は空間的に  
完全に分離してしまつていて、職業活動圏における政策需要と生活活動圏にお  
ける政策需要とは異質なものとなるのは当然の事態である。前者は、快適な環境  
は経済効率を優先させた需要であり、後者は、経済効率よりはアメニティを  
優先する需要である。アメニティ優先の政策需要では、幹線道路や企業  
活動のための産業基盤整備などは政策優先順位の下位に置かれるであろう（山  
川、1985）。1988年11月の逗子市長選挙の結果は、アメニティ優先型の政策需要  
と対応するものであるといえる。他方、都市中心部には、そこを生活活動圏  
とする住民が少ない。彼らにとって、都市中心部が経済効率によって支  
配されること、アメニティの低下と認識されるである。大都市圏が複数の  
自治体からなる1つのシステムであり、そのシステム内で各自治体ごとに異  
なった役割を引き受ける傾向が定着すると、各自治体ごとに異なる政策需要に

対応することが求められ、かつ自治体間の政策協力の体制も益々不可欠となつて行くであろう。実効性の問題を基に議会制はもとより、議院内閣制などと並んで、政治学的に興味のある問題領域が現れる。国レベルの政党制と自治体レベルの政党制とは、今まで整合的であり得るのか否かという問題である。自治体政治の第3期は、首長の無所属化と議会の政党化の乖離が特徴である。首長の無所属化は、自治体政府の一般的傾向である。この原因についてでは、自治体行政では政治やイデオロギーは不必要であるとの古典的議論、首長選挙を何らかの政党連合でなければ取り組めないとする政党側の事情（依田，1980；<sup>1)</sup>1981年の阿部斉久<sup>2)</sup>、首長の人材補充が官僚出身者に偏る傾向（新藤，1987）、「公共空間」が国レベルよりも広めことなどを求められてくる。これらの原因が複合的に組み合わされた極端な結果が大連合型（全政党与党型）の自治体政府である。大連合型の政府は、大政翼賛会の経験を持ち出すまで潜在矛盾に満ちている。第1に、政党は、人材の発掘を怠り、いるところをよりで補充機能を放棄している（第2に、政党は、競合的選挙の長所である体制選択レベルの利益表出機能を放棄している）。第3に、前者に関連するが、野党の対立図式を提示しないために政治的対抗機能を放棄している。第4に、政党は、首長選挙の投票率を低迷レベルにすることにより政治的動員機能を放棄している（第5に、首長選挙に政党活動家を組織的に動員しないために同選挙の立候補者の蓄積を放棄している）。このことは、自社公民型の政党連合にもあてはまる。後に述べるように、自治体の政党制が国レベルの政党制と一致する必要はない。逆に、国レベルで自民党と社会党が激しい対立心でいるときには、首長選挙で両党が眞越同舟となることは不自然ではない。自治体レベルでの体制選択とは、何が資本主義体制か社会主义体制の間の極端な選択を意味するのではなく、たとえば、経済効率優先かアメニティ優先かの間でも、十分に体制選択的な特徴を持ち得るのである。自社公民連合と共産党との対抗は、自治体政治に極端な体制選択を持込み、所有権者の共感を得にくく、政党連合でなければ首長選挙を乗り切れないことは事実であるにしても、自治体にあまりおむね体制の選択肢を提示することができないのは、首長候補者選択機能

を政党が独占している今日、政党の責任放棄として批判されるべきであろう。自治体議員の政党化は、都道府県ならびに政令指定都市などの大都市の自治体議会に顕著であるものの、一般市町村議会では、定着しているとはいえない。都道府県議会の政党化にしても、非都市部を選挙区とする議員は選挙で無所属を表明するなど、政党政治は、地域の政治文化に成り切っているといえないのである。自治体議員の政党化が国レベルの政党による自治体の組織化の結果でもあることを意識しておかなければならない（佐竹，1981）。国会議員選挙が自治体や自治体の政党組織を選挙区の単位として行われているためにやむを得ないとはいえ、政党が自治体を国レベルの行動のための政治的リソースぐらいために位置づけてこなからたことが問題である（太森，1986b）。しかし、政党の政策方針の決定が自治体の都合とは無関係に行われ、それが自治体レベルの選挙に持ち込まれるとなると、それは、国家官僚が自治体の都合とは無関係に計画を立案し、自治体に押し付けることと本質的には変わらない。がなぬ。アメリカ合衆国の政党が連邦レベルや州レベルと下位レベルの政党とが必要な組織的にも行動的にも一致しない傾向にあるなど、緩やかな連合組織と近い特徴を強めつつも、下位レベルの政党は、政党職員と政党活動家に支えられて、連邦や州レベルに比べて組織的にはむしろ安定している（Crotty, 1986）。わが国では、自律性を増しつつある自治体の政党組織と国レベルのそれとの関係のあり方は、アメリカ合衆国のがヒントになると思われる。自治体住民の政策選択と国レベルの政党の政策方針とが常に一致しなければならない理由は、なぬのである。詳開拓手書を参考にしたうえで、中華人民共和国の本稿は、神戸市をがかりとして、太都市自治体における政党制の実際と諸問題を明らかにする目的としている。詳開拓手書を参考にしたうえで、中華人民共和国の本稿は、神戸市をがかりとして、太都市自治体における政党制の実際と諸問題を明らかにする目的としている。

## 2. 神戸市の社会経済的変動と政党制

神戸市は多くの都市がそうであるように、約40年の間に急激な変動を被ってきた。第二次世界大戦直後の本市の人口は、わずかに37万人であり、戦前のピーク時であった1939年の100万人強に遠く及ばなかった。だが、人口の回復

は著しく、1955年から1960年の間に戦前のピーコクを上回り、その後は、着実に増え、140万人を超えるところまでになった。計画的・政策的開拓によるもので、神戸市の全体としての人口変動は以上のとおりであるが、1945年から1950年の間を除けば、それほどの急激な人口増加ではない。しかし、市内の人口変動に注目すると、全体としての増加傾向とは異なった傾向が観察される。第1は現在の区制での先づみ灘区、中央区、兵庫区、長田区の市中心部の人口減少であり、第2に、須磨区、垂水区、西区、北区、東灘区の急激な人口増加であるが、市中心部の人口減少は、1970年前後から半ばに始まり、それが1980年の葺合区と生田区の合併による中央区の誕生をもたらしたのである。これらの人口減少区の1970年の人口総計は717,570人であり、1985年には531,927人と約26%の減少を示した。一方で、新規開拓地として、北神、西神、東灘の郊外開拓区においては、1970年の人口総計は571,367人であり、1985年には878,907人と約30万の増加があり、増加区と減少区の総計は逆転している。この間の増加率は、54%であつて、神戸市全体の同期間の増加率9%を大きく超回るものである。この数字だけをみれば、神戸市全体では、この15年間の人口は緩やかな増加と認めたものに対して、市中心部の人口減少区から周辺部の人口増加区への急激な人口移動が起こったことになる。これは、北区などの北神開発や西区などの西神開発の意図の実現であるとも見える。もう1つは、人口減少区および増加区のそれぞれの社会経済的特徴を事業所数、生活保護のデータから概観してみよう。事業所数に関しては、1986年現在、総事業所数の70%が市中心部に集中し、市周辺部の人口急増が住宅地開発の結果であることをうかがわせる。事業所数の伸び率をみると、人口増加区での事業所数が急速に増えている。市全体の事業所数では、1969年から1986年の期間に39%の増

表1 神戸市の人口(単位：万人)

年	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985
人口	37	80	98	111	121	128	136	136	141

資料出所：神戸市統計書1987年版より作成。

表2 事業所数

年度	1961	1978	1986
	従業者数(人)	1961	1978
4人以下	39,198	50,089	53,304
減少区	30,140	35,489	37,349
増加区	9,058	14,600	15,955
5～9人	9,236	13,069	14,133
減少区	7,548	9,547	10,032
増加区	1,688	3,522	4,101
10～29人	5,577	7,487	8,129
減少区	4,556	5,438	5,748
増加区	1,021	2,049	2,381
30人以上	682,527	2,820	3,110
減少区	2,012	2,071	2,183
増加区	515	759	927
全 体	56,538	73,465	78,676
減少区	44,256	52,545	55,312
増加区	12,282	20,930	23,364

出典資料出所：神戸市統計書各年版より作成。  
でいう生活保護世帯と

は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助のいずれかを受けている世帯のことである。生活保護世帯数では、人口減少区がその人口の減少とは逆に生活保護世帯数を増している。ただし、灘区は、人口100人につきの人員保護率では減少区の中でも最低の13.9人であった（1984年現在）。減少区の最高は長田区の53.9人であり、市内の人口移動の1つの傾向をみることができよう。先づ、灘区において、対応する人口は、1984年現在、1984年のデータをさらに各扶助ごとに検討すると、人口減少区の輪郭の1つが浮かび上がってくる。1985年の国勢調査の結果を基準として推計された1988年12月現在の神戸市の世帯あたりの平均世帯員は2.83人であるが、人口減少区のそれは2.50人、人口増加区は3.06人であった。世帯あたりの人員も少ないが、がつ生活保護を受けているといえれば、独居老人世帯などの老人世帯を容易に思い浮かべができる。表5とともに、人口減少区と同增加区の年齢階層

表3 生活保護世帯数

年 度	1970	1975	1979	1984
減少区	7,091	8,074	10,021	11,400
増加区	81,681	13,114	4,373	5,259
全 体	8,772	11,188	14,394	16,659

資料出所：神戸市統計書各年版より作成。

注：複数の扶助を受けている各世帯を1とした。

表4 生活保護のタイプ別世帯数（1984年度）

生活保護のタイプ 区のタイプ	生 活	住 宅	教 育	医 療	出 席	生 業	葬 事
減少区	9,872	8,918	1,669	9,550	76	48	48
増加区	4,407	3,989	1,576	4,218	1,95	13	13
更生センター	58	—	—	59	—	—	—
全 体	14,337	12,907	3,245	13,827	1	171	61

資料出所：神戸市統計書1985年版より作成。

注：医療扶助は単給と併給との合計である。単給とは医療扶助のみであり、併給とは他の扶助も併せて受けていることを意味する。

表5 神戸市年齢階層別人口構成比

	15歳未満	15~29歳	30~44歳	45~64歳	65歳以上	計
減少区	16.3	21.2	21.6	27.7	13.2	100.0
増加区	23.1	20.9	15.2	22.4	8.2	100.0
全 体	21.2	19.9	23.7	24.3	10.9	100.0

資料出所：神戸市統計書1987年版より作成。  
 别人口構成比を示したが、減少区は、すでに高齢化社会の入り口から中に入っているといえよう。彼らは、市内の急激な人口移動に取り残され、日常生活に、住宅に、医療に困難を抱えている人々である。  
 以上の2種類のデータから人口減少区と同増加区の特徴を要約することは無理であることは承知の上だが、おおよその傾向は推し量ることができるもので、市中心部の大半減少区は、本市の経済活動の中心としての役割に特化されつつあるが、その経済活動からの報酬を十分に受けられない生活

困窮者の存在が深刻な問題を投げかけるようになっている。第2に、人口増加区は、神戸市のバッド・タウンとして益々人口を増加させてゆく。それに付随する問題は、人工的に創出された近隣社会ならびに新旧住民間の統合であり、交通体系や日常の消費活動の条件整備などである。

3. 県議員選挙結果の分析

## 1 人口の変動と市議会議員選挙結果

## 2 人口定定

すでにみたように、神戸市の行政区は、灘、中央、兵庫、長田の人口減少区

と東灘、須磨、垂水、西、北の人口増加区とに分けることができる。

山口定は、京都市内の人口変動がいわゆる都市型政党に有利に作用したこと

を明らかにした。自治体議会の定数は、人口に基づいて定められるところになつて

ている（地方自治法第90条および第91条）。自治体全体が1選挙区となる一般

市町村とは異なって、都道府県と政令指定都市は、さらに自治体の中を複数の

選挙区に分割することになっており、その選挙区と定数の関係は人口の増減に

基づいて逐次見直すことになっている（公職選挙法第15条第4項）。政令指定

都市は、各行政区を1選挙区とするところになっているために（公職選挙法第15

条第5項）、各区の人口の変動は、それぞれの区の議員定数に影響を与える。

京都市の場合には、旧市街地である北山、中京、下京、東山の各区ならびに南

区の人口減少区北山、山科、右京、西京、伏見、左京などの人口増加区に分かれ

共産党、公明党、民社党のような都市型政党の議席数は、人口増加区の定数増と

共に増加していった（山口、1981, p.43～44頁）。

神戸市と京都市では、似たような急激な人口移動でも、結果は異なる。

現在の人口減少区と同増加区といふ区別が現れだす1970年代以降、議員定数も

それにつれて見直されていった。1955年当時では、人口減少区は、同増加区の

2倍以上の定数を抱えていたが、1975年選挙で増加区が減少区を超越し、その後も定数を増加しつつある。その結果は、表16に示す通りである。

自民党は、1963年の31議席をベースにして議席を減少させ、1987年の選挙では20議席にまで落ち込んでいる。その間に、同党は、人口減少区で24議席か

成績(1人) 表6 神戸市議会議員の定数の変化と政党別当選者数(単位：名)

議会における人口減少区(1人)	議会における人口増加区(1人)								議員の合計			
	自民	公明	民主	無所属	計	自民	公明	民主	共産	無所属	計	議員の合計
1955*	14	11	—	—	17	42	55	51	18	17	60	60
1959	24	13	—	—	9**	46	6	8	—	4	18	64
1963	24	8	5	7	1	2	47	7	8	1	1	68
1967	17	7	9	7	3	2	45	9	7	3	23	68
1971	17	6	9	5	7	1	45	7	7	3	1	68
1975	15	4	8	4	5	—	36	11	6	3	1	68
1979	15	1	7	5	5	—	34	11	6	6	1***	72
1983	11	3	7	3	5	—	29	11	10	9	8	43
1987	8	4	6	4	5	1	28	12	10	9	8	44

資料出所：神戸市選挙管理委員会選挙結果調査より作成。

注：\*自民党は自由党と民主党の、社会党は右派社会党と左派社会党の合計。  
 \*\*諸派1名を含む。  
 \*\*\*この1名は、新自由クラブ所属議員である。  
 現選区中の内議員が自民党、公明党、民主党政黨もしくは無所属議員である。市議会議員は、京都市の人口減少区以上に議席減を示した。人口増加区は、7議席から12議席まで増えたものの、全体では低迷しているといわてよい。社会党は、民社党が同党から分離する直前をピークとして、以降は減少の一途をたどるが、1979年選挙を底とし、人口増加区の定数増に乗るかのようにやや議席回復の兆しがみえる。同党は、なにせ最も人口減少区での議席の激減が特徴であったため、本市の大変動が起る1970年代は、無所属議員が議会からほとんど姿を消す時代である。この傾向は、55年体制によって促進されたと思われる。すでにみたように、保守の厳しい政党対立が自治体政治への議員の組織化を促したのである。都市は、非都市部に比べて血縁・地縁に基づく政治的ネットワークが弱体であるために、組合や後援会などのアソシエーションを意図的に創出する必要があつた他、また、比較的容易であつた。そのアソシエーションが政党と結び付いていた上場選で、

京都市では、都市型政党が人口増加区の定数増を駆使して議席を増やしていくのであるが、本市の場合でも同様の傾向が観察される。しかし、自民党や社会党も定数増にしたがって議席を増加させたので、神戸市では、共産党を

除く各政党の間で人口増加区の定数増を等しく分け合ってきた、というほうが適切であろう。さらに、都市型政党は、1971年選挙をピークとして、自民党や社会党的議席をむしり取り、両党的党勢減退の原因となつたことも重要である。神戸市では、市の周辺部での人口増は、京都市ほど必ずしも都市型政党に決定的に有利に作用しなかつたし、市の中心部における人口減少は、京都市とは異なつて、自民党的勢力圏を解体させ、公明党、民社党、共産党などの都市型政党の活動の余地を与えたのである。これは、先にみたように市中心部の住民の中に政策的なマイノリティが存在し、人口減少区がまだ人口を減少させる以前に、都市型政党の進出を許すことになり、自民党や社会党的劇的な減少をたらしたのであろう。

## 2. 神戸市議会議員の職業構成の変化

神戸市は、政党所属の議員が大勢を占めている。この傾向は、都道府県議会や他の政令指定都市議会にも共通し、議員の専門職化と説明されるが（村松・伊藤、1986），一般には、自営業や有給の会社役員を兼任していたり、政党系や組合系の役員を兼任している。表7は、立候補時に各政令指定都市の選挙管理委員会に届けられた立候補者の職業データをまとめたものである。議員以外の様々な役職や職業を兼任しているが、議員を職業として認知する傾向は、いよいよ強まっている。それが選挙戦術の一環であるとしても、議員職をより重視する）という彼らの規範意識の発露であるともできる。

全体としては、議員を職業とする人々の比率の増加と第2・3次産業経営者の比率の減少がパラレルである。また、政党役員が徐々に増加していること、第2・3次産業従業者の数が減少していることも、規模は小さいがやはりパラレルである。神戸市の場合には、政党役員の比率が他の政令指定都市に比べて著しく高く、なっていることが特徴である。政党役員は、むしろ「議員専従職」に近いので、それを議員に加算すると全国平均と同じかそれ以上の傾向となる。この意味では、大都市市議会議員に関して、議員の専門職化と議員の政党化とは同じことであるとみるべきであろう。

表7 政令指定都市市議会議員の職業別当選者数(全体)

選挙年	職業	一・從事者	二・産業	三・農業	二・産業	議員	自営業	専門家	団体役員	政党役員	その他(実数)
		次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	計(実数)
1955	8.9	54.2	8.3	8.7	9.7	9.1	19.0	100.0(503)			
1959	6.8	50.2	7.3	9.9	11.5	12.2	2.2	100.0(559)			
1963	4.4	50.1	11.6	9.1	9.9	10.3	4.6	100.0(584)			
1967	4.0	45.3	11.4	14.2	6.5	13.2	5.4	100.0(682)			
1971	4.2	36.8	8.7	20.7	6.7	13.8	9.0	100.0(687)			
1975	3.8	32.3	7.9	27.6	4.5	11.1	12.8	100.0(710)			
1979	3.0	25.4	4.9	46.8	3.3	8.8	7.8	100.0(731)			
1983	3.2	21.7	4.3	47.2	3.3	7.8	12.6	100.0(729)			
1987	2.5	17.8	5.5	50.2	2.3	7.0	14.7	100.0(729)			

資料出所：各指定都市選挙管理委員会選挙結果調より作成。

注：1987年現在で指定都市となっている市議会について1955年の選挙からすべての選挙結果を加えてある。北九州市は、統一地方選挙期間外で選挙を行っているが、1965年選挙は、1967年の衆議院選挙に加えてあり、他の選挙についても同様に処理した。『二・三次産業経営』とは、「自営業主」、「社長」、「会長」のことである。「議員」には、議員に当選する以前の職業のみしか明らかでない者も含まれている。

表8 神戸市議会議員選挙の職業別当選者数

選挙年	職業	一・從事者	二・産業	三・農業	二・産業	議員	自営業	専門家	団体役員	政党役員	その他(実数)
		次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	次選挙年	計(実数)
1955	3.4	45.8	11.9	16.9	5.1	16.9	—	—	—	—	100.0(59)
1959	1.6	45.3	10.9	10.9	10.9	20.3	—	—	—	—	100.0(64)
1963	1.5	33.8	17.6	17.6	7.4	19.1	2.9	—	—	—	100.0(68)
1967	—	27.9	10.3	29.4	5.9	22.1	4.4	—	—	—	100.0(68)
1971	—	35.3	7.4	17.6	4.4	13.2	22.1	—	—	—	100.0(68)
1975	—	29.4	8.8	27.9	2.9	10.3	20.6	—	—	—	100.0(68)
1979	—	26.4	5.6	38.9	2.8	8.3	18.1	—	—	—	100.0(72)
1983	—	19.4	15.3	4.2	13.9	47.2	—	—	—	—	100.0(72)
1987	2.8	18.1	—	4.2	1.4	8.3	66.7	—	—	—	100.0(72)

資料出所：神戸市選挙管理委員会選挙結果調より作成。

注：表7を参照のこと。

表9 自治体議会議員の政党所属

1987年12月末現在											
	自民	社会	公明	民社	共産	社民連	諸派	無所属	計		
都道府県議会	52.0	16.0	7.6	3.6	4.9	0.02	0.02	14.1	100.0		
政令指定都市議会	30.3	18.7	18.9	11.2	11.9	—	—	2.7	6.2	100.0	
市・大議会	12.2	9.7	10.0	3.4	8.7	0.01	0.03	55.6	100.0		
町村議会	1.0	2.1	2.6	0.03	4.2	0.00	0.01	89.8	100.0		

資料出所：日本統計年鑑1988年版より作成。

注：式で市議会には政令指定都市も含む。

意識し、市町村首長は、国から自律した自治体独自の政策領域の存在をより強く認識している（村松、1988）。各都道府県は、我が国の統治機構のなかでは中間団体に位置づけられる国務省を通じて基礎的自治体を指揮監督する（地方自治法第150条）。政令指定都市も知事の指揮監督を受けることと同様であるが、一般市町村あるいは、政策の立案と執行に関して直接的に国と接触する機会が多く、その意味では政党化しやすい条件にある。都道府県や神戸市などの大都市は、本国の政治と直接連動する政策領域を基礎的自治体よりも歴史的に抱えているために、政党化が促されるのである。

有権者の投票行動における政党化の度合いは、候補者もしくはアソシエーション・ダッシュは、有権者の投票行動は、その政策選好と候補者もしくは政党の政策ポジションとの距離によって規定され、その距離の判断は、政党のラベルに基づいて行われるが仮定した。有権者の多くは、候補者や政党をイデオロギー的に評価することによって、有権者の政策選好との距離を測るのである（Downs, 1957）。この仮説は、様々な搅乱要因によって現実の選挙結果となるが、神戸市の選挙結果を分析すると、衆議院選挙、県議員選挙、市議員選挙の3つのレベルで、有権者は、1970年代以降、投票と政党選択を一致させる傾向にあることが観察される。自民党は、1970年代以降、得票率約30%の大政党に落ち込んでいる。1980年と1986年の2度の衆参同日選挙では、同党は大量的の票を獲得しているが、1980年よりは1986年のはうが得票率が落ちている。次の同日選挙があるならば、自民党の実勢に近づくかもしれない。社会党にとって、民社党の離脱よりは公明党の登場のほうが勢力的にダメージが大きい。1970年以降、同党は、20~15%の間で変動している。

公明党は、登場してしばらくの間は、候補者がそろわなかったこともあって

表10 神戸市の各種選挙における政党別相対得票率

選挙年次と選挙の種別	自民	社会	公明	民社	共産	その他	無所属	計	投票率
1955年・衆	39.5	56.3	—	—	—	—	4.3	100.0	61.2
1955年・市	32.0	20.6	—	—	1.8	0.6	45.0	100.0	60.9
1955年・県	36.3	40.9	—	—	1.0	3.0	18.9	100.0	60.2
1958年・衆	47.9	48.1	—	—	2.8	1.2	—	100.0	61.7
1959年・市	44.8	30.3	—	—	1.5	2.2	21.3	100.0	60.0
1959年・県	42.0	40.2	—	—	0.8	—	17.0	100.0	62.0
1960年・衆	45.7	38.9	—	—	11.9	0.3	5.5	100.0	59.3
1963年・市	41.5	21.8	11.4	9.7	4.2	—	11.5	100.0	63.6
同・県	32.9	33.1	4.8	13.7	3.9	—	11.9	100.0	63.5
1963年・衆	37.5	44.6	—	—	11.6	5.4	—	100.0	57.0
1967年・衆	27.0	31.5	19.2	12.1	6.6	—	3.7	100.0	62.8
1967年・市	37.4	22.4	17.0	10.9	7.1	—	5.2	100.0	54.3
同・県	32.8	29.3	8.5	11.9	10.5	—	7.0	100.0	54.3
1969年・衆	30.1	22.0	21.3	11.1	14.1	—	0.4	100.0	54.9
1971年・市	34.4	18.2	16.1	11.5	13.3	—	6.5	100.0	57.6
同・県	34.5	20.2	9.8	15.2	17.4	—	2.9	100.0	57.6
1972年・衆	34.1	19.8	18.1	7.0	19.8	—	0.9	100.0	57.1
1975年・市	34.6	16.4	18.6	11.3	13.8	—	5.8	100.0	57.6
同・県	30.7	17.9	20.9	9.3	17.0	—	4.3	100.0	57.6
1976年・衆	32.7	18.0	19.1	12.4	16.2	—	1.7	100.0	59.3
1979年・市	33.3	16.4	19.0	12.2	13.4	2.8	3.0	100.0	49.2
同・県	31.4	20.3	15.4	10.1	16.8	—	2.6	100.0	48.3
1979年・衆	31.1	15.3	19.0	16.6	18.0	—	—	100.0	54.8
1980年・衆	40.0	15.8	15.4	14.2	15.0	—	—	100.0	64.8
1983年・市	32.4	16.2	20.0	15.4	12.8	0.3	3.0	100.0	53.4
同・県	33.9	20.8	16.3	19.6	16.2	—	3.2	100.0	53.4
1983年・衆	30.7	17.2	18.4	18.0	15.6	—	0.2	100.0	57.2
1986年・衆	37.2	16.0	17.6	13.2	16.0	—	—	100.0	61.1
1987年・市	29.3	20.0	18.6	15.6	13.6	—	3.0	100.0	53.6
同・県	29.3	21.3	18.4	19.4	18.5	—	3.2	100.0	53.6

資料出所：神戸市選挙管理委員会「選挙の記録」および各種選挙結果調査より作成

注：「市」は市議員、「県」は県議会議員、「衆」は衆議院議員の各選挙。

定している。民社党は、他の政党に比べると他党的動向の影響を受け易い最も不安定な党勢にある。民社党ほどではないが、共産党も不安定な党勢にある。それでも、1970年代以前にみられたような10%以上の得票率の変動は観察されなくなった。政党支持空間に多少の変動幅はあるにしても、神戸市の有権者は、その投票行動を政党レベルに基づいて決定しているといえよう。いうまでもなく、都市選挙区のように政党間の党勢が拮抗しているところでは、たとえ得票率の1%の変動でも当落に影響を与えるので、各党の得票率の変動幅が小さくならざるを得ない。だからといって選挙結果そのものが安定しているわけではない(石川、1978)。

このようなアグリゲート・データは、選挙行動の皮相な分析でしかないかも  
しれない。個人的には、その選挙行動は複雑である。三宅一郎によれば、わが  
国の有権者は、その政党支持が先進資本主義諸国の中でもカナダとともに不  
安定である(三宅, 1986 a)。それでも、政党間の支持の移動は、一方的にプラス  
であったりマイナスであったりはしない。どの政党もある比率で支持を失い、  
またある比率で支持を回復するが、あるいは新たに獲得する。得失の差引の結  
果がその都度の得票率となって現れるのであり、差引の結果がマイナスとなる  
かプラスとなるか当落が決まる。ここででは、12度の衆参同日選挙を除けば、差  
引結果の幅が小さくなっていると指摘しておこう。

神戸市の政治：自治体政治と政党制

表11 神戸市長選挙と政党連合

選挙年	当選者	当選回数	勝利提携の型	敗者提携の型	投票率
1947	小笠原謙吉	1	民主政治連合	社会・共産	50.1
1949	原一郎、忠次郎	1	社会	保守系・民自・共産	39.7
1953	同	2	社会・市会	共産	37.4
1957	同	3	社会・市会	共産	37.4
1961	同	4	市会	共産	27.3
1965	同	5	保守中道連合	共産	32.5
1969	宮崎辰雄	1	非共産連合	共産	37.9
1973	同	2	革新中道連合	自民	59.0
1977	同	3	大連合	—	24.7
1981	同	4	大連合	—	20.5
1985	同	5	大連合	—	22.4

資料出所：神戸新聞の各市長選挙報道、前田義則の連携会議より、改めて  
神戸市選挙管理委員会『選挙の記録』および選挙結果調より作成。

「説明」／「非協力」、市会→市会推薦、「民主政治→民主政治会」(市会会派)。また、公明党  
は、市長選挙議員と候補者を統一して、(公明派候補者)おもて列頭候補者(NPO)の  
大連合体制である。ここででは、原田・宮崎市政の実績を分析するのではなく、候  
そ者は本特集の他の論稿に譲ることにして、自治体選挙と政党制との関連に焦  
点を絞ることにする。日本は今まで選舉で候補者個人として選出候補者を多く、自  
由大連合型選挙は、政党による選挙の放棄である。事情は異なるが、アーヴィング・カ  
合衆国では、民主党と共和党的全国組織は大統領選挙時にしか機能せず、それ  
が候補者補充機能や選挙未開拓ペインが非政党メンバーによって担い出され  
され、有権者の政党離れも手伝って、政党の衰退が指摘されている(岡沢、  
1988)。政党の衰退は、アメリカの政治的基層文化と調和する。ジョン・ファンソン  
などのアメリカ合衆国建国の父たちは、政党を私的利益を求めるのみで公共生  
活としての政治と対立する存在であると評価した。この評価は、現代のわが國  
の政治意識を構成する政治的シニシズムにも通じる(三宅、1986b)。とかく  
政党は、単純化された党略で動ぐと批判され易い。基層文化ともいえる政党に対す  
る根強い不信感が、非政党団体による政党機能の吸収もしくは代行によって強  
化されるのであろう。この基層文化と結び付いて政党排除を制度化したのが、ア  
メリカ合衆国の地方政府である。主として東部地区の自治体では、自治体行

政には政党政治は馴染まないとして、首長選挙や議員選挙から政党色を一掃しているところが多い。

他方、政党なき選挙は、政党の民主主義への貢献を主張する研究者の批判の対象である。「政党なき選挙は、選挙への有権者の巻き込み、関心、投票率の各程度を低下させ、より高い社会経済的地位にある人々に利益を与え、政党選挙システムよりは社会政治的変動のプレッシャー要因として作用し、現職者の地位を安定させ、地域レベルでの選挙もキャンペーン活動から政策選択的要素を排除し、公職者の責任感を希薄化させる」(Crotty, 1986, p. 7)。政党なき選挙は、かえって政党の民主的統治に対する機能的正統性を明らかにすることになつてゐるのである。

（著者）　（年）　（頁）

だが、アメリカにおける最近の地域政党研究は、地域レベルでの政党組織と活動は、むしろ活性化の度合を増していることを報告している(Cotter et alii, 1984)。地域政党は、非選挙時には、ごく少数の政党職員と政党活動家による地道な活動が粘り強く行われるなどを通じて、組織が維持され、選挙時には、彼らの日常活動によって培われた成果が發揮される。大統領選挙の予備選挙では、候補者による演説会場として大学の施設がよく利用される。大学における各政党の活動家たちは、彼らの支持する候補者のために施設の確保、聴衆の动员、演説の盛り上げなどのために熱心に活動する。その活動の成果は、彼らの日常活動の閑散であることはいうまでもない。予備選挙の結果と彼らの貢献次第では、彼らは、本選挙の選挙対策本部入りが期待され、将来が開かれるようになる。大学以外の地域でも同様の事態にある(若田, 1988)。政党組織の状態は、名目的な党员数だけではなく、熱心で忠誠心の厚い活動家をどれほど擁護しているかによっても評価されるべきである。他方、これら地域政党組織は、それぞれの地域の歴史や文化に規定されて多様である。大統領予備選挙における代議員選出方法をみると、コロカスで態度を決める州であれば、州党大会で決めるところもあるが、わが国でもよく知られる一般党员による選挙で決める州もあり、結構ではないが、地域政党組織は、全国共通である必然性はない。

## 神戸市の政治：自治体政治と政党制

神戸市長選挙は、先述のとおり信任投票型選挙が常態となつてしまつてゐる。わが国の政党制は、3つの成層から成り立つてゐる。選挙に限つていえば、国政選挙レベル、自治体議員選挙レベルを以て首長選挙レベルである。各レベルごとに政党間の対立と協調の異なるパラダイムが出現する可能性は否定されぬ。国政選挙レベルの政党は、保守 vs 基新、保守 vs 中道 vs 基新、保守 vs 中道、基新 vs 保守、中道、基新の協調などの対立と協調の組合せがあるものの、保守・中道・革新の3つの陣営に色分けすることは可能である。自治体議員選挙レベルの政党は、都道府県議会や大都市議会では国政選挙レベルと同様の政党制を示すことがある。それ以外の自治体議会では国レベルの政党は市民権を半分に獲得していない。後者の場合、政治家の太材補充や選挙キャンペーンが非政党団体などと並んで血縁集団や地域団体などによく選出されている。前者が政党制の浸透の阻害要因となつてしまつてゐる。前者の場合、有権者の投票態度の決定因子のなかに政党ラベルが後者よりも大きな比重を占めていることが重要である。選出カシスも指摘するように、大衆民主主義社会の選挙では、有権者は、政策選択に基づく投票行動を政党選択に置き換えて決定せざるをえないであろう(Downs, 1957)。

とすれば、知事や大都市首長選挙での大連合もしくは非共産連合等の共産型の選挙では、有権者は何に基づいて投票するのであろうか。データは示さないが、補欠選挙を除いて、神戸市長選挙同様に兵庫県知事選挙も他のどの選挙よりも投票率が低く、それは、都市部の投票率が著しく低い。関西人の間でいって古されていることだが、大阪で錢儲けして住むのは芦屋という住民では、知事選挙の彼らの関心は、むしろ大阪知事選挙のほうに向いているかも知れない。面白い話のような話だが、埼玉県が東京のベッドタウン化し始めた頃、埼玉県から東京に通勤する移住者たるは、東京都知事の名前は知っているが、埼玉県知事の名前は知らない。豊島ではなかれた。神戸市でも同様のことがありのではなからうか。謹言の覚悟で、選挙員首の聯合参入によって、投票権は、外基本的な関心を抱くことができないことに加えて、神戸市では、首長選挙が有権者を投票所に引き張り出すだけの効果を持ち得ないのである。京都市長選挙

を分析した三宅一郎は、<sup>24</sup> 大連合型の首長選挙に京都市民がどのように反応したかを明らかにしている。<sup>25</sup> 有権者の可能な行動は、投票するかしないかの2つしかないのであるが、投票するに至るまでも、大連合型の政党の協調体制に批判的な有権者は支持政党の方針とは異なって他候補に投票するか(積極的批判モドリル)、もそうでない有権者は支持政党の方針に忠実に投票するか(忠誠派)ができる。棄権する場合には、<sup>26</sup> 大連合の成立により自分の投票の意義が失われたと認識する有権者はそれゆえに棄権するか(消極的批判モドリル)。そもそも選挙に关心がないために棄権する者(無党派)があるかもしれない。京都市民の多くは、消極的批判の実践として棄権を選択したようである(三宅、1988, 1985)。<sup>27</sup> これまでの論述の中で、その評価は別としても、都市有権者は、政党ラベルで投票行動を決定する傾向がある。その政党ラベルは、<sup>28</sup> 国政レベルのものであるために、国政で激しく対立している政党間の自治体選挙での協調は、<sup>29</sup> 有権者に階級では理解を超える事態に違いない。首長選挙が有権者の関心を刺激するのは、これまでの1973年の神戸市長選挙のように保革対決などの国政レベルの政党間の対立と協調のパターンと一致したときであるのは当然であるが、<sup>30</sup> 基本的には、<sup>31</sup> 有権者自身が、<sup>32</sup>

5. 大都市政治と政党制の今後合意人の中の選舉対首市議会や市政議會は、まず、  
「先に指摘したように、政党なき選挙は、民主主義の阻害要因となる可能性が  
ある。」自治体の公共空間が国政レベルよりも広いことをも事実である。官能的市長  
による都市経営は、全国の自治体のモデルとしてその秘訣を学びに来る自治体  
職員がひときわ多くなる。それ自体は喜ばしいことである。しかし、それが、  
政党が政治的対抗機能を放棄し、自治体が政治化しないことは看過し得ない。  
それには、たとえ党中央の政策方針と対立するものであらとしても、自治体  
レベルの政策イメージをもつた政党活動家の養成が急務である。現状では、  
現状では、政党イメージが国政レベルの政党活動に基づいて形成されるため  
に、政党イメージと大連合型の首長選挙での政党の活動とが矛盾じ、その矛盾  
を回避するために、共産党を連合から排除するか、あるいは政党活動を休眠状  
態に置くがある。前者はとおかられ、後者の方法では、首長選挙の体制を非政党

団体に譲り渡すことによって、首長選挙体制から政党は排除される結果となる。「それだけではなく、首長候補者の当選に組織的に貢献できないばかりか、政策協定を結ばないために与党としての結束に欠け、当選した首長を与党として議会活動を通じてコンсолид化できなくなる。首長としても、選挙で政党の世話をしなくてはいけないが、そのための組織的基盤を政党組織以外に整備することは、政策決定過程での首長の自由度を高めることを知っている（依田、1980）。自治体議員選挙では、たいていの候補者が与党であるために、地元利益以外の自治体政策の表出機能を首長の政策方針に依存することになり、有権者が政党レベルに基づいて投票態度を決めるところから、政党は、国政イメージによる政党レベルを安易に選挙に持ち込むのである。1987年の統一地方選挙で争点となつた大型間接税問題は、それが自治体の財政にも影響を与えるために自治体レベルの選挙に導入されたことは不自然ではない。また、国政レベルの重要な政策決定を衆議院の解散による総選挙で有権者の判断を求める方法も採用されることがあまりないために、自治体レベルの選挙がその代替機能を果たすことも理解できる。さらに、法律に矛盾する条例の制定権が自治体に与えられておらず、国の政策が自治体に直ちに影響を及ぼすことから国の政策の是非の問題が自治体レベルの選挙に導入され易いことも否定できない。にもかかわらず、それらの制約の中で、地域の政党が自治体規模の政策方針を提示することも不可能ではないのである。首長候補者が出しているものを、政党が出せないはずがない。政治は複雑であり、理解しにくいとの声を聞く。国政レベルの政党イメージでそれと矛盾する政党行動を自治体レベルで展開してきたことが政党政治の複雑さの理由ならば、両レベルの政党行動の論理が異なったものであることを有権者に説明する必要があろう。政党が政治の主要な行為主体であり、かつ民主主義の主要な貢献者であり続けようとするならば、自治体首長選挙において自治体レベルの政策方針を提示し、住民に選択の機会を提供する責務を果たすことが望まれる。

（脚注）**（1）** 本稿での「野党」は、国会レベルと自治体議会レベルと双方の意味で用いられている。これらの2つのレベルを区別するために、「野党」を国会レベルでの「野党」、自らを「地方議員」とする議員の議論の方向に適合している。すなはち議論を翻すことは、後に詳しくみるよ。

（2）『公共空間』とは決議決議において全会一致で議会の構成員が合意する程度のことである。一般に、議会にイデオロギー対立が存在しないところでは全会一致の合意は最も広範囲に行われ、イデオロギー対立の厳しいところでは全会一致の合意は調達しに困難（Riker, 1962; Dodd, 1974, 1976）。

（参考文献）

大前田四郎 1983 「政党、選挙と地方政治」（『都市問題』第74巻第4号）

阿部一郎 1981 「市民党の政治学的考察」（『都市問題』第72巻第4号）

荒木俊夫・相内俊二・川人直喜・糸井義理 1983 「投票行動における連続と変化」（『都市の場』北海道政治学行政学研究会（木鐸社））

石川真澄 1978 「戦後政治構造史」（日本評論社）

井出嘉憲 1972 「地方自治の政治学」（東京大学出版会）

居安正・春日雅司・依田博 1985 「小特集／鳥取県の地方政治家」（『シシヨロジ』第30巻1号）

大森彌 1986a 「比較視座における“地方政府”的研究」（大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会）

大森彌 1986b 「革新派と選挙連合」（大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会）

岡沢憲夫 1988 「政党」（東京大学出版会）

佐竹寛 1981 「地方政治における政党性——思想史的視点から」（『都市問題』第72巻第4号）

新藤亮幸 1987 「助役論の視点と助役を考える」（『地方自治通信』216号）

宮沢弘 1981 「さらば「何でも東京」」（講談社）

村松岐夫 1986 「政府間関係と政治体制」（大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会）

村松岐夫 1988 「地方自治」（東京大学出版会）

村松岐夫・伊藤光利 1986 「地方議員の研究」（日本経済新聞社）

三宅一郎 1985 「政党支持の分析」（創文社）

三宅一郎 1986a 「政党支持と政治的イメージ」（綿貫謙治・三宅一郎・猪口孝・蒲島郁夫・吉野一郎著：吉野一郎著）

島郁夫『日本人の選挙行動』（東京大学出版会）

- 三宅一郎 1986b 「政党支持と政治シニシズム」（前掲書）
- 三宅一郎 1988 「市長選挙における批判的投票行動——最近の京都市長選挙——」（『神戸法学雑誌』第37巻第4号）
- 山川雄巳 1984 「市会議員と政策過程」（関西大学経済・政治研究所『研究叢書：統計・都市議員の態度と行動』第53号）
- 山川雄巳 1985 「市民意識の変容と市政の課題」（『都市問題』第76巻第4号）
- 山口一 定 1981 「京都市の戦後政治史序説」（三宅一郎・村松岐夫『京都市政治の動態』）
- 依田博 1980 「試論・候補者選定過程と政党の民主化」（神戸大学教養部紀要『論集』第26号）
- 依田博 1981 「市長選挙と政党間の対立と協調」（三宅一郎・村松岐夫編『京都市政治の動態・大都市政治の総合的分析』有斐閣）
- 依田博 1985 「立候補の理由と集票のメカニズム」（居安正他『小特集／鳥取県の地方政治家』『シシヨロジ』第30巻1号）
- 依田博 1988 「地方政治家」（川端正久・的場敏博『現代政治』法律文化社）
- 若田恭二 1988 「草の根のアメリカ政治」（時事通信社）
- Crotty, C. P., Gibson, J. L., Bibby, J. F., and Huckshorn, R. J., 1984 Party Coalitions in American Politics, Praeger.
- Crotty, W. 1986 "An Agenda for Studying Local Parties Comparatively," in Crotty ed. Political Parties in Local Areas, Univ. of Tennessee.
- Dodd, L. 1974 "Party Coalitions in Multiparty Parliaments: A Game-Theoretic Analysis, A. P. S. R., Vol. 68.
- Dodd, L. 1976 Coalitions in Parliamentary Government, Princeton Univ. Press.
- （岡沢憲夫訳『連合政権考証』政治公報センター, 1977）
- Downs, A., 1957 Economic Theory of Democracy, Harper & Row.
- Dunleavy, P. 1980 Urban Political Analysis: The politics of collective consumption, Macmillan.
- Riker, W. H. 1962 The Theory of Political Coalitions, Yale Univ. Press.

聽說這事還沒有真，只說是小人傳

神戸の財政

神戸の財政	8891	浪	田中
(市立収容院・精神科病院)			
神戸市立精神科病院(精神科専門病院)	1891	浪	田中
神戸市立原町田病院(精神科病院)	1891	東	田中
(市立収容院・精神科病院)			
神戸市立精神科病院(精神科専門病院)	1891	東	田中
神戸市立精神科病院(精神科専門病院)	1891	東	田中
(市立収容院・精神科病院)			
神戸市立精神科病院(精神科専門病院)	1891	東	田中

昭和は激動の時代だったといわれる。しかし明治・大正も昭和に劣らず、この100年わが国は日清戦争、日露戦争、第1次大戦、恐慌、第2次大戦といった大変動の波をくぐりぬけ、戦後の繁栄を築いてきた。市財政もある時はその波にのって大きく飛躍し、ある時は波の谷間で萎縮を余儀なくされた。その時々の日本の動き、神戸市の動きがそのまま市財政に反映した。

明治22年度神戸市決算額48億円、昭和62年度1兆2,447億円(各会計純計額)100年間(正確には98年間)に市財政は2,593万倍になった。この間に物価は1万倍近く、人口は10.5倍、実質市民1人当たり決算額を計算すると、約300倍になる。意外に大きな市財政の膨張である。以下表1の一般会計歳出決算額での推移をみる。

2 明治時代

**学区費除外** まず明治25年度決算額の対前年度△53%という激減が目につく。これは予算の半分を占めた教育費「学区費」がこの年市会計からはずされ、区——学区ともいった——で扱われることになったためで、この年度決算額41千円は100年間でもっとも小さい。

ここで区とは今の行政区——昭和6年度設置——ではない。「学区」「財産区」両方の性格をもつていて、小学校を経営し昔からの共有財産を管理していた。学区としては「地方学事通則」、財産区としては「市制」という法律にもとづいており、当時市内には神戸、葺合、湊西、湊東の4区あった。市民から

注) 首位未満の金額は四捨五入した。

選舉された区会をもち、この年から小学校経費は各区会の議決によることになった。

ちなみに区は区会で定めた税率で税を徴収、税率は区の富裕度——共有財産の多寡による——によってマチマチだった。また小学校経費には教員給与を含み、この頃の就学率は50%に達していなかった。

歳入歳出同額決算 明治26年度決算は歳入歳出とも65,302円24銭7厘の珍しい決算だった。歳入歳出が同額になるととは滅多になく、ようやく歳入が歳出よりも多く、この年は厘単位まで同額だった。同額決算は100年間で26年度だけだが、実際はこの年歳入で歳出が晦えず、土木工事等の支払いを翌年度に繰延べてムリヤリ同額にしたのだった。市制施行後間もなかったせいかもしれない。

ちなみに決算が厘単位だったのは昭和7年まで、銭単位が20年まで、21年以降円単位になった。予算は一足はなく明治40年から円単位になった。

日清戦争で事業差控え 明治27、28年の日清戦争では、国力を戦争に集中するため、全体的に地方団体の事業は差控えられ、予算は緊縮方針で編成された。そのため表1の決算伸び率は両年度とも10%台で、前後の年度にくらべ低い。ただし、後の日露戦争や第2次大戦にくらべると、戦争の規模が小さいだけ影響は軽かった。

県税が市税に、決算一挙に3倍 明治29年度市財政は一挙に前年の3倍以上に急膨張した。第2次大戦後のインフレ期を除ぐと、100年間で最高の増加率である。

急膨張の最大原因は「三部制」の変更で、それまで兵庫県が市内から徴収していた県税がすべて市税になり、そのかわり市は県に対し市内県事業の経費に充てる「県負担金」を納めることになった。三部制について後述するが、この変更で財政規模はほぼ2倍に、税収は3倍になって、昭和15年の廃止まで三部制は市財政に大きく寄与した。

このほか、戦勝で戦中控えた事業を活発に実施したこと、この年台風で湊川(今の新開地を流れていた)の堤防が決壊し復旧に多額を要したこと、天然痘

の流行による感染田村0(今のが長田区)合併等いろいろな増加要因がありこの年重なった。

条約改正 沿居留地編入 永代借地権 明治32年暮末に締結された不平等条約が改正・明治外法権が撤廃され神戸では外国人居留地25haの行政権が日本側に戻された。市は遊園地費・外国人墓地費・消防費等の居留地関係追加予算14千円を計上され、対処した結果現段階では、該地区は賃金、税金、通水料等を支払う。

この居留地は明治のはじめ日本政府から外国人に競売され、その権利は「永代借地権」として、家屋税・地租等を免除された。

神戸は条約改正で租税免除特権はなくなりたとし、32年度が市税の家屋税を賦課したところが外国人側は特権存続を主張し滞納するものが多く、遂に38

年には公牛の国際仲裁裁判所に提訴され、ここで外国人側勝訴の判定があつたが、市は納付済税額39千円を返付する破目にならざるを得ず、これが原因で、この問題は

時代はくたって昭和12年3月、この特権解消について関係国と日本政府の協議が整い、15年の猶予期間をおいて17年4月から何等の補償なく永代借地権を一般所有権に転換する合意ができる。思えば昭和の時代まで70年余にわたって不平等条約の屈辱的遺物が市内中心部に残存した。この特権廃止については、大蔵省が国の國力増進とともに本市が同じ状況下の横浜・長崎両市と共同して撤廃運動に努めたことが加わって実現できた。

日露戦争、予算圧縮 日露戦争は明治37年12月10日はじまったが、この時市の37年度予算案は既に出来上がっていた。しかし開戦の新事態に、政府の指示もあり、前年にくらべ25%減の超緊縮予算に編成し直された。決算ベースでは表1のように12%減にとどまつたが、日清戦争と大きな違いだった。

34、35年度決算も前年を下まわるがこれは不況のため、38年の61%急増は戦勝で諸事業を一挙に実施したためである。

築港工事着工、巨額な負担金 明治40年9月、年来の市の要望がみのり、神戸港の本格的な築港工事が始まった。当時神戸港の管理・修築は大蔵省所管で、市は國に対し工事費の一部を負担しなければならなかつた。その負担金第1回

分100万円がこの年支払われた。一般会計規模が100万円前後だから、負担金がいかに大きかったか分る。40年度決算は一挙に前年の89%増となった。

しかしこの年は戦後の反動恐慌で財源の公債募集にとって時機が悪く、むなぐ短期債(一時借入金)での年崩れ、好況にならぬ42年度に他年度分をあわせて低利長期債に借換した。42年度はこの借換債が収支に計上され、決算額は前年より69%急増した。43年度の59%減はそれの平常化である。負担金納付は大正3年一応終ったが、金額が漸減して2、3年度決算規模は前年より減った。

**3 大正時代**　　この時代を経て、市税負担額・貿易額・アマモ・鉄道並用の大戦景気未曾有の増収。大正3年7月第1次大戦勃発翌月わが国も参戦した。参戦とはいへ、主戦場のヨーロッパから遠く離れたむじろわが国は第三者的立場。膨大な軍需品注文のほか、歐州諸国に代えて広大な商品市場に恵まれることになった。経済界は未曾有の活況を呈し、貿易額は激増、海運界は數多の船成金を生み、神戸は大戦景気を最大限に享受した。物価は倍増したが、市税は増収を重ねた。市民1人当たり市税負担額は、大正4年まで6大都市で15位から6位だったが、5年以降躍進2位に急上昇した。以下は大戦勃発から大戦終結までの神戸市税負担額と大戦前後の歳入出決算、線越金の状況をみたのが表2である。日清・日露両戦争も参考だ。ほんのこゝりの大戦の影響

市税の変遷、見てお表2 第1次大戦前後の決算状況(単位:万円)

年 度 大正 3 4 5 6 7 8 9	歳入		歳出		歳出		翌年度線越金 D=B-C
	予算額A	決算額B	対予算額増加率 B-A/A	対前年度増加率 B-C/C	対前年度増加率 C-D/D		
大正3	1,643	1,620	△1.4%	△7.7%	1,485	△8.5%	135
4	1,818	1,857	2.1%	14.6%	1,616	8.8%	241
5	1,928	2,365	22.7%	27.4%	1,807	11.8%	358
6	2,425	4,115	69.7%	74.0%	2,306	27.6%	1,809
7	4,835	8,103	67.6%	96.9%	4,287	85.9%	3,817
8	15,678	15,937	1.7%	96.7%	8,865	106.8%	7,072
9	19,252	22,509	16.9%	41.2%	16,730	88.7%	5,780

戦争や第2次大戦では地方財政は圧縮されたが、第1次大戦ではまったく様相が異なかった。総務省による調査結果によれば、神戸・姫路市の重複負担額は空前の線越金の戦争の始まると大正3年度決算は前述のように前年を下まわり、歳出決算額は予算額を下まわった。4年はやや好転、5年は相当に好転して、線越金は50万円を突破、非常に好決算とな込んだ。しかし6年は予想通り好況はとどまるところを知らず、翌6年歳入決算は予算を70%を越えた。予想できぬ大増収となり、線越金は一挙に100万円を突破。前年度の3倍強となる。翌7年も予想通り大増収となり、線越金は一挙に100万円を越えた。前年のほぼ2倍になり、線越金も倍増。歳出決算額に対する線越金の比率は89%と財政規模に近い381万円を線越す空前絶後の事態にならぬ。線越金比率89%は100年間で最高である。金剛・アマモ金山線、ひらき大橋、瀬戸内橋、横河橋など、大正3年から明治戦争は終ったが好況はつづき、翌8年度歳入も前年のはず倍、線越金も倍増し700万円を越えた。しかし好況はここまで、9年経済界は反動不況に陥り、時期的に増収をみたが、以後減少気味となる。歳出は伸びず、物価指数は実質4倍、この間物価は急騰、日銀東京卸売物価指数は2.7倍、地方財政規模は3倍強になった。市の財政規模は11倍に拡大、物価騰貴分を差引いた、実質4倍の膨張だった。地方財政全体が実質的に微増にとどまつたことを考慮すると、大戦景気がいかに市に好影響を与えたか分る。

神戸市火災はどの間年平均6%という大きな増加率を示す。第2次大戦後の恢復期を除き、100年間で最大の増加だった。歳出は、歳入の伸びと並んで学区廃止。大正8年3月限りで学区が廃止され、小学校関係の一切の権利義務を市が引き受けた。これが賦課課ていた諸税も市税に吸収された。されば、①学区間の財政力の差が施設の差を生み、年々その差がひびくならた。税率は最大5倍の開きがあった。②人口急増で児童数も急増、施設が追いつかない図があった。③大戦景気で市に余裕ができるごと等を考慮して実施された。これを機会に林田・湊・湊東の3区が廃止され、共有財産の大きがった神戸・湊西・葺合の3区は単なる財産区として存続することにならなかった。

17年度6区あわせて80万円の教育費は、18年度市予算で120万円になった。

区有財産の市委議 神戸・湊西・葺合3区は財産区として存続したが、その後区有財産統合の市方針にあり昭和8年から22年にかけ神再度山など山林を主として合計約1,000haの広大な土地の市委議が実現し、市の背山整備に大きく寄与した。委議に伴い、明治22年以来50年間にわたる財産管理に当たった区会は、昭和12年がぎり廃止された議事録燈籠は現金のみのものとし、出銀電気事業等の特別会計これまで一般会計についてのみ述べたが、市制施行当初は一般会計だけだった。明治29年水道建設着手とともに特別会計第1号として水道費会計を新設、33年から給水を開始した。入賀さくら市役所にて、大正16年神戸電気株式会社から電気事業(発電と配電)と市街地電車を買収、市が直営することになり翌17番目の特別会計として電気事業費会計を新設した。この会計はほぼ一般会計に匹敵する大きさで、繰出金等で一般会計にその後大きな寄与した。8年には都市計画法が施行され、都市計画事業費会計(昭和25年廃止)が設けられた。この結果、総額1,007万円の「開港

昭和年代には事務事業の拡大とともに数々の特別会計が新設・廃止されたが、平成元年2月現在21特別会計が設けられており、うち8会計は地方公営企業法を適用している(横川・豊田・鷹取・久留米・北九州市・福岡市・大分市)。

造船所に融資し神戸の基幹産業である造船業は不況の打撃をもろに受け、川崎造船所(現川崎重工業K.K.)は一時閉鎖の状態に陥った。当時17,000人の従業員と家族を含める28万人(市の人ロ66万人)の生活につながる問題とならざる。この事態に市は昭和3年苦しい財政の中から300万円という巨額の融資を造船所に行なった。基幹産業とはいえ、企業合併のよみがけ融資は前代未聞であった。同年5月鈴木商店(鈴木商人)は、本拠を新鈴木商店に移転した。翌前年4月、神戸に本拠を移す鈴木商店が倒産した。貿易商から三井・三菱に比肩するまでにならざる大企業だが、恐慌の影響は特に神戸にきびしいようである。兵庫県議会は、昭和2年以來市財政は困惑の極に達し、公私共に極めて消極予算を編成し、弥縫に弥縫を重ね來りたるも、経済界の状況は沈没し……税の漸減はほとんどの停止する所なき実情を呈し、本市財政上まことに憂慮せざるをさると至る。昭和2年5月の市長選挙では、鈴木商店の鈴木謙吉が勝利した。昭和3年6月に中止された工事の中止の昭和6年の満州事変を契機に経済界はようやく活況を呈し、昭和8年度決算では市税は各税目で增收をみ、市の諸事業も活発に行われる事がなれた。満州事変の影響も重なり、昭和10年1月政府は地方長官あて通牒し、経費節約、新規経費抑制、庁舎・学校等の新築・増改築中止、土木・上下水道工事等の打ち切りは繰延を指示。同時に地方債抑制の通牒も発じた。この結果、12年度地方財政決算は前年度比22%もの大幅減額にならざる。市決算は表1のように36%減だが、これは前年に市債借換があり、減少率が特に大きくなっている。昭和11年、皇太子殿下御降誕記念公会堂建設設計画が昭和8年12月現天皇がお生まれになり、翌19年市は御降誕記念事業として中央公会堂建設を計画した。最終計画額505万円の大事業で、この財源の一部として150万円目標で募金、目標超過の223万円の净財が寄せられた。建設予定地太倉山の整地工事も終了し、12年7月から8月に建築工事入札予定だったところへ、折悪しく日中間に戦火、陽の目を見なかった。残念なほどだらだらと滞在する間もなく、ついに支那内市の大水害。昭和13年7月豪雨による大水害が市内に発生した。復旧に1,000万

で徴収する。②県が市内から県税として徴収する。この2方法があり、兵庫県は①によつていた。これは既述のように明治29年②から①に変更された時現在県が市内から収納する県税は、半分程度市内に県行政で還元され、残りは郡部行政によつているが、三部制では市内での県の収支はトントンで、その分市民負担は今より軽かった。市は市税として県税相当分を徴収するので財政に彈力性を持ちえた。（註）選舉権を有する者と貨物を輸出する者）三部制沿革この制度は明治14年以来60年の歴史をもち、明治後期には東京府を含む6府県と広島県で実施していた。その後次第に郡部が市部化、両者の差が少なくなり、大正末から昭和はじめにかけ5府県が廃止した。（註）津井洋一著「三部制の廃止」、日本評議会編「三部制の廃止」、1936年）

**三部制存続運動** 昭和15年2月三部制廃止を含む税財政改革法案が議会に提出された。提案前から市は名古屋市と協力して存続運動を展開、郡部側は廃止運動を進めたが、まず社会大衆党が廃止の3年間延期を主張して、民政党が1年間延期を決定、政友会2派は中立的立場をとった。しかし政府は目玉の地方分与税（地方交付税の前身）、創設に三部制が障害になるため強硬で、遂に政党側が折れ政府に同調。法案は3月末議会を通過した。この年7月から8月にかけて各政党は解散、翼賛政治体制に一本化される直前のことだった。

**善後措置** 兵庫県では5月、「三部制廃止に伴う善後措置委員会」を発足させ、会長に知事、市郡双方から同数の委員を選出し、『「県政上の画期的大変動たる三部制廃止」（坂知事）の善後措置が検討された。』（註）大正14年5月開催）この結果、県費2,500万円で、①市内に県立第4中学校、第三高等女学校、航空工業学校等5校の中等学校新設、②消防署の新設等防空施設の充実、③神戸明石線・神戸三木線の道路建設等が決定された。2,500万円の金額は、当時の郡部債7,000万円、市部債1,000万円で、市部債は非常に少ない。市郡一本化後は多額の郡部債務を市民が負担することを勘案して定められた。（註）兵庫県は可能な限り直ちに予算化し、実現に努力したが、翌年開戦、戦後は財

円の巨費を要じたため、表1のとおり13年度決算は33%増、14年度は元に戻り20%減にならだ。武・前田謙作の税制論（著：著、日録社新編）によると、昭和15年の大改正（昭和15年中央・地方を通ずる税財政制度の大改正）があり、中央集権的官治的体制が整えられた。国税は人税本位、地方税は物税本位になり、人國税は彈力性と増収を期待できるが、地方税は固定的となつた。独立税と付加税が半々だった地方税は、新制度では付加税と新設の地方分与税が85%を占め、独立税は15%に過ぎなくなつた。所得税付加税賦課禁止が定められ、大市市長は、彈力性のあるとの税の禁止解除を連名で政府に要望したが、実現しなかつた。（註）大正14年5月開催）この改正で、市にとって忘れられないのが三部制廃止である。（註）兵庫県は市にとつて忘れるのが三部制廃止である。

**三部制** 三部制とは、「府県制」（今の地方自治法）140条「特別の事情ある府県迄では、勅令の定むるところに依り、市部郡部の経済を分別し、（註）議会に市部会、郡部会、市部参事会、郡部参事会を置き、（註）この規定にもとづく大都市所在府県の特別な制度であった。大都市と郡部は社会経済状態が異なるからとし、府県行政で両者を区分した制度で、15年当時兵庫・愛知2県がこの制度によつていた。（註）山中榮太郎・柴原の新幹線・高官・市町村費課税譲り三部とは、市部（大都市部のこと）で、大都市以外の市は郡部に含まれた）、郡部は連帯部の三部で、たとえば神戸市内の警察署や県立中等学校の経費は市部経済（会計）で扱い、市外のそれは郡部経済で、両方に關係ある警察本部や師範学校・高商・盲聾哑学校の経費は所在地に關係なく連帯部経済に所属した。連帯部経済の財源は、市部郡部双方が人口と直接国税の比率で分担した。各経済の執行は知事の権限だが、議決機関は市部経済について市部会（市部選出府県会議員を構成）、郡部経済は郡部会、連帯部経済は全体府県会であつた。（註）大正14年5月開催）

**市内収支トントン** 市部経済全部と連帯部経済市負担の財源は、①市が全額負担金として県に納める。県は市内で県税を徴収せず、その分を市が市税として

局支店長になり、電気局従業員 1,545人が新会社に移った。電気事業費会計は、運輸事業費会計と改名し、規模は大きくなった。

昭和26年の電力再編成で発電と配電をあわせ関西電力株式会社ができたが、現在市が関電株式を大量に保有し、第3位の株主であるのはこの経緯による。なお、19年戦争激化にかかわらず、電気事業から生じた巨額の積立金や余裕財源500万円で「特別不動産資金」が設置され、今の舞子ゴルフ場、多聞団地、不用山牧場等の広大な土地あわせて1,000haが買収された。これは戦後の都市整備に大きく役立った。

開戦に國策に照應。これまで戦争関係費としては、犒軍費（コウガンピ、軍隊をねぎらう経費）、國民精神総動員費、金属類回収費、軍事労務者厚生施設費、銃後奉公会補助、在郷軍人会補助等が計上されたが、いずれも間接的経費で金額的にも僅かであった。

開戦2カ月後の昭和17年2月、新年度予算の市会提案にあたり野田市長は述べた。『明年度予算は、宣戦の大詔済済に依り、國の総力を擧げて聖戦に従う時であり、専ら政府の企図せられる國策に照応することを第一として編成を致

表3 戦争関係費の推移（臨時部歳出）

事 項	昭和14	15	16	17	18	19	20
防空資材装備費	90	318	2,970	1,475	3,213	9,686	3,550
その他防空費	—	—	—	—	911	4,152	2,170
疎開事業費	—	—	—	—	539	7,392	5,077
学生軍団疎開費	—	—	—	—	—	5,727	7,152
物資調整費	162	787	689	461	669	1,131	1,538
その他	—	—	—	—	—	—	—
計 (A)	—	252	1,105	3,659	5,011	6,837	34,180
臨時部決算額(B)	6,783	9,691	9,728	11,515	12,538	42,355	42,571
戦争関係費の比率 (C) (B)	4 %	11 %	38 %	43 %	54 %	81 %	83 %

(注) 臨時部決算額は、一般会計臨時部につき、公債償還費、他会計繰出金、吏員費を割除した。

年次		決算額		増加率		年次		決算額		増加率	
年度	単位										
昭和15年	千円	昭和16年	千円	昭和17年	千円	昭和18年	千円	昭和19年	千円	昭和20年	千円
25,592	△12.5%	22,207	△25.8%	32,711	△8.0%	34,977	△0.6%	34,771	△0.8%	34,771	△0.8%
15		16		17		18		19		20	
66,510	△90.2%	65,955	△0.8%	66,510	△0.8%	65,955	△0.8%	65,955	△0.8%	65,955	△0.8%
21		21		21		21		21		21	
692	△216.0%	216.0	△100.0%	692	△216.0%	692	△216.0%	692	△216.0%	692	△216.0%
22		23		23		23		23		23	
1,984	△186.7%	186.7	△67.6%	1,984	△186.7%	1,984	△186.7%	1,984	△186.7%	1,984	△186.7%
23		24		24		24		24		24	
5,236	△53.2%	3,325	△58.1%	5,236	△53.2%	5,236	△53.2%	5,236	△53.2%	5,236	△53.2%
25		26		26		26		26		26	
6,066	△6.066%	6,066	△15.4%	6,066	△6.066%	6,066	△15.4%	6,066	△6.066%	6,066	△6.066%
27		28		28		28		28		28	
5,474	△38.4%	4,781	△13.4%	5,474	△38.4%	4,781	△13.4%	5,474	△38.4%	4,781	△13.4%
29		30		30		30		30		30	
5,523	△12.3%	5,523	△12.3%	5,523	△12.3%	5,523	△12.3%	5,523	△12.3%	5,523	△12.3%
30											
9,501	△0.2%	9,501	△0.2%	9,501	△0.2%	9,501	△0.2%	9,501	△0.2%	9,501	△0.2%

(注) 昭和63年度のみ当初予算額である。

資源開発と経常部費が主と見て消費的経費(一に分れていた)決算額で、14年度から19%を過ぎながら戦争関係費は、15年10%をこえ、開戦の16年一挙に38%、18年には50%を超えた。16年から防空資材整備費、18年から疎開事業費が急増、19と20年度は80%以上が戦争関係費で占められた。  
 防空資材とは、小型ポンプや腕用ポンプ、防毒面、防毒衣、防空壕、貯水槽等があり、それら国庫補助率がきぼちていたが、実際には超過負担があつて、実質市負担は70%をこえた。震災は出島で開拓事業、疎開費も出島で開拓事業で、疎開費は、1世帯250円の移転奨励費と共に疎開跡地を市が買収または賃借する経費であった。学童集団疎開費は、が疎開児童の食費、(1/2)が疎開先の建物賃借料を傭人の経費で、県補助65%残りを1人1ヶ月10円の食費保護者負担金を市費で賄つた。  
 昭和20年になると神戸も度々空襲され、被災者収容所開設や炊出しに多額の経費を支出したが、これは全額国庫負担だった。昭和21年では未だこのまま表4のようにならず、17、18年度の決算規模は前年と変わらなかったが、19年度は疎開費急増で一挙に規模が倍増、20年度は終戦、人口激減で僅かながら減少した。

## 一 統一

膨大な黒字、この頃の財政状況をみたのが表5である。この中で、図示された緑越金(A)は、歳末決算額から歳出決算額を差引いた残金で、翌年度へ繰越される形式収支といふ。官庁会計では緑越といふ制度があり、年度内に事業が

表5 戦中戦後一般会計収支状況(単位:百万円)											
年次		項目		昭和15		昭和16		昭和17		昭和18	
年度	単位	年度	単位	年度	単位	年度	単位	年度	単位	年度	単位
		(A)緑越金(△)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(B)形式収支	10	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637	
		(C)事業繰越予算	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(D)=△(C)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(E)=△(D)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(F)=△(E)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(G)=△(F)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(H)=△(G)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(I)=△(H)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(J)=△(I)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(K)=△(J)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(L)=△(K)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(M)=△(L)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(N)=△(M)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(O)=△(N)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(P)=△(O)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(Q)=△(P)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(R)=△(Q)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(S)=△(R)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(T)=△(S)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(U)=△(T)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(V)=△(U)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(W)=△(V)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394
		(X)=△(W)	14	10	7	6	8	13	12	63	△229△109△243
		(Y)=△(X)	3	9	11	17	14	16	△11	△60	△230△398△637
		(Z)=△(Y)	17	19	18	23	22	29	1	3	△289△394

完成しない場合、事業費を次年度へ持越し、同時に財源も持越す。この財源所要額が(B)で、これは当然とておかねばならないから、本当の収支は繰越金(A)からこの額(B)を差引いた額となればこれを実質収支という。(また、その年の実質収支額から前年のそれを差引いた額(D)を単年度収支といふ)。その年度で実質黒字又は赤字がどれだけ増減したかをあらわす。以下、特にことわりない限り、黒字赤字は実質収支を意味する。

日中戦争開始以来の節約、事業抑制で歳出は極力抑えられ、歳入は軍需景気による税収増で増加、この頃縁越金。黒字は増大の前途をたどり、昭和18年度黒字は約1,700万円にも達したが、財政規模3,400万円の50%にもなる。50年以降市財政は黒字を続けていたが、黒字額が歳出決算額の1%をこえたことは一度もない。この時代いかに巨額の黒字だったか分る。

——戰後——

困ったことじゃのう 戦災・人口減による税収激減、急激なインフレ、大戦災復興など仕事の急増は、市財政を一挙に窮屈化させた。昭和22年の追加予算市会で小寺市長は言った、「今日の財政の問題は、まことに残念ではありますから、見通しがつきません。どんな財政経済学者でも、この日本はじまって以来の変態財政では何も予言することはできないし、積極的に計画を立てることができない。ただ“困ったことじゃのう”というばかりである。……いつになつたらこのやりくり算段が終るのかといわれると、残念ながら返事ができません。名案があればお教え下さい。」

名案があればお教え下さい、とは責任者として無責任な言葉にもとれるが、まったく途方くれる状況であった。表4のよう、インフレで21、22、23年度と財政規模は連年3倍増をつづけた。物価が一応の安定を見た26年度と終戦の20年度を比較すると、財政規模は92倍になった。日銀東京御売物価指数はこ

の間60倍も実質的伸びは5割増になる。この半額へ率荷車點をも率賄財荷點  
額内容的には約20年度大部分を占めた戦争関係費が姿を消し、新たに戦災復興  
費、六三制義務教育費、生活保護費、市警察費等が大きなウエイトを占めるよ  
うになつた。

二転赤字に、表5のよろと昭和21年を境に市財政は黒字から赤字に転じた。膨大な戦時中の黒字は、21年度1年間で全部使い果してしまった。税収激減と事務事業激増で、市財政は連年単年度赤字を続け、実質赤字は雪ダルマ式になってしまった。23年度からは財政規模の10%をこえるようになった。宝くじも始まり、財源確保の努力が続いたが、燃石に水だった。

翌年度歳入繰上充用に遂に昭和23年度には形式収支も赤字になり、その年の収入が支出に足らなくなれば翌年度の収入を「先喰い」して帳尻があわされたりかねてこれを「翌年度歳入の繰上充用」という。100年間にこの異例な措置がとられたのは、23年から13カ年度と30年度の14回だけである。(註)しかし、この繰上充用税制(アカリカのシヤウイツ税制)使節団の勧告をもとに新地方税法施行は昭和25年だった。このアカリカのシヤウイツ税制は、地方自治の原点に立った改革で、附加税制度を全廃し、独立税主義をとった。従来本税は国税あるいは県税で、それに一定率の市税を掛け加えて各市の課税対象に賦課したのが、国県市それぞれ個別の課税対象から独立した税を徴収するようになった。(註)また、省内に複数の税率を設けるなど税を整理しつゝ税負担の合理化をはかりながらも相当な増税を行なったところ、この年のあまりに「激しい」(註)財政措置によって総合

・固定資産税新設との改正でこれまで県税だった地租・家屋税の対象である土地・家屋に新たに事業用償却資産（機械設備など）を加えて、「固定資産税」が市税として新設された。市民税は均等割と所得割で決定するよう改められ、いわゆる2税が市税の柱となってきた（ほか電気ガス税・自転車税（昭和33年廃止）も市税とされた）。額割り奉行監督、まことに、市町村に市況附加税をかけていた事業税の入场税・遊興飲食税は県税一本になり、都市計画税は廃止（のち31年復活）された。

課税制限率から標準税率へ、税率については從来課税制限率のみ法定されてゐたが、新制度では全国一律の標準税率制度が採用された。税目もほとんど法定され、法定外税目（市では商品切手発行税のみ）には局限されたが、戦前にくらべ税目・税率とも全国画一的になった。

以後この税制が40年近く続いたが、平成元年の消費税導入を柱とした税制改革を迎えることになる。この税制改革は、地方の財政均衡のため、地方財政平衡交付金（地方団体の財政力不均等是正のため最初の地方財政調整制度として「地方分与税」が昭和15年にできたりと、すでにみだるシャウブ勧告はこれをさらに発展させ、25年から地方財政平衡交付金（29年以降地方交付税）とした。この税制改革は、これまでの税制代替りの税制改革よりも、より地方団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を超過する額を各団体に交付した。市は地方分与税以来交付を受けたが、30年市警廃止による需要額減少で交付されなくなり、34年まで5年間不交付団体だった。35年以降ふたたび交付を受けてあるが、これは、戦後から、いわゆる公共事業の返上と、昭和26年の赤字財政克服のため、市は公共事業返上を含む歳出予算の大削減を行なった。前年度決算は、歳入48億円、歳出52億円、差引4億円収入不足で翌年度歳入を繰上充用し、実質赤字は6億円をこえた時そのため国庫補助がある公共事業につかっても市負担分が捻出できないと、市はすでに内定していた補助金額の約半分を国に返上し、11月合計11億円余の大減額予算を編成した。市会は重大な事態だと、当初予算と同じように予算特別委員会を設置して審議した。

この非常措置と政府の特別起債承認で、26年度決算は一挙に逆億円余の実質黒字になった。しかし、この措置は継続できるものではなく、27年度以降また赤字決算がつづいた。全国的には29年度全地方団体の半分が赤字になり、30年末には地方財政再建促進特別措置法ができ、希望団体には財政再建債等による赤字撫慰措置が政府により講じられたが、市はこの法の適用を受けず、自主再建に努力することになった。

財政規模は、25年度は物価騰貴、シャウブ改革、東灘区合併等で表1のように58%増をめたが、30年度は市警廃止でわずかながら減少した。譲金償公式並みの譲金額・積立金額の増加による財政基盤の強化は、この結果、8、昭和31年以降

神武景気、黒字に、昭和30年代に入るどもにわが國には神武天皇以来といふ「神武景気」が到来、税収増と市自身の努力で31年度決算は累年の赤字をはじんど解消、わずか300万円の実質赤字を残すのみになつた。政府の経済自書が「戦後ではない」と述べた年だ。翌32年市財政は遂に黒字に転換した。市企業年率順位は山陽銀行の1位を獲得、市黒字赤の積立金も黒字財政を背景に、以後各種事業が見違えるように活発になった。32年、下水道事業10ヵ年計画着手、新市庁舎完成。33年、海面埋立事業本格化、三宮地区都市改造事業着手。34年、摩耶埠頭着工等々。急激に成長した社会経済に適応できるよう、産業基盤等への投資が強化された。また、大正時代から、戦前までは安定成長、それまで市財政は、好景気や市勢発展による急膨張と、戦争や恐慌による圧縮をひたたび繰返した。その振幅ははなはだ大きく、3倍以上に伸びることもあり、半分以下に縮むこともあつた。しかし昭和31年以降は、平和が続いた時代を反映、これまでと大きく様相を異にし、財政は安定した成長を続けていている。

表41をみると、戦前何回があつた財政規模のマックス成長は、表との30年間に一度もない。反対に30%を超える増大は、石油ショックの49年度だけである。思えば戦前と戦後のあまりにも歴然とした差である。また、戦後支那に対するふたたび赤字、昭和32年度からの黒字財政は5年間続き、37年度からふたたび赤字財政になつて49年度まで13年間続いた。この間30年代後半の岩戸景気、40年代前半のいざなぎ景気と大型景気がつづいたが、市の税収は意外に伸びなかつた。これは税財政制度に問題があり、大都市の実態に制度が適合しなかつたのではなかが感じて、この頃から指定都市共同して制度改革を政府に要望するようになった。

また、人口（100万人）、総生産額（日本）、

この二つの時期の赤字は20年代にくらべ相対的に小さく、20年代は財政規模の

10%前後の赤字だったが、この頃1%をこえることはなかった。

地方公営企業法（昭和27年）地方公営企業法が施行された市では交通・水道事業会計にこの法律を適用した。従来の官庁会計・現金主義から、企業会計・発生主義への大きな転換であった。

新規事業計画 8

36年には工業用水道事業会計を新設、この法を適用した。（宇摩、淡路、豊岡、兵庫）

39年から40年にかけて、港湾・海面埋立（のち開発）・病院・下水道の4事業会計にこの法の財務規定のみ適用することになった。（北、西、東、南）

46年には地下鉄着工とともに高速鉄道事業会計を設置、この法を適用した。

企業会計の赤字黒字、交通事業会計（のち市電廃止で自動車事業会計）は、マイナス増加による乗客減等で昭和35年赤字になり、以後年ごとに赤字額が増大、42年遂に自治大臣から財政再建団体の指定を受け、市財政は黒字と経営改善に努めることになった。逐年職員を削減し、46年市電を全廃したが赤字はその後もふえ、年間バス収入の3倍になった年もあった。しかし積年の努力が効を奏し、55年の177億円をピークに赤字は減少、62年度末累積赤字は64億円である。

市営地下鉄は52年一部開通、62年全線開通したが、高速鉄道事業会計は毎年の減価償却費や企業債利子負担が大きく、62年度末394億円の累積赤字である。開業しばらくは利子や償却費が大きく赤字を避けられないが、それにしても大きな額である。

病院事業会計は56年完成した新中央市民病院の減価償却費等の負担が大きくなり、62年度末141億円の累積赤字をかかえている。58年から経営改善計画を樹てて収支改善に努めているが、依然として黒字化の前途は不透明である。一方、反対に、西神ニュータウンや太田川アーバンド造成をすすめてくる開発事業会計は、赤字や不利益だけではなく、250億円の利益を計上した。62年度は今まで最高の58億円の黒字になり、市財政に大きな貢献している。また、ポートアイランドはポートアイランド、マルク債等ポートアイランドは15年の歳月をかけ昭和56年2月完成。これを記念し翌月から博覧会ボルトピア'81が半年間にわたって開かれ、入場者は1,600万人を数えた。

このポートアイランドの建設財源がドイツマルク債で、43年に第1回債1億

マルクを発行した。47年六甲アイランド造成に着手、50年からはこれにもマルク債を充てたが、次第にマルクの金利が高くなつて、56年からは不併合フラン債を発行している。61年度からはポートアイランド2期工事着工にともない、これにスイスフラン債を充当している。

今までマルク債11回、スイスフラン債6回、あわせて17回円換算1,843億円の外債を発行した。地方自治体でこれだけ長期間海外で起債をつけ、多額の発行をした例はない。

外債償還については、最近の急激な円高と為替先物予約の運用でこれまで43億円の為替差益を生じた。

黒字健全財政、事業進展、昭和50年市財政は黒字に転換、以降今日まで健全財政が続いている。表4でみると、35年から55年まで20年間、財政規模増加率は常に10%から30%の間を上下し、非常に安定した堅実な成長を続けた。

56年度以降は国の財政再建の影響をうけ、政府予算と同様に市の決算規模も1ヶ月毎の増を示している。特に、14年の大規模施設完成に限らずみても、その状況は目ざましいものである。62年度、須磨海滨水族園・海洋博物館・ダリエンヌタジアム・総合児童センター、61年度、地下鉄全線・新外国語大学、60年度、新中央卸売市場、59年度、総合運動公園・ポートアイランドホール・農業公園・青少年科学館等

など多くの施設が完成した。また、1回の市会提出議案で、中華人民共和国の内閣が61年度予算の市会提案にあたり、宮崎市長は述べた。「現在では基本的な福祉施設はかなり充実され、上下水道は市街地でほぼ100%普及し、街路樹もふるさと公園面積は1人あたり10平米と大都市でも一番広いところであります。都市としての基盤整備も進みました。また、街路、地下鉄などが整備される一方、文化、スポーツなどの公共施設も建設されています。」

最小の経費で最大の福祉、昭和61年度決算の市民1人あたり行政費は42万円で、10大都市では大阪市について高い。一方、行政費に対する税負担の割合は36%で、10市中最低である。「最小の経費で最大の福祉」という都市経営理念が実を結んでいる。戦前の資料はないが、ここ20年あまりこの傾向はかわっていない。

（神戸大学教授）  
（明治・大正・昭和の神戸の都市計画）

神戸市は明治22年に市制が敷かれてから100年を迎える。つい一昨年神戸開港120年を迎えたところだと思っていたのに、次の展開の時代に大きな変化が来ている。豊かな歴史と文化をもつた神戸市は、これからどう進んでいくのか。その中で、神戸の今と未来について語る。

明治のはじめまで西国街道沿いの一寒村であった神戸が、居留地の築造をはじめとして、積極的な産業の振興、そして日清、日露、第一次世界大戦など経て、軽工業から重化学工業への転換の上に、神戸港の貿易港としての発展がそれに拍車をかけ、その都市発展の状況には明治、大正、昭和前期、そして戦後の各時代を通じてこの百数十年を振り返らせてみると、円滑に推移していると見えるところが出来る。昭和10年、大正10年、昭和10年、これが見えてくると、昭和14年に100万戸を突破した大戸は不幸な戦争で3分の1まで激減したが、戦後の都市集中により35年には戦前の水準まで回復する。しかし転出転入の傾向動態の変化も加わり、市街地定着を含めたネグチニシテリ問題が大きな都市問題として、産業構造の変化と経済活動のかかわりまで括して考慮する必要に迫られ、一層課題が山積して来ているのが実情といえる。

しかし、この安定成長期に入つて、都市計画の分野では、これまでの型のうえ一辺倒の時代が内容を充実し幅と厚味をこれまでにない形で盛り上げることがますます求められて来るだろう。昭和10年、並びに大正10年、貴族の小姓、おとこではこれまでの神戸の歩みをトレースしながら、新しい方向を模索したものである。貴族の小姓、おとこは、貴族の大姫と貴族の小姫、おとこは貴族の中子、おとこである。

## 2 市域の拡大

神戸市が誕生した明治22年当時は、葺合・生田・兵庫の都心三区の一部が市域であり、面積は21万平方キロ(現在の26分の1)という狭さであった。その後、東部と西部、北部の周辺町村との合併が進んで、現在みられるような大都市に展開して行った。すなわち、太正9年須磨町と、昭和14年六甲・西灘・西郷の三町村と、昭和16年になつて垂水町と合併した。戦後の波に乗って昭和22年に北高木町村の有馬・有野・山田と西部七村の伊川谷・桜谷・押部谷・平野・神出・岩岡・玉津と合併し、25年には東部五町村の御影・住吉・魚崎・本山・本庄と合併した。その他隣接明石市との合併問題の動きが31年に行なわれたが、住民投票の結果、実らなかつた。その他道場・八多・木沢・長尾・淡河との合併が実現して、神戸市の新しい市域が形成されたが、合併当時の各市町村の町名のよどやからむろの古い形態などが残存している。ひとつの都市の形態を整えるのには時間の経過が必要であったことが実感されて来る。

3. 明治の矢正・昭和前期のまちづくりによる神戸の変遷と今後の課題(1981年)

近代神戸の都市形成の歴史は、慶應元年(1865)の安政仮条約の兵庫開港の決定から始まっているが、慶應3年(1867)の居留地建設準備から具体化され、元治元年(1868)に開港して、日本へ最初の通商港として発展した。これが横

居留地工事は幕府の手によって着手された後、明治政府に引き継がれる。その場所は古い兵庫の街から離れた神戸村の寒村のある旧生田川と宇治川の間となられたが、英國人測量技師J.W.バートがその居留地の都市計画を行ない、初代兵庫県知事伊藤後輔と協議を経て成案となつたものであり、引いては文明開化の最初地となつて行つたのである。

この居留地は当初とりあえず外人雑居地としていたが、次第に道路や河川などの整備、生地造成などが進むと共に、阪神間の鉄道敷設などの土木工事も明治初期から活発に展開されて来たことなどが、がわれる。阪神山手線中山手駅付近では明治時代から大正時代にかけて耕地整理からの宅地造成が兵庫・長田・葺合などで行なわれた結果、ますます神戸の都市形成の下地が拡充して行ったのである。

九

明治22年から東京市區改正事業が進められ、大正7年までの30年間にわたって続けられた後、東京以外の京都・大阪・横浜・神戸・名古屋に事業を準用することとならったが、更に大正8年都市計画法と市街地建築物法が制定され、法制度の中で都市計画が明確な形をとつて定着して行った。この計画は、開港場の神戸の都市形成の流れの中では、明治の初期から重工業や造船の立地を忘れるわけには行かない。川崎重工・三菱重工・神戸製鋼などが富国強兵の国策による港神戸の基盤づくりが並行しながら進展して行った。特許も開拓も、開港場の日露戦争(明治37・38年)が第一次世界大戦(大正3~7年)を経て、出港貿易の飛躍的発展は著しく、旧居留地はますますその活動の中心となっていた。明治20~30年以降の北野町の住居地としてのあらたな造成も見逃がゆわけにはいかない。すむしろ歴史的である。式のあす神戸の振興の開港場におけるふれき縁跡の

神戸市内の多くの都市計画は次々と経済の発展と共に推移して行くが、入正12年9月の関東大震災の影響はいろんな面に波及し復興が、港湾の苦難の充実から市街地の成熟化にて層の拘束がかけられて行く。復興市議の吉川洋一によれば、しかしよいことづくめにはならないのは、昭和13年7月の阪神風水害とし現われ、つづく戦争は復興からまちづくり全般につながって実施されることから、神戸の都市計画の新しい体系が生まれて来たといえる。工頭留置園の再出発は昭和21年3月の「神戸市復興基本計画要綱」の策定から始まるたといえる。更に地域地区指定要綱、港湾計画などを逐次あわせて、昭和25年10月、「神戸国際港都建設法」の公布施行に集大成されて行ったのである。

4.1 戦後の都市計画事業の動向  
① 神戸の都市計画についての調査研究について、具体的なもののひとつには、  
私が神戸市都市計画局の方々と協力して行なったものに昭和39～42年当時の  
建設省からの密集地区街路整備調査がある。39年度三宮北地区、40年度赤甲  
地区、41年度須磨駅前地区、42年度垂水駅前地区、それぞれのレポートを見て

思ひ出しながら、市街地計画の実現には時間がかかるという思いにますます駆られて来る。三官北地区については、結局区画整理で事業が行なわれたし、六甲地区では63年末にやむ終成を見たが、垂水地区では地元協議が進みつつあるのを聞くと、意の長い仕事の感をますます強めてしまふ。山陽市街地の再開発についてでは、点線線の面の看板に対する手法がある。視点整備については今いった駅前地区の再開発についての積極的な展開があるうえ、面的整備について従来から非区画整理は都市計画の母体といわれてゐる事業の推進がある。特に震災復興地区区画整理事業の広範な実現があり、神戸の都市機能を円滑に進める鍵であつた。更に東灘山手地区、河原地区、新神戸駅地区、住沢地区等々で公共団体事業が行なわれ、また都市機能の更新が目に見えてはかられて来た。しかし、震災の復興(ひきよ)に対する対応は、この土地区画整理事業に立体換地制度を充実させ、権利変換手続を取り入れて街区の高度利用を図る手法として、昭和36年制定された市街地改造法と防災建築街区造成法がある。この新しい法制度が神戸の大橋地区で最初に適用されたのが44年には、この事業手法が都市再開発法で本化され、更に強固なものに確立された。この間、市街地改造法は、より丁寧な審議がうながさ

神戸の戦後の都市づくりを振り返ってみると、激動期を乗り越えて来た状況にはいくつもの段階のあらたことが分る。まず県の特許日刊紙「朝日新聞」の第1段階は昭和20年代の戦災復興、即ち都市再建の時代であった。戦災によって市街地の三分の二が灰燼に帰した神戸は、前述の「神戸市復興基本計画」から再建に向けて動き始めたが、この時期に隣接市町との合併によって市域は大幅に拡張され、その後の神戸市政の多面的展開の基礎は確立して行くのだが、復興計画による土地区画整理事業も、インフレと占領政策などによって縮小後退を余儀なくされ、具体的事業の実施は遅れた。

昭和30年代の第2段階は復興期から高度成長期に至る建設の時代となり、再建の時代が脱皮して、都市化の産業と人口の集中が始まる。神戸市の人口も100万を越え、それから年2万火もの人口増加が続々こどになつて行った。さうして人口増加に伴う宅地需要の増大と産業振興のための工業用地の確保に

対応するため、六甲山麓での住宅団地の造成と臨海部の埋立事業が着手された。このように建築地の開拓と入植地としての計画が並行して進むことになった。しかし、昭和40年代の第3段階は高度成長の量的な開発の時代といわよう。住宅建設と都市開発が多方面に進展した時であり、山と海へ行く道といふ神戸市特有の開発方式が本格化し、西北神地域の開発や、ポートアイランドの六甲アイランドの埋立事業が相次いで開始された。昭和40年代の開拓地では、昭和50年代は次の第4段階として昭和48年の石油ショック以来の質の時代や環境の時代となり、住宅建設や都市開発は新たな課題に直面する。既成市街地における人口の減少、高齢化雇用機会の減少などのいわゆる「シニアシエニシ」問題、あるいは都市の大間環境としての見直しの動きである。この時期に住民混在地区「真野」のまちづくり運動や景観形成などにおいて、住民主体のすまい、人まちづくりの取り組みの芽生えがある。それから現在地盤沈下問題といつて、昭和60年代は戦後の第5段階として、安定成長期といふか、地方の時代ともいふ地域文化の時代ともいわれ、個々の市町村自体が個性化・多様化すると共に、多様な社会潮流の中で新たな課題を直面して来て、二層きめ細かなまちづくりが期待されている。

時を経て次なる時代の変化が続いて行くが、神戸はこれから展望を考えて行く時、更に地方自治体の果すべき役割の大きさが分らで来る。その役割の一つは公共デベロップメントとしての地方自治体の先導的役割である。その二つは民間による住宅建設や都市開発に対する適切な規制や誘導を行う役割である。三つには個々の自治体の創意工夫による施策の展開が可能な歴史的な自らの体制でありである。そこでは市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担の明確化とともに、そのパートナーシップを確立することが重要なポイントとなる。

5. 神戸市総合基本計画の策定(後編)——神戸の新しい都市計画

戦後の神戸市は三回マスタープランを計画発表している。第一次は昭和40年11月であり、第二次は51年10月、環と心のふれあいと生きがいのまちこうへい! 第3次は61年2月、フレッシュ神戸を実現するプロセスとして出されている。第三次は61年2月、フレッシュ神戸を実現するプロセスとして出されている。

后第21世紀都市の創造計画を元点として組み立てられた。前回(後編)はこれまでのマスタープランは、計画の時代を背景しながら、次の長期的方向を示すとして来たものであるが、ますますその内容が広く深くなって行き、複数に分かれていることが分かる。詳細な構成によって、第一段階として、この第1次のマスタープランは、その第1頁から格調高いものであったことが、また思はれて来る。この総合基本計画は、次の文章から始まっている。「マスタープランとは一つの哲学である。……このマスタープランにわれわれが盛られた哲学・理念は何であろうか。それは人間復活の都市づくり、すなはち市民がそれぞれ人間らしい幸福な生活のできる都市づくりである。」計画の内容は、生産・経済主義から社会開発の考え方を基本として、30年後の昭和70年に人口180万から200万火を想定して、旧市街地に近隣住区毎のまちづくりを期待すると共に、西北神地区の開発を明確に打ち出している。また市街地の再開発に当たっては、その中心核の形成を目指して、神戸の都心と共に東西・南北の副都心の積極的提案が見られるし、浜手・中央・山手の三大幹線を骨幹とする都市ネットワークの位置付けもあり、更に港湾の新たな展開として、神戸港頭の建設について、いくつかの埋立地の計画が示されている。また、戦後の状況から引き継いだ飛躍的発展を盛り込んでいる意欲が明らかに読み取れる。また、計画の第1次に示された計画構想は22年を経て、そのほとんどが実現されたばかりではなく、次の展開がいくつも重層しながら拡充をとげて来ていることを見ると、基本計画とは単なる哲学なのではなく、次の時代への空間との手がかり、足がかりとなることが、明快に現われている。

第二次の新マスタープランでは、大々的な市民会議の多くの意見をふまえて、計画の前提としては、人口・産業・緑地を主要指標としながら、いくつもの課題を都市像としてあげている。

都市空間計画としては、生活圏のひろがりを、神戸都市圏→地域→街区→行政区→まち住区→近隣地区の段階構成をあらたに整えながら、都心・副都心・衛星都心・生活都心・まち住区中心などの新しい概念を組み込んでいる。

既成市街地の再構成のために三層構造と軸構成に骨格づくりを見出でて来る  
いる調査に西神地域と北神地域のそれぞれに保全と開発の調和をプロック毎に  
こころがけてある。山谷谷内ゆうやまきはいはらめすよもやまくはく

この新マスタープランには、どんどん開発成長を進める方向から、津どう整理してフレームを整えるかを市民参加と共に確立することがクローズアドドされで来て、また、新たな計画から、今後、方向を見ることが、新しい大きなテーマとなつて来たといえそうである。まことに、この2年で、これまでのところは、2年前に策定された第31次マスタープランは、戦後40年を経て安定成長の方向を見出すための全方位作戦の願いがますますこめられて来た。都市活力の向上、魅力ある都市環境の創造、心豊かな生活の実現。という、オジカルな課題を越えた観点を具現化することにつとめている。(08) 人口の構造調整の強化

神戸市の都市空間整備構成計画に供ますます神戸都市圏の広がりの中で周辺都市との連携を強めながら、地域としては既成市街地域・海上都市地域・神戸西地域・神戸北地域に区分し、地域毎の具体的整備を進めるとして、生活圏の中に中心核を設定し、都心・副都心・衛星都心・生活都心などを中心として、都市機能の充実をひきおろがけることとしている。またこれまでの都市軸の概念を拡充して、港や木々やワカツを張りめぐらすことを考えて、神戸市軸・神戸都市軸・六甲都市軸・中央都市軸・東部都市軸・西部都市軸に、海洋スポーツゾーン・エコジオングゾーン・六甲山観光レクリエーションゾーン・神戸自然の丘ゾーン・山田国際伝統文化ゾーン・農村都市共感ゾーンなどのゾーン構成を左右バランスよくさせることなどにより、多彩な都市空間を打造出しているのである。

神戸のこれから役割が単に神戸のこれまでの市域内のことよりもいた都市の位置付けから、更にはばたきことを願っているといえそうである。

6 最近の特徴がそのところみせやくあらわす開港場、埠頭、港湾開港場、埠頭神戸の都市計画の先導的役割は、これまでのポートドックスな都市づくりの フィジカルな検討に加えて、新しい観点からの都市の魅力づくりが見られる。

(1) 道路整備のアメニティ的展開  
この項目は、神戸市都市計画局と神戸市建設省都市局との連携によるもので、主に山手筋や海岸筋など、神戸市内道路は車や人の交通に対応する機能的側面にとどまらず、多様な面をもつて harusる筈である。神戸市の都市計画局とわれわれと共に昭和46年3月、「神戸市街地における道路性格構成の提案—ヒューマンな都市環境形成のために—」としてまとめると共に、その年の5月の日本都市学会の大会で発表した。これが土台となつて建設省都市局でシンボルロード基本調査委員会が設けられ、神戸のフランクリン通り（税関線）、堺市の大小路線、姫路市の太手前通り、徳島市の紺屋町通りなどが全国最初のシンボルロードとなるきっかけをつくったのである。神戸のフランクリン通りのシンボルロード整備事業は昭和59年だが、全国的に道路の景観的注目が具体的形をとつて現れて来るのが、この頃になって定着して来たといつていよい。この頃に先立つ時期に南京町街路の整備や、兵庫県芦屋市道路の整備や、酒蔵の道などが、それぞれの地区で行なわれていたのが、その何年か前から行なわれて来て、都市計画全般のヒューマンな展開が、アメニティ環境づくりの一環と考えることが出来よう。

(2) H.O.P.E計画の実現  
この頃よくいわれているH.O.P.E計画とは、地域に根ざした住まい・まちづくり計画で、Housing with Proper Environmentの略であるが、建設省で昭和58年度から住宅政策のあらたな展開として推進して来ているものであり、①地域の特性をふまえた質の高い居住空間の整備、②地域の発意と創意による住まいづくりの実施、③地域住宅文化、地域住宅生産等にわたった広範な住宅政策の展開、という方針に目指して計画を実施して行くことを求めて、神戸市住宅局の方々といち早く取り組んで来て、良好な環境を創る住宅の建設、良好な都市コミュニティを育てるすまいづくり、都市景観の形成に適合する住宅の誘導」を三本柱とする施策を展開する方向でまとめている。

(3) 都市景観形成への取り組み  
この項目は、主に都市計画形成のための検討事項はますます多岐にわたって来た。長期的展望にかかる点のから、中期的または短期的ゴールを目指すものまでかかわって来るもののひとつに、都市景観形成のテーマがある。

都市景観行政を都市計画の分野で、神戸市でまつとうに検討して来たのは昭和52年からであり、神戸らじゆ都市景観形成をめざした審議の結論が53年10月に神戸市都市景観条例の制定となって現われた。これはそれまでの他都市のようにまちなみ保存や自然保護を主軸とするものではなく、都市景観の保全・育成・創造の三方向を見出そうとする意欲的なものであるだけに、現在全国的にひろがりつつあるが、我々が直接かかわって来たものとしては、神戸市につづいて伊丹市・尼崎市・姫路市・西宮市に根付いて来だ。神戸市ではその条例制定から10年を経て、更に新たな展開を求めて、次のステップの検討が積み上げられている。昭和53年以来神戸市都市景観審議会のまごめ役にかがわりながら、都市景観形成基本計画の策定をはじめとして、各景観形成地域の指定まで行なわれて来たが、この際更にあらたな方向を見出しへ行こうとした結果、63年10月、15項目の提言にまとめることになった。この審議会の答申は「都市景観行政の新たな展開について」というサブタイトルがつけられているが、①各区ごとの「景観の顔」づくり、②インナーシティにおける取り組み、③ウォーターフロントへの取り組み、④眺望型景観形成の積極的展開、⑤土木施設に対する取り組みの推進、⑥屋外広告物に対する取り組みの推進、⑦無電柱化など公的空間における景観整備の推進、⑧歴史的建造物等の保全・活用、⑨花と緑の質的拡大、⑩夜景・色彩の演出、⑪各種地域指定手法の導入、⑫文化・観光行政との融合、⑬市民主体による景観形成の推進、⑭都市景観行政への事業者の活力の導入、⑮都市景観の維持と活用、とこれからますます都市景観行政が多岐にわたって広く深い対応を考案で行こうとしているのである。

#### (4) 地区計画制度の検討とまちづくりへの適用

都市計画法と建築基準法の一部が改正されて、地区計画制度として定着したのは、昭和55年5月公布、56年4月施行からであり、とにかく都市計画レベルと建築計画レベルの一貫性ある推進の土壤がここで生まれて来たのである。神戸市では私共を含めた研究会での検討結果をふまえで、いわゆる神戸市の「まちづくり条例」に集約されたのは、57年2月施行にかかるものとなったが、こ

こで住民参加等によるまちづくりを進める手づななどがあげられると共に、その助成等についてもあげられ、きめ細かな個性的まちづくりの支えともなつて來てゐる。また、この地区計画制度は、神戸市都市景観条例の発達とともに、神戸市ではいくつもの計画プロジェクトを具体化して來た。戦後のビッグプロジェクトとしてまだ完成して間がないポートアイランドの島づくりがあるが、印山、海へ行く島というキャッチフレーズの当初には、夢のような討議もあった。島全部大きな建築でつくらたらどうが、1kmの高さの建築物が出来たら、日本海が見えるのではないかとか、当時は夢を抱くことがよいことと思われて、未来学としてもではやされた時でもあった。しかし絵に書いたものをどう実現して、経済効果や社会的ひろがりまで考慮で行く必要性がますます強まって行くものには、まず国家的プロジェクトでもある明石架橋がある。63年に着工して9年後の完成に向けて準備が着々と進んでいる。それに関連する道路整備から新産業立地開発推進動向まで、いくつもの結節点への課題が山積されている。

ポートアイランドにつづく海の開発として注目を集めているものには六甲アイランドがある。住宅地としての造成から、業務・文化・レジャー開発が進んでいるが、足の便として若干反対運動まで起こった新交通システムの建設がある。この起終点はJR住吉駅となり、住吉川の右岸線を南進した形をとることになる。

現在のポートアイランドは南部に更に埋立地を造成して倍加することが考えられており、都市機能の強化が求められている。

古い港湾地域のひとつであったメリケン波止場につづく突堤はメリケンパークとして広い公園敷地となり、海洋博物館とホテルオークラの用地に様変りしたが、更につづくJR神戸駅と地つづきの駅南の湊川駅跡地についてはインナーシティ活性化の用地として位置付けられ、60年10月からハーバーランド計画の工事が進んでいる。

つづくJR兵庫駅の貨物駅跡地についても、インナーシティの課題に対応する土地として位置付けられる。

このような既成市街地や臨海地域における都市機能の要求にどうこたえるかに苦慮しながら、一層高い文化的都市づくりを進める喜びもかみしめている。

一方、西部の新市街地造成を行なっている西神ヨコタウンや研究学園都市の事業が進行歩いているし、北部の北神戸団地の開発も整合性を保つよう苦慮しつつあるが、それらは更に考えれば、北摂三木多々良ウシ計画との関連から三田とのつながりにもかかわって来るし、また三木との開発の関係やら、明石との都市づくりにも大きな関係などがひろがって来る。しかも大蔵企画のまちづくりは都市づくりであり、考えればよりよい環境のために、次々と連帯した地域につながって行くことが、理の当然なのだろうと思うのである。ただその計画の時期と完成の時期とを合わせるタイミングを考えることにつながって來るのであろうとも思われて來るのである。

大約有二千六百萬人，即占全國總人口的四分之一左右，是中國的一個重要民族。

## 21世紀都市・神戸の創造と 地方公営企業の役割

佐々木(山陽大)教授

さて、このとき、いままず念頭に入れおかなければならぬ点は、必ずしも神戸市ののみでなくわが国の主要な都市すべてに共通する點のではあるが、「都市」をめぐる近年の経済社会環境の大きな変化であろう。すなわち、経済の低成長や産業構造の転換の要請をはじめインフラ等の問題、さらには、市民生活面における価値観の多様化、ライフスタイルの変化による市民ニーズの複雑・多様化、また、国際化、情報化、高齢化のさらなる進展などがそれである。

このような様様な大きな変化に対し、それぞれの都市が主体的にどう的確に  
対応していくべきかが、問われて居るわけである。(以下は、筆者註脚)  
もちろん、これら諸問題の中には、新地方自治体の努力によつては解決困難  
な問題や全国的、さらには、国際的な問題も種々存することはいうまでもない。  
が、21世紀への潮流を踏まえ、長期的な目標設定と総合的な施策展開を図るた  
めに、神戸市が近時、積極的に取組むべき主要課題として提起したものは、  
の8つである。

①神戸経済の活性化 …… 特別商港と自由港としての発展、港湾開拓による港の整備  
②魅力ある都市環境の創造 …… 緑豊かな市街地、歴史的建造物の保護・再生

- ③ 心豊かな生活の実現
- ④ インナーシティ対策の強化
- ⑤ 高齢化社会への対応
- ⑥ 國際化の推進
- ⑦ 情報都市づくりの推進
- ⑧ 民間エネルギーの活用

しかも、個々の施策を体系化し、施策の有機的連携のもとに総合的に推進していくことの重要性に鑑み、先の「総合基本計画」も「市民主体都市」、「人間環境都市」、「人間福祉都市」、「市民文化都市」、「国際・情報都市」という5つの都市像と、これらが展開される都市空間計画を加えて構成されるのである。ここで、特に「市民」「人間」「福祉」「環境」「文化」と、大きく「福祉」の概念にかかわるものが、キーワードとして重視されている点を看過してはならない。

さらに、また、次の3つの構想が、特に神戸の新たな21世紀への飛躍を図るうえで強調されている点も、留意を要する。(1)「中端・港」の都市計画(2)「神戸港(1)新港都ルネサンス構想」(3)「神戸港(2)新港都ルネサンス構想」(2)は、急速に進展する国際化・情報化に対応し、全国、世界に向けてのネットワークを強化する必要がある。そこで、人・物・情報・文化の交流拠点となる都市基盤の整備を行なうとともに、産業を高度化・多角化し、多種機能を備えた複合都市の構築を図ろうとするものである。

① 新たな港づくり……人・物・情報・文化の交流拠点として、空港の建設、陸上交通網の整備をはじめ、陸・海・空の交通拠点都市とする。また、テレポート(情報の港)も整備する。(3)明石海峡大橋の建設と関連諸事業の推進

② 神戸港発展計画(新ポートアイランド)(第2期)、六甲アイランド南の建設、既設埠頭の再開発など、既存施設に対する改修、新施設の整備

③ 明石海峡大橋の建設と関連諸事業の推進

④ 神戸の産業の多角化と産業構造の高度化……産業団地の造成、先端技術産業や研究施設の誘致、臨海部やインナーシティにおける既存産業の高付加価

値化、ファッション、コンベンション、国際観光の推進など。

⑤ 国際交流拠点づくり……会議場、展示場、ホテル等、コンベンション施設の整備、国際的スポーツ・文化イベントの場の整備、インターナショナルマラソンや自由貿易地域の整備など。

⑥ 情報都市づくり……都市型CATV事業や地域キャプテンシステムの整備をはじめ、新しい情報通信技術を導入した高度情報システムの構築、さらには、自ら情報を創造し、発信する機能の強化・充実の必要性。(イシテリジョン構造・ビームの建設、情報関連企業や各種研究所の集積など)。

⑦ 文化・ナシティ対策……都市型産業の育成、ナシティ居住の促進、地域魅力の創出、地域社会の活性化など、豊富な人材育成による点検、(8)都市アーバニティ倍増構想など、……、いよいよ、中期財源。一方で、本市の市民の関心は、従来の公害問題を中心とした狭義の環境から、一步進んで自然や文化をも含めた広義の環境へと変化しつつある。生活環境の質的向上や快適さを求めるようになっている。

⑧ 神戸がまちアーバニティ創造計画……水・緑・建物・広場・道路その他をうまく調和させて都市の魅力を創出するため、各種の資料提供、マニフェストの作成、白トリルランドの派遣など。

⑨ 緑のまちづくり計画……市民が手軽に自然を親しみ、緑地を利用できるよう、市民のニーズに沿った整備を図る。

⑩ 水環境復権計画……水に親しむ環境の整備、兵庫運河周辺の再開発による公園等のオーブンスペースの創出、緑道やサイクリングロードの整備、御崎公園や史跡等と一体となった緑のプロムナードづくり、ウエーブモールの整備、市街地内河川の緩傾斜堤防化による親水環境づくり、また、伏見河川や噴水などの施設づくり。

⑪ 都市景観形成計画……都市づくりに文化的視点を導入し、「自然美」建築美、環境美等の都市景観を守り、育て、創造すること。具体的には、道路や街角に花壇や緑地帯、流水、街灯、案内標識、ベンチなどを配するとともに、神戸のまち全体の「野外彫刻美術館化」をめざすこと。

(3) 生きがいタウン構想（地域活性化）――ひいては、まちづくりと市民福祉の充実、市民の精神的・文化的欲求への対応。

① しあわせのまちづくり・地域福祉活動の拠点施設へ高齢者・障害者向け住宅の整備。道路、建築物などの都市施設、公共交通機関などを高齢者や障害者にも利用しやすいものとするよう施設の改善を進めることには、地域ニーズに即した福祉サービス活動の組織化と展開などが（例、総合福祉センターとしての「しあわせの村」整備）めぐらしく詳説。（豊原市議会議員）

② ヒューマンライツ神戸文化計画（多くの芸術家が長期に滞在し、製作・発表、鑑賞を通して、芸術家同志、芸術家と市民が交流し、新しい神戸文化の拠点となるような「芸術村」構想）（計画書の発表記載）（山口ひづれ）

③ スポーツ・健康都市づくり……いつでも遊べる、どこでも活躍スポーツやリカバリエーションを楽しめるよう、会場、機会、情報の提供、指導者の養成と確保など。

④ 生涯学習住区構想……社会教育を生涯教育の理念のもとに、人生それぞれの時期に多様な学習活動ができるよう、青少年教育、成人教育、婦人教育、高齢者教育などの充実を図る（また、指導者・ボランティアを養成、生涯学習情報ネットワークの確立を図る）。（例、小・中学校区などの日常生活圏を「生涯学習住区」と想定し、学校開放の拡充や地域施設の有効活用により、学習・文化・スポーツなどの自主的グループの育成、地域の諸団体の活動の活性化とこれら団体相互間の交流の活発化をめざす。）（豊原市議会議員）

⑤ ボランティア都市……福祉をはじめ、文化、スポーツ、教育、環境保全、ユニティ、国際交流などのすべての分野に亘って、また、青少年、婦人、勤労者、高齢者すべての世代に亘って、個人の自発的な活動の質・量両面の拡大を図る。

以上を主として、第三次神戸市総合基本計画をもとに、21世紀を前に神戸市がめざす都市像をみてきた。全体を概観して、われわれは、市次のよき印象と見解をもつ。より詳しく述べて、（豊原市議会議員）

Ⓐ 簡潔に表現すれば、これから神戸市は、産業や雇用等、経済

## 21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割

の活性化を追いつつ、他方で、人間環境、福祉、教育、文化、健康を追うことになるが、それは、「従来の成長か福祉か」という、命やシンボライズされた言葉でしばしば表現されてきたところと大きく異なるものではないようだ。みえる。しかし、われわれは、21世紀を見据えたとき、上の神戸市の基本構想の中でみられるものは、後者をより重視する姿勢ではないかと思うのである。すなはちわれわれの理解では、成長と福祉が簡単に調和せず、対立するような場合には、前者を少々犠牲にして、後者の充実を図る施策や運営がとられるのではないか。ここにこそ、この構想の新しさが見出されなければならないのではないかと考えるのである。（より詳しく述べて、（豊原市議員））

④ 都市の居住者に対する基盤施設とサービスは、「福祉」の重要な部分である。

⑤ 日本における都市基盤ストラクチャーは、国際的水準からみてても、設定されている国の基準からみても、なお低いレベルにある（豊原市議員）（市議会議員）の経済成長の減速はあるものの、いまだに日本の経済成長は比較的高く、公共部門および民間部門の双方に都市基盤施設整備のための財源は存在する（豊原市議員）（政策の順位付け（プライオリティ）の問題だ（豊原市議員））（豊原市議員）（豊原市議員）

⑥ 次に、福祉をはじめ、生涯学習、さらには、文化・芸術やスポーツ・センターなどに関していえば、これらは、日常の市民生活から独立したある特定の場所にいかにすればいい施設をつくっても、市民の日常的利用という視点からみれば決して十分でない（市民が真にいつでも、どこでも、手軽に、これらの施設を活用し得るために）（彼等の生活の場にさわめて近いところに）、これらの施設が存する事が不可欠である。具体的には、小・中学校区などの市民の日常生活圏の中に、これら施設が相当数散在していることが望ましいのである。（豊原市議員）（この場合、重要なことは、市民がこれら施設を利用する場合の使用料なり料金なりが、どの程度の額であるべきかの議論であろう。市民が休日にこれらの施設を利用するときの支出が、欧米各国のそれと比べて、概じ

でわが国のそれがあまりにも高額であるのはなぜか。家族でそれらを利用したときの支出額がかなり高いとすれば、せんかく立派な施設がつくられていても、それは問題だといわねばならない。今後十分な検討が俟たれるところである。

① このように、神戸市が今後さらに一層の整備を必要としているものは、住宅をはじめ、福祉、文化・教育、スポーツ等の諸施設、さらには、公園、緑地、下水道など、いわゆる「生活基盤施設」と、鉄道、港湾、空港などの「交通基盤施設」の大きさで三つに類型化されると、しばしば説かれることもあるが、いかにそれらが分類されるにせよ、われわれの注目すべきは、そこで、「地方公営企業」の果す役割の重要性であろう。

次に、この点を若手みておくことにしまして、まず、(1)O.S.O.

## 2 神戸市の基本構想と地方公営企業の役割<sup>2)</sup>

神戸市が「多種機能型複合都市づくり」をめざし、アーバン・デザイン、コンベンション、スポーツ、観光事業、国際スポーツ都市づくりを図り、神戸文化の創造と快適環境の整備に努める政策を推進しようとするとき、下水道事業が（環境局など他局と連携しつつも）水環境の保全はもちろんなのと、市民の心に豊かさと快適さを与える諸側面でなすべき仕事は誠に大きいといわねばならない。

ちなみに、水道事業は、神戸市の主要課題への対応として、ライフルシステムの確保、水域の水質管理、浄水管理、地域特性を生かした水利用形態、おいしい水の追求、親水性や水辺環境を重視した水道づくり、料金制度と社会福祉政策との関連整理、経営多角化や資産運用の効率化などの諸施策の必要性を熱っぽく説き、下水道事業も、また、次のような抱負を語るのである。

（1）処理場のオアシス化（悪臭の撲滅、出場内の綠化）と上部空間の多角的活用、諸外国との次の交流や情報交換）さらには技術協力、下水道の資源の有効利用、さらにまた、管渠内に光ファイバーケーブルを敷設して高度情報化時代への対応を図るなど、と見てくると、もとより技術革新の面から

## 21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割

加えて、市が「国際化」「陸、海、空の総合交通体系化」と「神戸文化の創造」という大きな目標を掲げるとき、さらには高齢化社会における「市民福祉の充実」と「心豊かな生活の実現」をめざすとき、ここでもまた、交通事業や病院事業が同じく大きな役割を演じることはまちがいないといわねばならない。

次に、交通事業は、21世紀における神戸市交通の課題に対応するに、陸・海・空の交通拠点都市、国際観光都市となるための諸条件を整備することが求められるよう。また、明石海峡大橋開通事業、さらには、運河をはじめ臨海部の再開発などの進展のために、交通基盤施設整備を積極的に推し進めていかなければならぬにちがいない。軌道網の整備（再延伸線、海岸線など）、市バス路線の整備、移動の連続性（民営交通との連携をも含んでの、乗継施設の充実、乗継情報の提供、運賃制度面でも）の確保、きめ細かな利用者サービス（P.O.Sシステム、全国共通カード、深夜バス、デラックスバスなど）、バス優先走行の確立、経営の一層の合理化・効率化に加えて、開発利益の内部化方策と公共助成の拡充などの様々な施策は、その目標達成への具体的な第一歩となりうるものであろう。

病院事業も、また、先の神戸市立市民病院経営計画委員会の『報告書』（1988年11月）で明らかなどく、市民病院が今後取組むべき課題として、市民病院の位置づけと役割、医療機関相互の連携、患者サービスの向上、病院の活性化、経営基盤の確立の五つをあげるとともに、また、国、県に対しても、高度医療、救急医療等について、適正な診療報酬体系の整備や補助金の充実、医療資源の有効活用を図るために慢性疾患病院、老人保健施設の整備充実について要望していると強調しているのである。

これに各事業が企図するところは、もちろん、現行の制度の枠組みの中でも実施できるものもある。しかし、資源や施設の多角的活用といい、「開発利益の内部化」といふ、各事業が課題達成のために必要とする施設の多くは、現行制度では必ずしも十分対処しきれないものであることも確かである。それでは、法整備をはじめとする、現行制度の何らかの大きな改革を必要とするのである。

い、現行地方公営企業制度の問題点

次に、わが国の地方公営企業が、現在、共通して直面している問題点のいくつかを簡潔に列挙してみよう。

(1) 現在、地方公営企業が理念としている「独立採算制」の原則の根底にある「利用者負担」の考え方は、地方公営企業が供給するサービスの直接の利用によって恩恵に浴する者が、その利用に応じて「対価」を支払うことをいい、いわゆる「受益者負担」の一つの狭い意味と解される。

① 利用者の負担の強化と地方公営企業の施設の整備とが直結するため、それが一定の制約となって、当該施設の整備のための支出が過大となるといふメリットがある。(もし、それを「公費」で支出すれば、税負担と社会施設の整備との間に直接的対応がないために、多数決という政治システムの下で過大供給の力が作用しやすい危険が大である。)「利用者負担」の採用はこれを抑制する効果がある。

② 利用者がその利用に反映される需要の程度に基づいて費用を負担するために、浪費的利用が抑制されるとともに、利用者間の平衡感を損うなどがない。(③)供給側である地方公営企業においても、(「公費」が導入される場合に比ひて)放慢な経営に陥ることなく、企業的効率を促進させ、合理的経営に努めようとするインセンティブを確保しやすい。

だが、反面、これにも問題点がぬわけではない。少なくとも、次のいわゆる点は、議論の余地ありといえよう。

① 「利用者負担」とは、上述のごとく、サービスの供給の恩恵に浴した者が受益の程度に応じて、あるいは、利用に伴って供給側に発生する費用の大きさに応じて、その費用を負担することを意味するが、問題は、それがサービス供給にかかる費用のどの範囲までを含むのか、サービス供給にかかる総費用の内、利用者はその一部分を負担すればよいのか、それとも、費用のすべてを負担すべきなのか、この点については、必ずしもまだ十分明確なルールは存しないといわねばならない。たとえば、水道事業は、水源地の植林や上流の

## 21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割

都市の下水道整備の費用の一部まで料金で直接回収するは求められるものであろうか。<sup>3)</sup> また、各社も輒もなりすまし複数の会員、子会社があり、<sup>4)</sup> ② ③ さらに、「利用者負担」の考え方とは、何らかの費用の利用者からの料金収入としての回収を意味するとしても、それを、ではいかなる時間(期間)内をやるべきかに関しては、何ら確定性たる理論が存するわけではないとも、問題であろう。現実のケースに目をやれば、容易に観察しうるごとく、この「時間」としては、年一定年限内に規定される場合が多いわけであるが、この「年一定年限」を短期間にとればとるほど、現在の世代の利用者から将来の世代の次のへの「一種の贈与」が行なわれる事になり、世代間の費用負担の均衡性を欠く点で必ずしも適切とはいえないことになる。少なくとも、将来の人々に便益が及ぶ部分の費用負担についてでは、将来を継承する事が考えられてよいはずだからである。<sup>4)</sup> また、<sup>5)</sup> 「公費」に頼らず、利用者負担を採用することにより、企業に合理的な経営へのインセンティブを促すのに役立つと上述したが、地方公営企業の年度末の決算数値にみる「黒字」「赤字」が、その公企業の合理的・能率的経営の実現を必ずしも表わすものでない事を留意しておかなければならぬ。<sup>6)</sup> 「黒字」だからといって、経営が効率的に行なわれているとは必ずしもいえない。とは、公企業の経営に余裕のある場合は、次へ向けて、「赤字」には、「非効率」を包蔵する誘因が生じかねないことを考慮すれば明らかである。また、「赤字」のときでも、必ずしもその経営責任が問われず、数年後④の料金の値上げによるそれを回収する一般的慣行があるならば、これが、あまり経営の効率化を促す要因にはならないことであろう。

方公営企業といふ個別企業的視点から企也かも過計数的に貨幣的に表示しゆるもののみを取り出し、議論の対象としていると解される。したがって、そこでは個別企業的視点を超えたよりマクロ的問題たとえば、「水需要抑制→新規の水源手当ての必要性の解消ないし縮小→環境保全」の省と、専門市内乗入れ規制→交通渋滞の解消、公共交通の需要拡大→排ガスによる太気汚染や騒音の減少、事故の減少、歩行者の安心の増大とゆったりしたシティピングなどがもたらす便益……しかし、これらは貨幣的表示が容易ではない。ついでには、いはんど考慮されなければならない。でも過言ではない。しかし、社会全体からみたとき、最後の福祉や安全かつ快適な市民生活を重視する社会においては、これらの考慮が今まで以上に重視されねばならないである。

今、ある地方公共団体がその地方公営企業の提供するサービスの対価に、原価主義を徹底させ、利用者負担の考え方を貫徹させたとしよう。しかし、その地方公共団体が行なっておるサービスは、もちろん、これのみではなく、一般行政サービスを中心としつつ、多様な他のサービスを行なうのであるのが通常である。そのため、同一地方公共団体の行なう社会文化サービス等さらには、スポーツ・アーティスティック活動などの分野には、相当の一般会計からの繰入れがなされ、その対価たる使用料や手数料が真の収支から大きく乖離してゐるものと心よぎるのである。これらサービスの受益者は、そのサービス供給に要するコストの内、ほとんどがわざかな部分しか負担していないのは明らかである。このとき、先の地方公営企業の効率サービスの対価としての「料金」負担の場合と、サービスのコストの一部しか負担しないそれらが、場合との間に生じる負担の不公平感は、社会的公平の観点からみたとき、大きな問題だといわざるを得ないのである。むしろ、むしろ、合意ある場合は、負担を減らすことは、われわれが地方公営企業のみに問題を限定するあまり、同じ地方公共団体の提供する他の多様なサービスの対価たる使用料や手数料のあり方に目を注ぐのを怠ってはならないことを意味している。つまり、①、地方公共団体の提供するサービスの内、経済的・企業的に運営可能なものと対象に、い

がく法を設けて、その負担関係を整備しても、それは不十分であり、同じ地方公共団体の行なう他の多様なサービスのコストをだれがどう負担すべきかも併せて、より広い立場から分析する必要を教えるのである。まことに、(1)、いかなる状況において法を適用し、他をそなから除くか、両者の区分は、いかん決定された時からの経過にかかわらず、維持されるべきものなのか否か、もし、否であれば、いかなる条件が整備されたとき、それは変更されるのか、これら諸点にまで遡るて根本的な検討も不可欠なことを示唆しているのである。(2)、現行地方公営企業のあり方の大きな問題点は、経営形態上直営形態をとっていることからも明らかで、企業活動がそれを行政地域によつて制約される点にある。しかし、企業活動の経済・経営の論理が求める効率的規模と、それとの行政地域との必ずしも常に一致するものではないであろう。そこで、地方公営企業が経営を少しでもやりやすくするよう、行政がより良い環境づくりをむけて支援や協力体制をとるための施策として、次の二つの点を指摘できよう。たとえば、今後予想される水道における維持管理体制の一層の充実・強化のためには、単一の水道事業者のみならず、隣接する他の水道事業者との様な分業や協同体制が効果を發揮すると考えられる。(特に、中小規模の水道における水質管理業務や施設の点検業務など)。また、(3)、同じく、同様に、ある特定河川で、下流の水道事業者の取水口の近くに、上流に位置する自治体の下水道処理水の排水口が計画されるようなケントのほうに、両者の利害の衝突する場合もありえよう。一方で、(4)、ひいては、(5)、医療機関の薬局において、近年のよう範囲交通手段が発達し、大阪が各自の属する地方公共団体の枠を容易に超えて移動したことから、多量の情報が瞬時に入手しやすい状況下においては、隣接する各都市同志がそれぞれ独立に同様なサービスを供給する必要が果たして存するのか、改めて検討の要ありと思われる。ある都市が病院を設ければ、それに隣接する都市が同じ病院をもつ必要があるのが、むしろ、それとは異なるサービスに特化する方がよいのではないか相

互に都市間で機能的分業を図り、それぞれが異なるサービスを提供し合ひ、<sup>1)</sup>相互に利用し合うようなシステムを作るようとする迄とが、<sup>2)</sup>それぞれの都市の地方公営企業の経営の健全化確保のためからも、有益ではないであらうか。またとともに、現行制度を超えたより広い視点からする考察の有用性が見出されるのである。<sup>3)</sup> まことに、現行地方公営企業は、一般的にられて、<sup>4)</sup> いわゆる国の承認制の行政や中央集権的統治の下で、日夜苦労心でいるのが実情であり、それら多くの制約からできる限り解放され、より弾力的な経営をなしあるよう、<sup>5)</sup> 自主性を実質上付与してやる道が、今後も模索されなければならぬかも知れない。そこででは、<sup>6)</sup> その三つを避けて、<sup>7)</sup> おもむく各種の「規制緩和」の必要なことを指摘しておかねばならない。ことにいう「規制緩和」は、<sup>8)</sup> 第二次臨調でもしばしば主張されたそれとは必ずしも同じではない。<sup>9)</sup> 臨調でみられた「規制緩和」は、<sup>10)</sup> 公企業の解体や放棄と同様、主として「民間活力」を促すためのそれであつた。<sup>11)</sup> これに對応せよと説かれる「規制緩和」は、<sup>12)</sup> あくまで地方公営企業の経営に弾力性を与える、その経営環境の整備に資するためのそれである点で大きく異なるのである。<sup>13)</sup>

具体的には、たとえば、①業公共交通事業の分離<sup>14)</sup> でいえば、<sup>15)</sup> 道路法による規制<sup>16)</sup> を緩和すべきこと(これがより占用許可範囲が拡大され、駅スローペス等の有効活用が可能となる)。<sup>17)</sup> ②各種法定検査の承認<sup>18)</sup> 標準<sup>19)</sup> の延長を図ることも重要であろう。③また、ハードの面でも、<sup>20)</sup> 近年の著しい技術の進歩を加味すれば、<sup>21)</sup> 安全性を重視しながら、これまでよりも、よりスリムな構造物の建設が可能であり、この面で建設費の節約が可能といわれる。いたずらに重厚長大<sup>22)</sup> 的なものを規制当局が要求する所<sup>23)</sup> は問題があるといわねばならない。<sup>24)</sup> ④人料金<sup>25)</sup> 特にいわゆる太都市の公共交通運賃<sup>26)</sup> は、規制や改定手続きの簡素化の必要なこと<sup>27)</sup> が、<sup>28)</sup> まだ向な解消<sup>29)</sup> その他、<sup>30)</sup> こゝにいうべき事項は枚挙にいとまがないほど多種に及ぶことである。<sup>31)</sup> ⑤架橋<sup>32)</sup> や開港<sup>33)</sup> の場合と同様、<sup>34)</sup> 経営多角化<sup>35)</sup> の道を轍<sup>36)</sup> と広く準備することの可否が議論され

るべきではなかろうか。従来、どちらかというと、公企業にあっては、それは制限的に運用されてきたが、<sup>37)</sup> 地方公営企業がもたらす外部効果を間接的に内部化する便法の一つとして、また、地方公営企業がこれまでに蓄積した種々の経営資源(人材、資産、資金、ノウハウや情報など)の有効な活用策の一つとして、<sup>38)</sup> 従来の本業中心の単一サービスから離れて、経営多角化を促進すべきであると考える。<sup>39)</sup> その際、それを有効なものとするためには、どのようなガイドラインや法的・財政的措置や制度改正が必要か、また、それがいかなる効果を地方公営企業の経営にもたらすか、それがもたらす問題点やデメリットは何かなど、<sup>40)</sup> 早急に検討を要する研究課題であろう。

(5) 最後に、地方公営企業のパフォーマンスと関連して、しばしば議論される「効率性」問題についても触れておかねばならない。<sup>41)</sup> これは、<sup>42)</sup> 地方公営企業が能率的・合理的経営をめざし、<sup>43)</sup> 経営の健全性を確保するよう努めるることは、<sup>44)</sup> それが供給しているサービスが地域住民の日常の文化生活にとってきわめて必要性の高いものであることを考えれば、当然であるといえよう。だが、それは、<sup>45)</sup> 地方公営企業の意思決定や経営の実際において、たんに効率性のみに重点がおかれてよいという意味ではない。<sup>46)</sup> 公企業の存在意義と役割を正しく認識しておかなければならない。近づく21世紀を目前にして、高齢化がますます加速される中で、<sup>47)</sup> 生活中心の安定した豊かさが求められる社会において、効率性は、公正や公平性とのバランスを保ちながら、常に追求されるべきことが重要であるといわなければならないのである。<sup>48)</sup> 以上、<sup>49)</sup> 利用者負担として「サービスの対価で回収すべき費用の範囲」を必ずしも現行の慣習や制度にとらわれることなく、また、その「期間」も多様な要素を配慮しつつ設定し、しかも、貨幣的表示を超えるものをもより広く可能な限り考慮していく、<sup>50)</sup> というアプローチを採用しようとするとき、さらにまた、<sup>51)</sup> 単一の個別企業的視点や行政区画の制約をも超えた枠組を考えるとともに、より大なる経営の自主性を常に志向しようと試みると、<sup>52)</sup> 加えて、<sup>53)</sup> 単一サービスの供給のみでなく複合生産の利益を求めて、<sup>54)</sup> 関連諸事業の一元化あるいは総合化を図り、<sup>55)</sup> 連結ベースの会計を試みようとするとき、<sup>56)</sup> われわれが

そこにはイマージとして描きうる具体的な公企業の姿の姿は、歐米にみられる、あわゆる「第三セクター方式」である。あるいは「第三セクター方式」であるといふべきではないか。<sup>8)</sup>

この節で指摘した現行地方公営企業制度をめぐるいくつかの難問をただちに解決することは困難である。しかし、これらの難問のいくつかを大胆に克服する道を見出すこそこそが、21世紀をめざす公企業の進むべき方向である。すれば、解決への次善の策は、多様な業務を多元的に総合的に処理する、いわゆる「複合的経営」の中に探されなければならないのではなかろうか。それを実行していくうえで、どのような問題が生じ、それをどう解決し得るかの検討が次の課題になるにちがいない。

現行のわが国地方公営企業を21世紀「福祉都市」のヴィジョン<sup>9)</sup>との関連の中で問い直してみると、そこで、土のよくなよけたる体系の中で、その果すべき機能を考えると、複数のようないくつかの解決策は、難問克服への一つの有力な糸口となりうるものと信じたいのである。よしむらゆきひろ著「複合的経営」によれば、「複合的経営」を求めて、地方公営企業を含むコシグロマリット的「事業運営の方向」を明確にして、その範囲を明確化すれば、複数の問題を上手に解決するとき、現行地方公営企業制度の諸問題を克服するためには、たとえば、表1の如く、以下の3種類の方法を用いて、複数の問題を解決する。

- ① 「利用者負担」の考え方をそのままの「適用範囲」についても、そのままの「期間」についても、必ずしもこれまでの考え方方にとらわれることなく、より広い見地から流動的に考えていくことが望ましい。
- ② また、その経営形態や営業活動範囲についても、必ずしもこれまであったところにとらわれる必要はないであろう。より豊かな経営自主性をもたらす形態や事業主体が工夫され、経営効率上の適正な範囲や規模が設定されるべきであろう。
- ③ さらには、開発利益の内部化を図る措置や公企業の「経営基盤安定化」に資する多様な方策が積極的に工夫されていかるべきであろう。

④ なお、一般会計からの応分の繰入れはなされるべきであるが、だからといって、それのみに大きく依存しないとすれば、別の手当てとして、他事業との一体化による複合的生産の利益<sup>10)</sup>が追求されなければならない。

このような多様な要求をできるかぎり同時に解決しようとするとき、われわれは、歐米の地域開発やインカーネーション<sup>11)</sup>対策がある。あるいは、公営部門ターフアント開発などでもしばしば用いられる「ボンドオーナジリティ方式」あるいは「第三セクター方式」による複合的事業展開をその一つの解決策ではないかと考えるのである。具体的には、まず、何をどの「範囲」まで複合経営の対象とするか、その際の計算期間はいかなる「時期」に設定するかなど、総合計画はあくまで公共当局が策定するとともに、その実施主体についても、公と私の役割分担を含めて公が責任をもって考へる必要がある。また、より詳細な「複合的経営」の構成は、そのためには、この計画を組織する責任が単一の何らかの部局に置かれることが望ましい。

⑤ そのために、この事業に取り組むべき事業の決定にあたっては、市民構成や機能構成のうえで、「多様性と複合性の効用」が発揮され、実現されるよう評議會<sup>12)</sup>されべきことが肝要である。

⑥ ただし、現行の地方公営企業のみの「採算」や「自立的経営」を考えず、他の一般行政や都市計画事業との「合併施行」の可能性をあわせて総合的に対処するよう試みること。

⑦ 特に、鉄道をはじめ、地方公営企業がもたらすであろう「開発利益の内部化」を図るために、それにより公共当局が受取るであろう固定資産税の増額見込み分に対し、応分の負担を徴することが考えられる。それにより、地方公営企業の建設費・資本費部分の負担軽減が図れるからである。

⑧ さらにまた、地方公営企業は、従来からされたごとき「本業」のみに限定されず、(自ら保有する各種の経営資源を活用する)、関連事業や附帯事業への進出により、経営基盤の確保をめざすべきである。それは、私鉄や電気

ガス事業が近い将来、自らを「地域・生活総合産業」化しようと思図しているところと同様である。<sup>10)</sup> 計画では、この「総合都市」構造の大きな特徴は、

⑥ 「福祉」をどう定義するかに關心では多様な意見がありうるが、われわれは、「福祉」を次の三つの内容を含むとする見解を支持する。<sup>11)</sup>

④ 経済的公平・資産を含む相対的な貧富の格差の拡大をどのようにして防止するか(この場合、「福祉」は基本的な社会保障という狭い枠を超えて、成長の成果の公平な分配、資産の公正な所有などの領域に踏み込むことになる)。

⑦ 福祉には、「非経済的因素」が含まれなければならない。教育、余暇、交通、社会福祉、住宅、公園、上下水道、その他、都市のサービスを供給する私的の団体や小規模な組織によって生み出される無形の生活基盤こそが、今や福祉の不可欠の要素である。社会公営、公営の生活基盤、開拓、企画、組織等、福祉は純私的幸福とは異なり、社会的・公的なものである。

このような意味で「福祉」を捉えるとき、わが国の福祉が欧米諸国とのそれに比して多くの問題点を有していることは否定しない。「成長」重視のこれまでの政策が残した有形・無形の損失も、また、あまりにも多大であった。これは、都市規模でみても同様である。21世紀社会の展望を見据えるとき、財源が比較的豊かな力をもつてこの領域に重点的に取組む意志を必要としているといわねばならない。

今後は、上述のごとく、地方公営企業の問題をそれのみで解決せず、他の一般行政や都市計画事業との「合併施行」の中でもより総合的に解決しようとする姿勢が次第に必要となろうが、そのとき、

④ 「福祉」の増進に貢献するものとして、自然環境を含む、広い都市の社会資本の整備こそ、主たる力を注ぐべき分野となろう。医療、教育、上下水道、良質な公営住宅、緑あふれる公園、迅速、快適な交通機関、安全な生活自動車道、電線の地下埋設、破壊された自然の修復、都市の再開発など、これら適切に運営されるならば、内需振興や民間活力にも役立つにちがいない。

⑤ その際、他方で、特に土地(地価、土地利用、用途地域指定)をはじめ住宅政策、さらには、交通政策などにおいて、現行以上の規制の強化が図られ

るべき局面も出てくるにちがいない。たとえば、諸外国の都市では、平日、都心部にトラックや乗用車は乗り入れを禁止されたり、時間制限されたり、あるいは特別料金が課せられたりしているケースが多いが、このよろな点を軽視してはならない(例:ロサンゼルス、パリ、ローマ、シンガポール、アムステルダムなど)。これは、車の混雑や騒音、排ガスを減らす試みであり、その代わり、他方で、バスや鉄道など公共交通の足の充実や助成が図られているのである。そこには、従来のごとき諸交通事業のみからする問題解決をすでに超えている姿が感じられるのである。

國は、このような地方公営企業を中心とした複合的な事業をも複合的に經營しうる「ポートオーソリティ方式」の実現とその運営面の真の成功を促すよう、法制度の整備や一層の権限の地方への委譲、さらには、タテ割り行政の是正などを含む多様な手立てを緊急に図らなければならないことはいうまでもない。これは「言は易く、行なうは難し小であり、今後の検討を俟つところ多し」といわねばならない。

## 5 結　び

今日、われわれは、これまでの時代とは比較にならぬほどの物質文明社会の中にいるといわれている。

だが、他面、物質的・経済的豊かさのみを過度に追うため、没個性化、連帯意識の希薄化、管理社会での人間疎外など、多くの矛盾を抱えるようになったことは否めない。「弱肉強食の時代」の色濃くなりつつある現実もある。しかし、人間生活の真の豊かさは、心の充足、生きがい、自己実現などの精神的充実なくしては、ありえないであろう。

21世紀の神戸市は、質の高い「福祉都市」の実現をめざすべきであり、ケインズが待ち望んでいた——また、いつの日かやってくると信じていた——未来の日々、すなわち、「経済の問題がうしろの席に退き、われわれの本当の問題、人生や人間関係の問題、さらに、創造、行動、宗教の問題によって、人々の心と頭とが占められる日々」が真にやってくるよう、めざすべきだと考へるので

ある限り、必ずしも常に最高のものでなければならない。これは原則であるが、地方公営企業がめざすべき究極の目標も、このことと無関係ではありえない。論述上に指摘したごとく、「福祉」の実現のために、多様な社会資本の整備——しかも、できるかぎり早期の整備——が不可欠であり、そこに占める地方公営企業の役割の重要性が、いかに強調されても不思議ではないであろう。そして、その運営にあらても、(第3)、(第4)節で述べたごくこれまでの地方公営企業の方法とはやや異なる発想を試みることも、一定の価値あるものと信じるのである。

- 四合注 佐々木弘著『公企業の運営』(昭和53年)、新編改訂版(昭和58年)、(以下「四合注」と略す)。
- 1) 山崎辰雄「21世紀の神戸をめざして」を参照。リヤードオーブン、佐々木弘著。
  - 2) この節については、神戸市交通局、水道局、水下道局、および衛生局病院管理課の諸氏から多くの御示唆をいただいた。記して、厚く感謝申し上げたい。
  - 3) また、佐々木弘「地方公営企業が直面する近年の経営課題とその解決の方向」(『公営企業』1987年8月)をも参照のこと。
  - 4) 杉山武彦「交通基礎施設の整備と費用負担」『商学研究』24、1983年参照。
  - 5) これについて、佐々木弘「第二次臨調と公企業問題」『国民経済雑誌』(神戸大)149-4、1984年4月を参照のこと。
  - 6) 加えて、次を参照のこと。

### む　　論　　る

- 森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス』岩波書店、1988年。
- 7) 佐々木弘「公企業の存在意義と固有の属性について」『公営企業』1988年4月。
  - 8) 佐々木弘「民間活力論の理論と実際」『公営評論』31-3、1986年3月。
  - 9) その点を水関連諸事業についてみたものとして、私の次の論文を参照されたい。
  - 10) 佐々木弘「水関連諸事業の総合化」『都市問題研究』27-7、1975年7月。
  - 11) 「ポートオーソリティ方式」とは、パブリック・コーポレーション形態の一類型であり、この生成と発展については、佐々木弘『イギリス公企業論の系譜』千倉書房、1973年を参照されたい。
  - 12) この点は、成田孝三『大都市衰退地区の再生』大明堂、1987年、114ページ以降を参照のこと。
  - 13) なお、この際「経営多角化」がもたらすかもしれない諸問題については、佐々木弘(編著)『公益事業の多角化戦略』白桃書房、1988年を参照ねがいたい。
  - 14) 森嶋通夫、能勢哲也(編)『サービス産業と福祉政策』創文社、1987年、264-267ページ参照。
  - 15) 宮崎辰雄「前掲論文」16-17ページ。
  - 16) 宮崎辰雄「前掲論文」16-17ページ。
  - 17) 森嶋通夫「前掲書」112ページ。

実験、開拓地、日本(西郷)、1882年、横浜、1890年、神戸、1897年、大阪、1900年、福岡、1908年、名古屋、1910年、東京、1912年、神戸、1914年、横浜、1916年、名古屋、1918年、大阪、1920年、福岡、1922年、東京、1924年、神戸、1926年、横浜、1928年、名古屋、1930年、大阪、1932年、福岡、1934年、東京、1936年、神戸、1938年、横浜、1940年、名古屋、1942年、大阪、1944年、福岡、1946年、東京、1948年、神戸、1950年、横浜、1952年、名古屋、1954年、大阪、1956年、福岡、1958年、東京、1960年、神戸、1962年、横浜、1964年、名古屋、1966年、大阪、1968年、福岡、1970年、東京、1972年、神戸、1974年、横浜、1976年、名古屋、1978年、大阪、1980年、福岡、1982年、東京、1984年、神戸、1986年、横浜、1988年、名古屋、1990年、大阪、1992年、福岡、1994年、東京、1996年、神戸、1998年、横浜、2000年、名古屋、2002年、大阪、2004年、福岡、2006年、東京、2008年、神戸、2010年、横浜、2012年、名古屋、2014年、大阪、2016年、福岡、2018年、東京、2020年、神戸、2022年、横浜、2024年、名古屋、2026年、大阪、2028年、福岡、2030年、東京、2032年、神戸、2034年、横浜、2036年、名古屋、2038年、大阪、2040年、福岡、2042年、東京、2044年、神戸、2046年、横浜、2048年、名古屋、2050年、大阪、2052年、福岡、2054年、東京、2056年、神戸、2058年、横浜、2060年、名古屋、2062年、大阪、2064年、福岡、2066年、東京、2068年、神戸、2070年、横浜、2072年、名古屋、2074年、大阪、2076年、福岡、2078年、東京、2080年、神戸、2082年、横浜、2084年、名古屋、2086年、大阪、2088年、福岡、2090年、東京、2092年、神戸、2094年、横浜、2096年、名古屋、2098年、大阪、20100年、福岡、20102年、東京、20104年、神戸、20106年、横浜、20108年、名古屋、20110年、大阪、20112年、福岡、20114年、東京、20116年、神戸、20118年、横浜、20120年、名古屋、20122年、大阪、20124年、福岡、20126年、東京、20128年、神戸、20130年、横浜、20132年、名古屋、20134年、大阪、20136年、福岡、20138年、東京、20140年、神戸、20142年、横浜、20144年、名古屋、20146年、大阪、20148年、福岡、20150年、東京、20152年、神戸、20154年、横浜、20156年、名古屋、20158年、大阪、20160年、福岡、20162年、東京、20164年、神戸、20166年、横浜、20168年、名古屋、20170年、大阪、20172年、福岡、20174年、東京、20176年、神戸、20178年、横浜、20180年、名古屋、20182年、大阪、20184年、福岡、20186年、東京、20188年、神戸、20190年、横浜、20192年、名古屋、20194年、大阪、20196年、福岡、20198年、東京、20200年、神戸、20202年、横浜、20204年、名古屋、20206年、大阪、20208年、福岡、20210年、東京、20212年、神戸、20214年、横浜、20216年、名古屋、20218年、大阪、20220年、福岡、20222年、東京、20224年、神戸、20226年、横浜、20228年、名古屋、20230年、大阪、20232年、福岡、20234年、東京、20236年、神戸、20238年、横浜、20240年、名古屋、20242年、大阪、20244年、福岡、20246年、東京、20248年、神戸、20250年、横浜、20252年、名古屋、20254年、大阪、20256年、福岡、20258年、東京、20260年、神戸、20262年、横浜、20264年、名古屋、20266年、大阪、20268年、福岡、20270年、東京、20272年、神戸、20274年、横浜、20276年、名古屋、20278年、大阪、20280年、福岡、20282年、東京、20284年、神戸、20286年、横浜、20288年、名古屋、20290年、大阪、20292年、福岡、20294年、東京、20296年、神戸、20298年、横浜、20300年、名古屋、20302年、大阪、20304年、福岡、20306年、東京、20308年、神戸、20310年、横浜、20312年、名古屋、20314年、大阪、20316年、福岡、20318年、東京、20320年、神戸、20322年、横浜、20324年、名古屋、20326年、大阪、20328年、福岡、20330年、東京、20332年、神戸、20334年、横浜、20336年、名古屋、20338年、大阪、20340年、福岡、20342年、東京、20344年、神戸、20346年、横浜、20348年、名古屋、20350年、大阪、20352年、福岡、20354年、東京、20356年、神戸、20358年、横浜、20360年、名古屋、20362年、大阪、20364年、福岡、20366年、東京、20368年、神戸、20370年、横浜、20372年、名古屋、20374年、大阪、20376年、福岡、20378年、東京、20380年、神戸、20382年、横浜、20384年、名古屋、20386年、大阪、20388年、福岡、20390年、東京、20392年、神戸、20394年、横浜、20396年、名古屋、20398年、大阪、20400年、福岡、20402年、東京、20404年、神戸、20406年、横浜、20408年、名古屋、20410年、大阪、20412年、福岡、20414年、東京、20416年、神戸、20418年、横浜、20420年、名古屋、20422年、大阪、20424年、福岡、20426年、東京、20428年、神戸、20430年、横浜、20432年、名古屋、20434年、大阪、20436年、福岡、20438年、東京、20440年、神戸、20442年、横浜、20444年、名古屋、20446年、大阪、20448年、福岡、20450年、東京、20452年、神戸、20454年、横浜、20456年、名古屋、20458年、大阪、20460年、福岡、20462年、東京、20464年、神戸、20466年、横浜、20468年、名古屋、20470年、大阪、20472年、福岡、20474年、東京、20476年、神戸、20478年、横浜、20480年、名古屋、20482年、大阪、20484年、福岡、20486年、東京、20488年、神戸、20490年、横浜、20492年、名古屋、20494年、大阪、20496年、福岡、20498年、東京、20500年、神戸、20502年、横浜、20504年、名古屋、20506年、大阪、20508年、福岡、20510年、東京、20512年、神戸、20514年、横浜、20516年、名古屋、20518年、大阪、20520年、福岡、20522年、東京、20524年、神戸、20526年、横浜、20528年、名古屋、20530年、大阪、20532年、福岡、20534年、東京、20536年、神戸、20538年、横浜、20540年、名古屋、20542年、大阪、20544年、福岡、20546年、東京、20548年、神戸、20550年、横浜、20552年、名古屋、20554年、大阪、20556年、福岡、20558年、東京、20560年、神戸、20562年、横浜、20564年、名古屋、20566年、大阪、20568年、福岡、20570年、東京、20572年、神戸、20574年、横浜、20576年、名古屋、20578年、大阪、20580年、福岡、20582年、東京、20584年、神戸、20586年、横浜、20588年、名古屋、20590年、大阪、20592年、福岡、20594年、東京、20596年、神戸、20598年、横浜、20600年、名古屋、20602年、大阪、20604年、福岡、20606年、東京、20608年、神戸、20610年、横浜、20612年、名古屋、20614年、大阪、20616年、福岡、20618年、東京、20620年、神戸、20622年、横浜、20624年、名古屋、20626年、大阪、20628年、福岡、20630年、東京、20632年、神戸、20634年、横浜、20636年、名古屋、20638年、大阪、20640年、福岡、20642年、東京、20644年、神戸、20646年、横浜、20648年、名古屋、20650年、大阪、20652年、福岡、20654年、東京、20656年、神戸、20658年、横浜、20660年、名古屋、20662年、大阪、20664年、福岡、20666年、東京、20668年、神戸、20670年、横浜、20672年、名古屋、20674年、大阪、20676年、福岡、20678年、東京、20680年、神戸、20682年、横浜、20684年、名古屋、20686年、大阪、20688年、福岡、20690年、東京、20692年、神戸、20694年、横浜、20696年、名古屋、20698年、大阪、20700年、福岡、20702年、東京、20704年、神戸、20706年、横浜、20708年、名古屋、20710年、大阪、20712年、福岡、20714年、東京、20716年、神戸、20718年、横浜、20720年、名古屋、20722年、大阪、20724年、福岡、20726年、東京、20728年、神戸、20730年、横浜、20732年、名古屋、20734年、大阪、20736年、福岡、20738年、東京、20740年、神戸、20742年、横浜、20744年、名古屋、20746年、大阪、20748年、福岡、20750年、東京、20752年、神戸、20754年、横浜、20756年、名古屋、20758年、大阪、20760年、福岡、20762年、東京、20764年、神戸、20766年、横浜、20768年、名古屋、20770年、大阪、20772年、福岡、20774年、東京、20776年、神戸、20778年、横浜、20780年、名古屋、20782年、大阪、20784年、福岡、20786年、東京、20788年、神戸、20790年、横浜、20792年、名古屋、20794年、大阪、20796年、福岡、20798年、東京、20800年、神戸、20802年、横浜、20804年、名古屋、20806年、大阪、20808年、福岡、20810年、東京、20812年、神戸、20814年、横浜、20816年、名古屋、20818年、大阪、20820年、福岡、20822年、東京、20824年、神戸、20826年、横浜、20828年、名古屋、20830年、大阪、20832年、福岡、20834年、東京、20836年、神戸、20838年、横浜、20840年、名古屋、20842年、大阪、20844年、福岡、20846年、東京、20848年、神戸、20850年、横浜、20852年、名古屋、20854年、大阪、20856年、福岡、20858年、東京、20860年、神戸、20862年、横浜、20864年、名古屋、20866年、大阪、20868年、福岡、20870年、東京、20872年、神戸、20874年、横浜、20876年、名古屋、20878年、大阪、20880年、福岡、20882年、東京、20884年、神戸、20886年、横浜、20888年、名古屋、20890年、大阪、20892年、福岡、20894年、東京、20896年、神戸、20898年、横浜、20900年、名古屋、20902年、大阪、20904年、福岡、20906年、東京、20908年、神戸、20910年、横浜、20912年、名古屋、20914年、大阪、20916年、福岡、20918年、東京、20920年、神戸、20922年、横浜、20924年、名古屋、20926年、大阪、20928年、福岡、20930年、東京、20932年、神戸、20934年、横浜、20936年、名古屋、20938年、大阪、20940年、福岡、20942年、東京、20944年、神戸、20946年、横浜、20948年、名古屋、20950年、大阪、20952年、福岡、20954年、東京、20956年、神戸、20958年、横浜、20960年、名古屋、20962年、大阪、20964年、福岡、20966年、東京、20968年、神戸、20970年、横浜、20972年、名古屋、20974年、大阪、20976年、福岡、20978年、東京、20980年、神戸、20982年、横浜、20984年、名古屋、20986年、大阪、20988年、福岡、20990年、東京、20992年、神戸、20994年、横浜、20996年、名古屋、20998年、大阪、201000年、福岡、201002年、東京、201004年、神戸、201006年、横浜、201008年、名古屋、201010年、大阪、201012年、福岡、201014年、東京、201016年、神戸、201018年、横浜、201020年、名古屋、201022年、大阪、201024年、福岡、201026年、東京、201028年、神戸、201030年、横浜、201032年、名古屋、201034年、大阪、201036年、福岡、201038年、東京、201040年、神戸、201042年、横浜、201044年、名古屋、201046年、大阪、201048年、福岡、201050年、東京、201052年、神戸、201054年、横浜、201056年、名古屋、201058年、大阪、201060年、福岡、201062年、東京、201064年、神戸、201066年、横浜、201068年、名古屋、201070年、大阪、201072年、福岡、201074年、東京、201076年、神戸、201078年、横浜、201080年、名古屋、201082年、大阪、201084年、福岡、201086年、東京、201088年、神戸、201090年、横浜、201092年、名古屋、201094年、大阪、201096年、福岡、201098年、東京、201100年、神戸、201102年、横浜、201104年、名古屋、201106年、大阪、201108年、福岡、201110年、東京、201112年、神戸、201114年、横浜、201116年、名古屋、201118年、大阪、201120年、福岡、201122年、東京、201124年、神戸、201126年、横浜、201128年、名古屋、201130年、大阪、201132年、福岡、201134年、東京、201136年、神戸、201138年、横浜、201140年、名古屋、201142年、大阪、201144年、福岡、201146年、東京、201148年、神戸、201150年、横浜、201152年、名古屋、201154年、大阪、201156年、福岡、201158年、東京、201160年、神戸、201162年、横浜、201164年、名古屋、201166年、大阪、201168年、福岡、201170年、東京、201172年、神戸、201174年、横浜、201176年、名古屋、201178年、大阪、201180年、福岡、201182年、東京、201184年、神戸、201186年、横浜、201188年、名古屋、201190年、大阪、201192年、福岡、201194年、東京、201196年、神戸、201198年、横浜、201200年、名古屋、201202年、大阪、201204年、福岡、201206年、東京、201208年、神戸、201210年、横浜、201212年、名古屋、201214年、大阪、201216年、福岡、201218年、東京、201220年、神戸、201222年、横浜、201224年、名古屋、201226年、大阪、201228年、福岡、201230年、東京、201232年、神戸、201234年、横浜、201236年、名古屋、201238年、大阪、201240年、福岡、201242年、東京、201244年、神戸、201246年、横浜、201248年、名古屋、201250年、大阪、201252年、福岡、201254年、東京、201256年、神戸、201258年、横浜、201260年、名古屋、201262年、大阪、201264年、福岡、201266年、東京、201268年、神戸、201270年、横浜、201272年、名古屋、201274年、大阪、201276年、福岡、201278年、東京、201280年、神戸、201282年、横浜、201284年、名古屋、201286年、大阪、201288年、福岡、201290年、東京、201292年、神戸、201294年、横浜、201296年、名古屋、201298年、大阪、201300年、福岡、201302年、東京、201304年、神戸、201306年、横浜、201308年、名古屋、201310年、大阪、201312年、福岡、201314年、東京、201316年、神戸、201318年、横浜、201320年、名古屋、201322年、大阪、201324年、福岡、201326年、東京、201328年、神戸、201330年、横浜、201332年、名古屋、201334年、大阪、201336年、福岡、201338年、東京、201340年、神戸、201342年、横浜、201344年、名古屋、201346年、大阪、201348年、福岡、201350年、東京、201352年、神戸、201354年、横浜、201356年、名古屋、201358年、大阪、201360年、福岡、201362年、東京、201364年、神戸、201366年、横浜、201368年、名古屋、201370年、大阪、201372年、福岡、201374年、東京、201376年、神戸、201378年、横浜、201380年、名古屋、201382年、大阪、201384年、福岡、201386年、東京、201388年、神戸、201390年、横浜、201392年、名古屋、201394年、大阪、201396年、福岡、201398年、東京、201400年、神戸、201402年、横浜、201404年、名古屋、201406年、大阪、201408年、福岡、201410年、東京、201412年、神戸、201414年、横浜、201416年、名古屋、201418年、大阪、201420年、福岡、201422年、東京、201424年、神戸、201426年、横浜、201428年、名古屋、201430年、大阪、201432年、福岡、201434年、東京、201436年、神戸、201438年、横浜、201440年、名古屋、201442年、大阪、201444年、福岡、201446年、東京、201448年、神戸、201450年、横浜、201452年、名古屋、201454年、大阪、201456年、福岡、201458年、東京、201460年、神戸、201462年、横浜、201464年、名古屋、201466年、大阪、201468年、福岡、201470年、東京、201472年、神戸、201474年、横浜、201476年、名古屋、201478年、大阪、201480年、福岡、201482年、東京、201484年、神戸、201486年、横浜、201488年、名古屋、201490年、大阪、201492年、福岡、201494年、東京、201496年、神戸、201498年、横浜、201500年、名古屋、201502年、大阪、201504年、福岡、201506年、東京、201508年、神戸、201510年、横浜、201512年、名古屋、201514年、大阪、201516年、福岡、201518年、東京、201520年、神戸、201522年、横浜、201524年、名古屋、201526年、大阪、201528年、福岡、201530年、東京、201532年、神戸、201534年、横浜、201536年、名古屋、201538年、大阪、201540年、福岡、201542年、東京、201544年、神戸、201546年、横浜、201548年、名古屋、201550年、大阪、201552年、福岡、201554年、東京、201556年、神戸、201558年、横浜、201560年、名古屋、201562年、大阪、201564年、福岡、201566年、東京、201568年、神戸、201570年、横浜、201572年、名古屋、201574年、大阪、201576年、福岡、201578年、東京、201580年、神戸、201582年、横浜、201584年、名古屋、201586年、大阪、201588年、福岡、201590年、東京、201592年、神戸、201594年、横浜、201596年、名古屋、201598年、大阪、201600年、福岡、201602年、東京、201604年、神戸、201606年、横浜、201608年、名古屋、201610年、大阪、201612年、福岡、201614年、東京、201616年、神戸、201618年、横浜、201620年、名古屋、201622年、大阪、201624年、福岡、201626年、東京、201628年、神戸、201630年、横浜、201632年、名古屋、201634年、大阪、201636年、福岡、201638年、東京、201640年、神戸、201642年、横浜、201644年、名古屋、201646年、大阪、201648年、福岡、201650年、東京、201652年、神戸、201654年、横浜、201656年、名古屋、201658年、大阪、201660年、福岡、201662年、東京、201664年、神戸、201666年、横浜、201668年、名古屋、201670年、大阪、201672年、福岡、201674年、東京、201676年、神戸、201678年、横浜、201680年、名古屋、201682年、大阪、201684年、福岡、201686年、東京、201688年、神戸、201690年、横浜、201692年、名古屋、201694年、大阪、201696年、福岡、201698年、東京、201700年、神戸、201702年、横浜、201704年、名古屋、201706年、大阪、201708年、福岡、201710年、東京、201712年、神戸、201714年、横浜、201716年、名古屋、201718年、大阪、201720年、福岡、201722年、東京、201724年、神戸、201726年、横浜、201728年、名古屋、201730年、大阪、201732年、福岡、201734年、東京、201736年、神戸、201738年、横浜、201740年、名古屋、201742年、大阪、201744年、福岡、201746年、東京、201748年、神戸、201750年、横浜、201752年、名古屋、201754年、大阪、20

則」を公布するが、この規則は約60年の間、1932年(昭和7)に「救護法」が実施されるまで唯一わが国の社会事業を支える法制であった。その内容はあくまで封建時代の親族相扶、隣保相扶と慈惠主義を貫き、この規則では対象を『無告の窮民』としてとらえ、廢疾、老衰、疾病及び幼弱と強い制限を加えていた。

たとえばイギリスの封建社会のなかでは、貧民の救済は教会に備えられた慈善箱を中心とするものから、資本主義の経済構造が強まって封建社会の解体が進められるにしたがい、新たな救済体制が必要となって、いわゆる「エリザベス救貧法」が生まれるのであるが、その精神は個人の生活は個人の責任であり国家の介入は極力排除する、*laissez-faire*(自由放任主義)の考え方と軌を一にしている。このような考え方では、近代的な社会病理が認識されるにつれて、これを受けた社会立法の動きも活発化してきた。  
開港とともに埋め立て工事、外国人居留地の建設、荷役作業など多くの労働力を必要とする新興の町、神戸はたちまちのうちに人口が膨張し、1889年(明治22)市制を施行するときには、当初4万人の人口が、14万人になっていた。同時に都市の病理もまた顕著に現れ、開港地を目指しての転入者の失業や困窮者が増えてきた。1889年(明治22)の全国的大不作に続けて1890年(明治23)の大凶作であった神戸地方では米価が高騰し、生活不安に多くの労働者がおののいた。三年続きの凶作による都市労働者の窮乏は激しく、生活困窮者の人口対比は7%にも及んだといわれるが、また神戸貧民救済義会・神戸報國義会等に代表される社会事業や施設が同年以降に設立を見ている。

「神戸貧民救済義会」は収容保護事業を始めるが、やがて失業者の生活が落ち着くにつれて親から捨てられた孤児の救済に切り換えた。神戸孤児院を創設したのは1893年(明治26)のことである。院長の矢野穂と妻はつの孤児達への愛情は深く、夜中に拾われてきた孤児のために暖かくなつたふとんを取り上げられ、しばしばぎふとんに寝かされたというのは水谷愛子(長女)、後に理事長、施設長を継ぐ。その述懐するところであるが、孤児を憐みでなく愛を持って家族の一員として遇するとの献身の社会事業家達の行為を支えたのは当時の実業界の人々であった。

すでに百年前、神戸が近代都市として出発し、同時に近代社会の持つ病理を露呈し始めた時に、対象者に対しては彼ら自身の尊厳を認め、地域においては多くの後援者、特に一般市民と経済界の指導者達によってその財政的基盤が与えられてきたという事実を見出すことができる。

1904年(明治37)欧米視察を終えて神戸に帰ってきた生江孝之は、当時の坪野平太郎市長の要請を受け、市の社会事業計画に参加する予定であったが、日露戦争が始まり市の計画は挫折した。しかし、生江は出征兵士の家族の援助救護の保育をする神戸市奉公会等を手伝い、婦人達を指導して兵庫保育所を作っている。婦人達は生江が内務省に去ったあとも保育所の事業を自分達の役割として、後に神戸市に引き継がれるまで守ったのである。

神戸市内にある養護施設、保育園、老人ホーム、その他の民間社会事業施設の歴史をひもとくとき、近代社会に参入したばかりの日本の中では、地域社会の形成がされほど広い階層の市民一般に担われていたことは特筆に値する。東京・賀川豊彦が神戸で活躍したのはわずかに1909年(明治42)から、1923年(大正12)関東大震災後の救援のために東京へ急行するまでである。当時、神戸の新川は日本でもっとも大きなスラムと呼ばれる地域の一つであった。ここで彼は長屋の一角に住民とともに住み、医療、保育、教育、給食、住宅、葬儀、授産等、およそ貧しい人々に対して考案されるあらゆる方策を計画実行した。アメリカ留学で賀川は労働運動や消費組合の運動と労働者が貧困から抜け出せる方法であるなどを知り、労働運動界の指導者ともなった。ただ彼の場合は近代社会の形成とともに浮かび上がってきた労働者あるいは彼らを取り巻く周辺の貧しき人々の生活が社会悪のために引き裂かれることが悲じんだから出発した。したがって彼にどうでは労働運動も政治運動ではなく経済運動であり、それゆえ苦しむ人々からは歓呼を持って迎えられながらも運動者としては次第に労働運動主流からは遠ざかることになる。反面、消費組合運動は忠実に賀川の理念を受け継ぐことができ、賀川もまた協同組合に多くの夢を託した。財團、消費組合員の首連盟の鹿児島財團、鹿児島財團、鹿児島財團、賀川の生きざまは常に貧しい人々の側に立つての方策であり、実践であつ

多くの人々から批判を浴びたが、『「批判だけで助けてられる人が少ないから貧困はなれならない」というつぶやきに、彼の真骨頂を見るのである。』賀川が新潟を離れたのは関東大震災によらず、より多くの貧しく、助けを必要とする人々の生まれた東京へ救援にかけつけるためであったが、これを機会に彼の社会改良の運動や社会事業は全国的な広がりを見せた。参考書（参考書）：[1] 1902年賀川の実践を支える考え方とは、貧困の原因は個人を越えたものであり、そのため社会事業も慈善を越えて個人の相互の助け合いによる社会悪への挑戦である。また、神戸から発した彼のメッセージは、世界の大々的に今も大きな影響を与えている。

第一次世界大戦後、慢性的な不況により国民の生活が窮乏していくなかで、<sup>1</sup>政府は政策的な社会事業の樹立が迫られた。内務省に社会事業局が新設され、社会事業という語が公式に使われるようになり、<sup>2</sup>ようやく社会事業が政府の政策課題として取り上げられることになった。しかし次回くる戦争の準備のために国策としての「富国強兵」が謳われ、社会事業の展開も主として軍事援護事業や留守家族、罹災者の援護等に専心せざるを得なかつた。<sup>3</sup>米国人実業家J.P.摩根が主導して神戸の戦前の福祉の歩みを木きく見ると、もとよりもう本邦は世界第1位、<sup>4</sup>神戸が市政を敷いた頃は日本がまだやく資本主義による近代化を始めたばかりである。この結果、西欧社会と同様貧困・失業による貧民・流民といけずして近代社会の病理が一早く露呈した。横濱港により多くの人々が神戸へ流れ込む中で、個々の責任だけででは解決できない問題を抱え、心懸念する人々は辨議会上を組織し、市民の有志から義金を集め、授産所や孤児院、児収容を行なった。『自分の子どもも同様に孤児一人ひとりを扱った』もあり、社会事業施設の出現は神戸の先進性を福祉の面でも物語るものであつて、<sup>5</sup>社会事業の出現は、明治時代から昭和初期にかけて、多くの人々が「善き日本」として世界に名を馳せた。<sup>6</sup>

運動・農民運動・消費組合運動の指導者である賀川豊彦は、細民・失業者の住む新川において社会事業のあらゆる分野へ授産、医療、教育、居住

生活を保障する国家という意味で用いられたが、『ゆりかごから墓場まで』といわれるよう国民一人ひとりの全体生活の生活保障システムとしての社会保障制度が確立された社会体制を意味する。『パリ段階』による『社会保険および関連サービス』と題する報告は、完全雇用を追求する雇用政策、広範な公営医療扶助サービス、多子家族の負担を軽減する児童手当を前提にしたうえでの均一拠出、均一給付の年金等の各種社会保険の整備基準を提案している。欧洲諸国が広く目標とした福祉国家の思想は、日本においても取り上げられたわけである。

「児童福祉法」(1947年(昭和22))をはじめ次々と制定された福祉諸法が、国家の責任として国民の生活課題を取り上げることになったとき、そのモデルは福祉国家の理想であった。1950年(昭和25)には「社会保障制度に関する勧告」が行われたが、その中で「社会保障の責任は国家にある。国家は総合計画を立て全ての国民を対象として健康な文化的水準を維持する秩序たらしめなければならない。……」と説かれたが、戦後一貫してこの理念は政権政党の掲げるものでもあった。戦後のわが国の社会福祉の動向が、戦前に展開された残余的社会福祉として、主として経済的貧困や疾病・失業等の苦痛の緩和のための救貧的・補完的なサービスの提供から、制度的社会福祉として社会制度としての対応を始めるところになると、必然的にも、と住民に密着する自治体行政の福祉サービスの推進が必要になり、同時に専門的技術・知識・専門機器の配置が必要となつた。これが社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事の出現を見た理由であるが、神戸市においては1955年(昭和30)、職員の任用制度において社会福祉職

(社会福祉主事)を、一般行政職から区分して専門職として採用している。どの自治体も社会福祉主事を置いているが、神戸市が専門職として福祉専攻者を任用したことは、わが国の社会福祉全体の発展のために重大な意味を持っている。ことに近来のように地域福祉が福祉のサービスネットワークを組まねばならないことを考慮すれば、専門的・専門知識・専門機器の配置こそ重要なのである。神戸市の福祉は、このように戦後の全国的な福祉の歩みのなかで節目などに

重要な政策を打ち出してきたといえるであろう。福祉行政は優れて国家政策と結びついていることは論をまたない。戦前における社会福祉政策が近代資本主義の成立とともに現れた社会病理に国が政治課題として対応したと、戦時には戦時体制の補完の政策としての諸政策が行なわれたこと、敗戦後はあらたに近代社会の理想としての福祉国家を目指したこと、そして経済成長の停滞もありのなかで同様に新資本主義ともいわれる英國・米国の社会政策に倣い福祉国家理念から日本の現実にあつた福祉社会を考えることが国家の政策課題であつたが、それがいまや福祉の後退と誰の目にもうつる現象として現れているのも事実であろう。

しかし住民と密接に結びついている地方自治体は、それを止むを得ないというわけにはいかない。ことに一億総中流意識を持ち、いたがは所得の再分配のしやすい状況が生まれ、社会保障の政策が一應の成果を生み、失業率が世界最低であり、子弟が十分な教育を受けうる状況では、予防的な社会政策は充実されたと考えてよいであろう。それに加えて必要な施設の建設も充足され、また、また福祉的な諸政策やサービスの充実が逆に住民の依存的な態度を助長し、肥大化した要求が国家予算を圧迫し始めたとき、あらためて福祉の主体と客体を巡っての論争が起り、福祉とは全ての人を対象とするとともに全ての人が主体として担うべきものである、という市民参加による福祉社会の発想が生まれた。この発想は発想自体としてはそれなりに正しいであろう。しかし、そのためには住民の福祉に対する理解と行政の役割の確認が必要にならざる。福祉の後退といわれる昨今の状況は、この住民の需要と住民の供給のバランスの崩れを意味するものである。

神戸市においては1977年(昭和52)「神戸市民の福祉を守る条例」が制定された。その趣意は、市民の福祉は市、事業者、市民が一体となって推進しようという、いわば福祉の主体者の結集が呼びかけられている。福祉の客体となる市民の姿は見えやすいが、福祉の主体者を結成することを呼びかけることは

行政を経て多くの課題を抱えることになる。にもかかわらず神戸市が条例として提示したことは、我が国の行政としては最初であった。この新しい時代の中の条例の特徴はいくつかあるが、その一つは、福祉の客体としての市民のニーズが適確に把握され、それを行政が施策として的確に応答しているか否かを検証するために市民による「市民福祉調査委員会」が設けられていることである。この調査委員会は市が行政サービスとして展開する福祉サービスと住民のニーズとのバランスを考えながら福祉計画を検証し、提言する役割を負ってきた。また市民の負わねばならない役割は事業者に負うではない役割については、福祉教育や福祉への啓蒙的プログラムを通して不斷に取り組むことを訴えてきた。  
 次に、「神戸市民福祉条例」は福祉基金の設立を条文に謳っており、「市、市民、事業者による基金の形成が神戸の福祉の取り組み方をユニークなものにしていく。」福祉サービスが問題を持った一部の弱者に対してだけではなく、広く市民一般が対象である時代を迎えるためには、新しい福祉ニーズを充足するための資源を確保せねばならない。福祉基金の設定は市民の寄付、事業者からの寄付を神戸市からの支出に加えて期待したが、前先駆的に実験的な福祉サービスが行われるための大きな支援にならでいる。この時代、この時代の精神が「神戸市民福祉条例」が成立する時代は、福祉が国家による制度的福祉行政を離れて次第に地域の人々の「生活のやうじむき」に関わる課題を明確にじできた時代でもあった。そこで「神戸市民福祉条例」では市民福祉の理念を掲げて、福祉が児童、障害者、あるいは高齢者のごとき社会的弱者を対象とした限定されたサービスだけではなく、市民の生活の基礎的な健康、労働、住宅、教育を含めた条件を充足するものととらえている。また市民の福祉を守る主体者としての市民、さらに事業者を加えて福祉の充足の場としての地域社会の形成を求めてゆる。  
 この条例の精神が具現化されたもう一つの例としては「こうべ市民福祉振興協会」の設立がある。福祉行政の展開は市の民生局が主管して行なうことであるが、福祉六法の定めた福祉施策を超えて市民の福祉サービス、市民による

## 神戸の福祉

福祉活動を促進し、振興するために設けられた「こうべ市民福祉振興協会」は、時代の変化とともに生起する新たな福祉ニーズの発見と、そのニーズを満たすべく開発される実験的、先駆的な福祉サービスを援助する役割を担うことになった。この他にも神戸におけるユニークな活動として知られている、「家庭を開放して数名の子どもを預かってもらう家庭養護の発想を持つ「家庭養護促進協会」、電話による青少年および家庭のためのボランティアによるカウンセリング・サービスとしての「神戸いのちの電話」、今後ますます重要になってくる高齢者のための在宅サービスを行なう有償福祉活動団体の「神戸エイズ・ケア協会」、同「コープくらしの助けあいの会」、も「神戸ファミリー・サービス・クラブ」等々は、全市的福祉ニーズへの柔軟性を持った応答として今後高く評価されてよい団体である。福祉サービスが「人々のくらし」とむき合うことが要請されるということは、ついに福祉をめぐる状況の検証が必要とされるので、状況変化の検証と福祉計画の評価が繰り返されることになる。1970年代後半からの経済情勢の変化や科学技術の進歩は市民の生活構造や意識構造に変化をもたらした。家庭や地域の福祉機能が著しく衰弱するとともに、世界の他の先進工業国に較べ異常な速さで高齢化社会が進行している日本の現状の中で、いかに神戸市の福祉機能を高めるかが問われることになった。この結果、社会の様々な問題を背景に具体化されたものは、児童の深刻な非行が家庭や地域の機能と密接に関連していることを意識して児童相談所の機能を拡大させた「神戸市総合児童センター」であり、介護老人のためのリハビリテーション病院を含む「神戸在宅介護研究所」の設立であろうが、なかでも「しあわせの村」の建設は神戸の福祉の理念をもっともよく具現化したものといえよう。  
 「しあわせの村」は平成元年の神戸市制百周年の記念の年に、福祉都市神戸のシンボル的存在として新しい時代に対応する総合福祉ゾーンの建設を目指したものである。障害者や高齢者を含めたすべての市民が一人の市民として人間らしく社会に参加し、連帯感に支えられながら自立した生活を送れるようにす

るための在宅サービスの拠点として、また障害を持つ人や高齢者など社会活動を失った人々の社会参加を促進するため、あるいはまた障害を持つ人も健常な人も市民として相互に交流ができる場としての「施設の体系化」が想定されている。それは決してコロニーでも各種社会福祉施設のモデル陳列場でもなく、「村」の建設が神戸市域全体の福祉サービス・ネットワークの核となることを意図しているのである。すなはち、地域医療の中心である病院は、すでにサービスを開始している「神戸リハビリテーション病院」を例にとると、患者はまず地域の医師の診断と紹介のもとに病院に送られ、ここでリハビリテーションの方法や方向が定められ、数か月の入院・機能訓練の後にまたびそれぞれの地域に戻り、在宅のままで近隣医師の指導を受けながら地域福祉センターである「ふれあいのまち」等の施設においてリハビリテーションのプログラムを続けることができる。同時にリハビリテーション病院を含む在宅ケア研究所からは患者が在宅のままで看護が受けられるよう訪問看護によるリハビリテーション・サービスも展開されている。このように「しあわせの村」の施設はそれ自体で完結したものではなく、ひつねに市民生活全体のネットワークの環として機能することが意図されている。

いざなうのような対人福祉サービスはこれまでの行政の福祉政策にはないものであったが、時代の変化によらず從来から行政施策として展開された社会保障のシステムあるいは施設サービスを越えて、対人福祉サービス、特に地域サービス、在宅サービスの充実が市民にとってもっとも大きなニーズであることが示されてきた。行政がどのように福祉サービスを個別のニーズに対応したサービスとして供給することは新たな対応であろうから、地域社会へのサービスの確保のためには行政だけではなく民間の福祉サービス資源や市民のボランティアとしての奉仕への参加、ときには適切な指導のもとによる福祉産業の参画も必要であろう。在宅サービスを中心とする対人的な福祉サービスは同一条件における社会保障とは違うため費用負担の方法も工夫が必要であり、福祉基金の達成や有償福祉の考え方と同時に福祉共済制度の研究も始められている。この福祉をめぐる社会情勢が国の社会制度改革の動きや高度技術社会・国際化社

会の進展に対応して変化するだけではなく、高齢化社会の進行は福祉サービスの質を変えつつある。

これまで教育、住宅、医療、福祉と生活に関わる分野は分野ごとに施策を考えてきたが、市民の生活とライフ・ステージに応じたサービスとして総合化していくことが要請されているのである。いわば福祉の視点に立った行政施策の総合化があらためて問われているといえるであろう。

1989年（平成1）9月には、フェスピック（極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会）が「しあわせの村」を中心として全市的な規模で行なわれる。すでに37か国・地域の1,800人が参加を表明しているが、神戸市民はこの行事を通じてアジアを中心とする障害者の人々と交流することになる。フェスピックは地域社会が障害を持つ人とともに生きる共生社会への宣言である。フェスピックの関連行事として計画されている「障害者・高齢者とともに生きる町づくりを考える国際シンポジウム」は、共生社会の建設としての福祉社会とはなにか、また具体的にいかなる町がその理想に適うのかを問うことで、世間に向けてあらたなる福祉の情報の発信を担おうとしているのである。

# 明治・大正期の市域拡張

各論の題に亘る——都市の膨張と「大神戸」構想——、貴説がある。この  
は御存知の方々へお手元に持つておられること、幸甚。又、その御存知の方々には、貴説の主張の  
の筆頭論議者、並びに貴説の掲載誌である『洲』の編集長の藤波忠一郎

（新修神戸市史編集室）  
本部苗志瑞引領新学兵庫・東洋）アセラス、アーヴィング（トマス）中1861  
179はじめに於ける御要請書に於ける御申出の件の御返事として、或ふて、  
1870年の在神戸イギリス領事がワードの「派遣使節ナル・レポート」は次のように書いている。『元の兵庫と神戸は今やメイジスドリードに沿って連たんした日本人家屋によって結びつけられている。神戸（我々の居留地にもっとも近いが）は急速に拡大し、當港で開業するためやうでくる現地人の流入に対応<sup>1)</sup>している』。近世の都市核兵庫と、神戸を結ぶ街道、つまり西国街道沿には、家屋が次々と建築され、近代の都市核神戸が外国人居留地の設置と貿易の開始によつて急速に形成されつつある様が描写されている船でも見るよ。

それから約50年を経た大正6年、神戸市市区改正調査委員の斎藤千次郎は、「東西蜿蜒タル郊外ノ地ハ将ニ到来セントスル大神戸ノ文明的施設ニ供セン為メノ天賦ノ賜ニアラスシテ何ソヤ」「市区改正ノ第一要義トシテ市区ノ拡張ヲ要望<sup>2)</sup>ス」と、市域拡張論を提唱した。社会経済的意味での都市の膨張と都市自治体の行政能力の向上とは、「大神戸論」を形成し、都市経営の重要な戦略として市域拡張を位置づけるに至ったのである。

市域拡張は常に政治過程を伴っていた。ある時は派手な抗争があり、ある時は事務当局の思惑通りに事が運んだ。しかし、その背後には、市域拡張を必要とする何らかの論理が作用していたのではなかろうか。本稿は、まず戦前期の市域拡張を概観し、その展開の段階を検討する。ついで最初の総合基本計画ともいべき大正期の市区改正・都市計画と市域拡張との関連を明らかにした  
い。  
3)

## 2 市域拡張の概観

周知のように、明治22年の市制施行時の市域は兵庫・神戸を中心としたごく狭い区域であった。その後、明治29年の林田村等の合併から昭和33年の淡河村の合併まで、10次にわたる市域拡張によって、現在の神戸市域が形成された。<sup>118</sup> 図1は、市制施行時に、現在の市域がどのような町村に分かれていたかを示したものである。当時は、15市2町26村があったのである。これらのうち、いくつかの町村の、戦前期の人口趨勢を明らかにしておこう（表1）。有野村、押部谷村の人口がほとんど停滞的であるほかは、いずれの町村も人口成長が著しく、ことに都賀野村（西灘村）、須磨村が激増している。また図2（後掲118ページ参照）は市内の各区（学区としての区）の明治29～大正8年の人口増加趨勢を示している。明治29年に合併された林田区と湊区の人口増加が著しい。

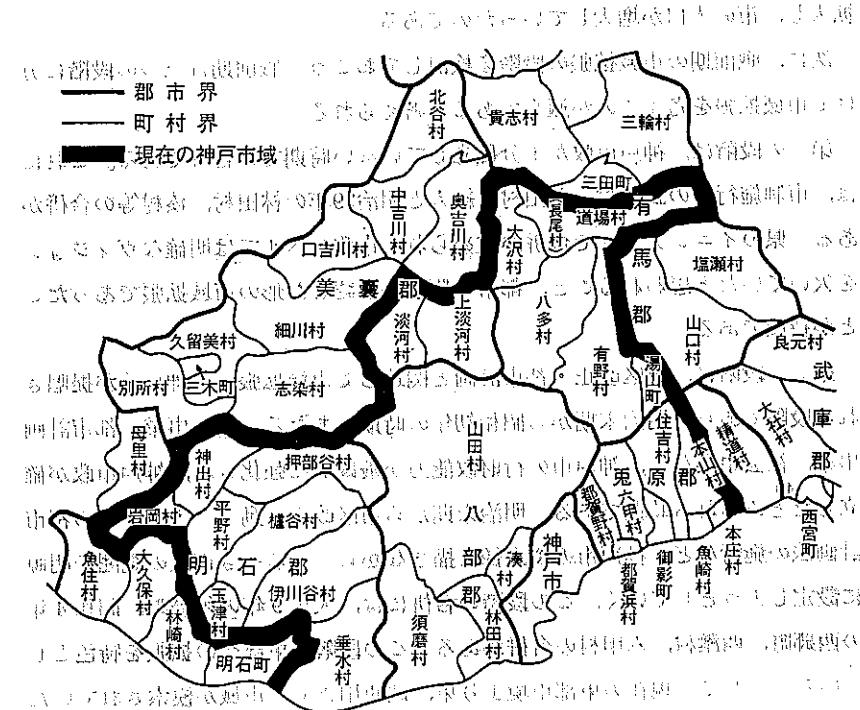


図1 神戸市制施行時の市町村

## 明治・大正期の市域拡張

表1 編入町村の人口増加の趨勢（明治22～昭和15年の変遷）

年	明治22	28	33	38	43	大正4	9	14	昭和5	10	昭和15
神戸市	100	120	182	239	298	370	452	478	585	677	717
住吉村	100	107	113	124	171	243	341	409	463	547	563
都賀野村	100	108	132	166	203	276	679	1,508	1,832		
須磨村	100	110	127	166	212	290	(478)				
垂水村	100	114	119	127	149	159	187	224	248	367	475
押部谷村	100	107	109	115	124	128	123	116	109	103	105
有野村	100	104	106	110	116	122	111	110	116	128	133

(注) \*は昭和3年の数値、\*\*は大正8年の数値。

（資料）『神戸市統計書』、『兵庫県統計書』各年版。市域拡張による市街地化の進展は、人口の移入と密接に関連している。この段階では、市街地での人口の飽和状態→新市域の人口増加というパターンで、都市域が拡大し、市の人口が増大していったのである。

次に、戦前期の市域拡張の段階を検討しておこう。戦前期は三つの段階に分けて市域拡張を考えるのが適当であると考えられる。

第一の段階は、神戸市政が十分確立していない時期での合併である。これには、市制施行時の葺合村、荒田村の編入と明治29年の林田村、湊村等の合併がある。県のイニシアチブで合併が進められ、市政レベルでは明確なビジョンを欠いていたと思われること、都市の膨張を追認した形の市域拡張であったことが特徴である。

第二の段階は、市区改正・都市計画と関連して市域拡張=大神戸論が提唱される段階であり、明治末期から昭和初年の時期にあたる。公営事業、都市計画事業、社会事業など、神戸市の行政能力が飛躍的に強化され、神戸市政が確立したとみられる時期である。明治末期から市区改正の動き、大正9年の都市計画法の施行など、神戸市の将来像を描きながら、あるべき市域の範囲を明瞭に設定しようとしていく。この段階の合併には、大正9年の須磨町、昭和4年の西郷町、西灘村、六甲村の合併がある。この段階は東部への拡張を特色としている。そして、現在の東部市境より東、武庫川までの市域が模索されていたと考えられる。

第三の段階は、おそらく昭和10年代に始まるであろう。第二の段階の市域拡張が、すでに市街地化しつつあった町村を対象としていたのにに対し、この段階では農村部を含めさらに広い区域を編入しようとする。昭和10年代には明石郡の合併工作が開始されている。

表2 神戸市域拡張略年表

明治 12. 1. 8.	郡区町村編成法施行に伴い、神戸区設置。
明治 16. 9. 9.	葺合村のうち葺合組、神戸区に編入を請願。
明治 22. 4. 1.	神戸市制施行。葺合村、荒田村を編入。
明治 29. 4. 1.	湊村、林田村および須磨村のうち池田村を編入。
明治 30. 11.	湊川改修会社、湊川付替工事に着手。
明治 33. 4. 1.	神戸市水道給水開始。
明治 45. 4. 10.	神戸市区改正調査委員条例を市会に上提。
大正 3. 4. 1.	神戸市区改正調査委員条例制定。
大正 3. 4. 29.	神戸市西部耕地整理組合設立認可。
大正 5. 9. 11.	市区改正調査委員会に市境拡張調査部会を設置。
大正 6. 1. 15.	市区改正調査委員斎藤千次郎、「神戸市の将来」を建議。
大正 6. 8. 11.	神戸電気株式会社を買収し、電気事業を市営化。
大正 7. 9. 11.	東京市区改正条例を神戸市に準用の指定。
大正 8. 3. 29.	市域拡張調査を議決(須磨町、西郷町、西灘村まで拡張の適否を調査)。
大正 8. 3. 31.	学区制度を廃止。
大正 9. 2. 9.	神戸市会で特別市制に関する陳情提出の建議を可決。
大正 9. 4. 1.	須磨町を編入。
大正 9. 6.	神戸市西部第二耕地整理組合の設立認可。
大正 11. 4. 24.	神戸都市計画区域の内閣認可(林田村、葺合村、湊村、筑前町)。
大正 14. 4. 1.	西宮市制施行。
昭和 2. 12. 14.	西宮都市計画区域(精道村→武庫川)決定。
昭和 4. 4. 1.	西郷町、西灘村、六甲村を編入。
昭和 5. 2. 7.	明石都市計画区域決定。
昭和 6. 9. 1.	区制を実施。
昭和 13. 7. 5.	昭和13年水害。
昭和 15. 4. 1.	三部経済制度撤廃される。
昭和 16. 7. 1.	垂水町を編入。
昭和 17. 11. 14.	明石郡六甲村と合併仮調印。
昭和 19. 3. 7.	内務次官より合併工作中止指令。

運動や三部経済制度の廃止など複雑な動きがあった。前の時期と異なった意味で、「大神戸論」が語られるのである。そしてそれは、郡部と市部、県政と市政、大都市と中小都市との間の緊張関係を增幅させていくことになるのである。戦前には、垂水町の合併が実現しただけで大神戸構想が実現したわけではないが、戦後の市域拡張は戦前のこうした構想の延長線上にあることは明らかである。

### 3 都市の膨張と市域の拡張

#### (1) 神戸市の誕生と葺合村の合併

明治22年の市制町村制施行に先立ち、兵庫県では新市町村の組み合わせが検討された。その詳細は明らかでないが、「市町村制取調委員会」を中心として、県の合併案の策定作業がすすめられ、明治21年10月頃には、県案が編成されたとみられている。そして、同年11月に県令第121号で22年4月1日から菟原郡葺合村、八部郡荒田村を神戸区に編入することになった。<sup>5)</sup>翌22年2月2日内務省告示第1号で市制施行地の一つとして神戸が指定され、4月1日から市制が施行された。神戸区、葺合村、荒田村の区域が市制施行時の市域であったが、この範囲はどのようにして定まったのであろうか。

神戸区時代の明治16年9月、脇浜組を除く葺合村の人々は神戸区への編入を県に請願している。その趣旨は地理、人情、風俗、營業、土地の状況からみて菟原郡に属するよりも神戸区に編入されたいとするものであった。葺合村は神戸区に接しており、人情、風俗も神戸区と異なることなど、また、營業の面からも神戸区に頼って生計を立てている者が多い。土地の状況は、「人煙稠密家屋ノ構造ヲ初メ殆ト市街ニ類スル者多シ。且小野新田ノ如キハ外国人ノ工場アリ、墓地アリ。神戸区民ノ移住スル者少カラス。人口次第ニ多ヲ加フ」という状況であった。そして、「税金上納諸鑑札拝受戸籍之出入等ニ至ル迄諸般ノ事務ニ付官衙ノ御手数ヲ奉煩候有様が終歳田園ノ間ニアル農民ノ如キ簡易ノ次第ニ無之」とし、<sup>6)</sup>武庫菟原郡役所（明治13年12月8日）、武庫郡役所と菟原郡役所が統合され西宮町に役場が置かれた）が遠隔の地にあるごとの不便を訴えたのである。これに対し、郡役所は脇浜組が「一村独立」することを承諾すること

<sup>6)</sup> とが、神戸区編入の条件であると回答している。脇浜組は、郡役所が西宮にあることにさほど不便を感じていなかったのか、郡役所の返答を遅らせた。この問題の決着は市制施行時に持ち込まれたらしい。<sup>7)</sup>明治19年8月21日、兵庫県令第15号「長屋裏屋建築規則」が制定された。これは衛生上の見地から、建物・井戸・便所の構造等について規制しようとしたものである。その立法趣旨は、条約改正のための都市の体面を整えるとともにあったが、「増殖したる家屋は大抵長屋建若しやは極粗末なる六坪以下の建家なり」「本年も亦悪疫流行蔓延の媒介となるは予輩の確乎と保證する所なり」とする『神戸又新日報』（明治19年4月27日）の論説に明らかである。この規則の適用範囲は神戸区、新生田川以西の葺合村、荒田村であった。その範囲が当時著しく都市化していた区域であったのであろう。そして市制施行にあたっては、葺合村全村と荒田村が編入されたのである。県の方針は明確でなく、また市制実施直後に林田村等の編入を諮問するなど、矛盾した行動があるようと思われるが、神戸市制施行にあたっては、一応市街地的区域をもって神戸市の範囲としたと考えておきたい。

林田村、湊村等の合併は、湊川改修事業を円滑に進めようとする構想のもとに、その実現が図られてきた他の地域も都市化が次第に進展していく中で、決定的な要因となったのは、むしろ湊川改修の構想であったとみられる。湊川は当時の市域を東西に分断し、交通の障害になり、また兵庫と神戸の一体化を阻んでいた。「湊川以西と以東とは殆んど別乾坤の觀を呈」していたのである。そのため、「今湊川以西に湊川を附け替へて今湊川堤防の地面を均らして市街と為す」（明治19年9月18日付『神戸又新日報』）ことが必要であった。湊川付替は同時に、旧態依然たる兵庫の振興にもつながると期待されていた。すでに明治20年に藤田伝三郎らがプランを検討し、県に工事費の一

8) 部補助を願い出でいた。一方、西部の村々は神戸市に編入されることを望んでいた。明治21年9月に県知事に請願したが、期が熟していないとして聞き届けられなかつた。これらの村々は市制施行後に再び編入を請願することになる。明治22年6月20日付の東尻池村の請願書は、兵庫の発展によって村内の人口戸数が増加していること、山陽鉄道の停車場が設置され、西兵庫との間の交通が便利になったことをあげ、神戸市の編入を希望した。内海忠勝知事は、<sup>9)</sup>八部郡湊村および林田村のうち、林田村の編入を神戸市会に諮問することになった。明治22年7月10日の神戸市会で、県の藤井一郎庶務課長は、<sup>10)</sup>神戸市の発展に従い、地形上市に編入するのが適当であると、諮問の趣旨を説明している。

市会での審議は、編入の可否をめぐって紛糾した。編入賛成派の池長通は、「市に編入すべき理由」を見出せぬ。収支金員に於て損益の論えハキノ場合に添ラサルナリ」と、「収支又如キ公創始多少ハ損益アルモ将来ヲ慮ルトキハ必ス利益タルヲ確保ス」と、将来を展望して編入するよう説いた。これに対し編入反対派は市税収入がほとんど確保できないのに、土木、道路修築等の支出が避けられず、編入は財政上から見て利益にならないと論じた。結局、明治22年には市財政に負担となるとして、編入は否決された。

この編入問題の背景を物語る書状がある。それは内海知事が村野山人（元神戸区長、のち山陽鉄道副社長、衆議院議員）に宛てたものである。村野は藤田らとともに、<sup>11)</sup>湊川改修工事費の助成を県に申請していた。<sup>12)</sup>藤井一郎は、<sup>13)</sup>湊川十二条流今日之風潮故に成災苦情を避るを必要と考へ、湊村の団体と東尻以東の神戸市に編入済然後、湊川着手スレハ市内ノ川タ市内ニ付換ルト申事ニ相成候テ、苦情ノ起シ様モ無之と存し、該村ヲ促シ編入願書ヲ差出セタリ。其編入願書ト町村会之議決トヲ以テ市会ニ諮問候処、市会外顧目下経済之損失トヲ主張し、無請苦情申立ルモノ有之、為めニ今以テ答申致不申候。此異論者之主ハ小寺、之に雷同するもの二三名有之由、兵庫議員らの拙者代理之説明者ニ兵庫開港之曉外、区域広潤必要云々と話せし處、幾分相感し原案賛成者も有之候由、就而鳴瀧江御謀り小寺等ノ異論者ヲ御説破

相成ルカ、又ハ兵庫議員等江説明相成ルカ、孰ニシテモ至急ニ御腹案必用ト存候。……」

内海知事は、<sup>14)</sup>湊川の付替予定線にある村を神戸市に編入すれば、それらの村から苦情が起らないと考えていたのである。東尻池村などに神戸市編入請願書を提出させたのも、実は内海知事の方針だった。また、内海は当時兵庫の有力者から提唱されていた兵庫開港の問題をからめで議員を説得しようとしている。つまり、兵庫が開港すれば、広い区域の後背市街地が必要であるとの論理であった。彼は湊川改修に極めて熱心であったといわれている。しかし、小寺泰次郎らの一派は、当該地域が都市化していくなく、それを編入すれば、「經濟ノ損失」となるとして、内海の構想を挫折させたのである。品川市内蔵倉の西部の村々の編入が再び県から諮問されるのは明治28年であった。その理由書は、「神戸市ハ開港以来長足ノ進歩ヲ為シ戸口増殖名速ナル他、比較ヲ見サル所ニシテ其区域ヲ拡張スルノ必要ヲ見ル。又一方ニ於テハ其接続地タル八部郡ノ湊村林田村ノ如キ亦其影響ヲ受ケ、人口戸数増加シ市ト軒ヲ連ネシトスルモノアリ。依リテ令地勢ノ宜ヲ計リ且神戸市ノ必要事業タル湊川附換ノ線路ヲ斟酌シ諮問案ノ如ク八部郡ノ一部ヲ神戸市に編入セシムトスルニ在リ」と述べ、<sup>15)</sup>都市化と湊川改修事業の必要から編入を行なうのだとしている。この時も、<sup>16)</sup>林田村のうち、旧野田村と旧駒ヶ林村を除いて神戸市に編入しようとしたため、<sup>17)</sup>諮問案に反対があり、<sup>18)</sup>野田村と駒ヶ林村を編入することになった。編入は明治29年4月1日に行なわれた。一方、<sup>19)</sup>湊川改修事業は私的資本である湊川改修株式会社（明治30年設立）の手で実施されることになったが、その大株主には、<sup>20)</sup>太倉喜八郎、<sup>21)</sup>藤田伝三郎らが名を連ね、<sup>22)</sup>経営責任者である専務取締役社長には兵庫県の役人であった藤井一郎が就任している。<sup>23)</sup>このように、<sup>24)</sup>兵庫県の市域拡張は、<sup>25)</sup>終始県の不景気アモブで進められており、市政の側では明確な方針を欠いていたといわれるこれが特徴であった。しかし、<sup>26)</sup>湊川改修によつて市街地が拡大し、<sup>27)</sup>旧湊村、<sup>28)</sup>林田村の地域が増大する人口を吸収していったのである。<sup>29)</sup>しかし、<sup>30)</sup>この結果、<sup>31)</sup>市内蔵倉の区域が急速に開拓され、市内蔵倉の開拓による人口の増加へ繋がった。兵庫市は、<sup>32)</sup>市内蔵倉の開拓による人口の増加へ繋がつた。

#### 4 大神戸構想の誕生

##### (1) 市区改正と市域拡張

神戸で最初に市区改正を提唱したのは、おそらく明治19年8月19日付の『神戸又新日報』の論説「市区改正の必要は東京のみにあらず」であろう。当時の神戸の市街は殆んど偶然に成りしものと其区画の不完全なる其家屋建築法の整頓せざる」と、自然膨張的な都市の実態を厳しく指摘し、街路、水道、ガスなどの整備を訴えていた。それは長屋裏屋の建築規制論と同様条約改正という立場から都市の体裁を整えようという面をもつていた。しかし、市区改正の実現可能性は経費の点からみて、「甚だ実際に縁の遠きなる話」であることを、この論説自体が認めているのである。

市域拡張が現実的な問題となるのは明治末期になってである。この時期には水道敷設(明治33年)、神戸築港(明治40年)、市街地電車の敷設(明治43年)などの大プロジェクトが次々に実施された。そして神戸が港湾都市、産業都市としてさらに発展するためには、市区改正=市街地の改造が要求されるとは明らかであった。たとえば市街地電車の敷設には道路の整理拡幅が必要であった。この市区改正の論議の中で、市域拡張論が登場してくる。

明治45年4月10日、「下臨時市区改正調査委員会規程」が市会に上提され、大正2年7月にこれが可決された。内務大臣宛の条例許可の申請書は「都市經營上市区改正ハ最重要ナル問題ニ属シ殊ニ本市ノ如キ急激ニ発展シタルシ市ニアリテハ街衢雜然特ニ其ノ整理ノ必要ヲ認ムル」とされていた。市区改正調査委員条例が制定されるのは大正3年4月で、翌4年に委員が任命された。調査委員会は道路の改正、港湾の拡張、縱貫鉄道問題、市区改正財源など種々の事項を調査しているが、その一つとして、大正5年9月には市域拡張調査委員が任命されている。同年11月には、市区改正調査委員末正盛治が「市境拡張調査要項」を発表している。編入予想町村の情況、市境拡張の是非などを詳細に調査しようとするものだった。大正6年1月、同じく市区改正調査委員斎藤千次郎は「神戸市ノ将来」という意見書を提出している。斎藤は次のようにいふ。いやしくも神戸の經營を論じる者は、活眼を開いて「濶達遠望ノ大計」をたて

なければならない。市区改正はもとより実施されねばならぬが、それと同時に市域拡張が第1位の緊急課題なのである。「経済的都市」は「政治的都市」(法制上の都市の区域)を超えて拡張している。現在、経済上神戸市の大部分であるが法律上神戸市でない地方、および将来必然的に神戸市に編入すべき性質の地域を予想して、経済的にも法律的にも完全な大神戸の建設をはからなければならぬ。

編入される接続町村にあっても合併は利益なのであり、およそ次のようになるとめることができる。それは警察、消防の完備、社会的救済事業の充実、教育的事業の整備、交通の利便増進、工業的事業の普及、衛生状態の改善、娯楽的事業である。

市域拡張には様々な反対説がある。一つはまず市区改正を行い、しかも後に市域を拡張すればよい。二つは合併により利益を受けるのは上流社会だけで下層社会は全く恩恵に浴さない。三つは納税者は失費を要する都市的事業に反対し、非納税者はこれに賛成し、両者の融合は図り難い。四つは郡部と市部は利害が一致せず、また地方的声望家は合併によって威望を失うてしまいがねない。五つは、既存の権力本位の既得権益が、市域拡張によって根本的に損失する。これららの反対説は一見理があるかのようである。しかし、市区改正そのものに相当の期間を要するのに、その成就是ままで市域拡張を図るのは迂遠であるし、地代は将来ますます騰貴し、市域拡張は困難となろう。また、下層社会も市域拡張によって利益を受け得るのである。

三、四の反対説は、自利的欲望、為ニ国家社会ヲ發展ヲ犠牲ニス可キ底ノモリニシテ将来到底大都市公民ドシ元存在ノ価値ヲ有セサルモノである。

それで神戸はどの方向に向かって拡張すべきであろうか。神戸は、南は海に面し、北は山を負うである。南はしばらくおき、山間の一部を開拓しても猫の額ほどの土地を得ることができるにすぎない。東西への拡張こそが、大神戸の進むべき方向である。過去の人口趨勢からみて50年後には100~150万人の大都市となるであろう。この膨大な人口を包括すべき区域として、西(?)東ハ住吉川以西、(?)西ハ須磨以東若クハ播磨国境線以東、(?)北ハ山麓適当ノ線」が考え

られるよそれを速やかに市区に編入しなければならない。また区制を新設し、<sup>15)</sup>御影区、芦原区、神戸区、兵庫区、須磨区の5区とすることが必要である。誰知申あ斎藤の市域拡張論は、明確な展望を提示しており、當時としては卓見であらたと呼えよう。大神戸の地域的範囲は、都市計画の過程でより精緻に検討されていくことになる。

神戸市は市区改正調査委員会での調査をもとに、当面の市域拡張の範囲を、西郷町、西灘村、須磨町としていたが、西郷町、西灘村は編入反対の姿勢をとっていた。大正7年3月、県知事清野長太郎の意見を打診したところ、反対があるのを無視しては、態度を調整工作に積極的な姿勢をみせなかった。やむを得ず、須磨町のみを合併交渉の対象とすることになる。大正9年4月1日付『神戸又新日報』。ふたて船井より附記「須磨町」神須合併交渉の過程で、須磨町の合併賛成派は大正8年12月3日、次のような賛成意見書をとりまとめている。神戸市内は住宅難であり、神戸市は住宅地として最適の須磨町を編入し、適当な経営を行おうとしている。神戸市と合併し、神戸市の力により諸般の経営を行わせるることは須磨町にも利益となる。須磨町にとって目下急施を要する事業は、(1)水道の敷設 (2)下水道の改善 (3)避病院の改善 (4)教育機関の充実 (5)名勝旧蹟の保存 (6)道路の改善 (7)交通機関の整理 (8)通信機関の改善 (9)警察力の充実であり、いずれも健全にして優秀な住宅地として選ばれらる施設である(大正8年12月5日付『神戸又新日報』)。つまり合併賛成派は、神戸市の行財政能力によって、住宅地としての須磨町の整備を行おうとしたのである。須磨町は大正9年4月1日に編入された。

なお、大正7年に東京市区改正条例が改正され大都市に準用されることになり、神戸市区改正調査委員会は廃止された。これにかわって國の機関である神戸市区改正委員会が組織された。しかし、市区改正条例では都市問題に有効に対応できず、都市計画法、市街地建築物法が大正9年から施行されることになるのである。00月より区内QDアヘン、成攀島、大橋、みはり園、いの町、(2)、都市計画と市域拡張もしくは計画専門人の入選の上、(3)、市域拡張もしくは都市計画法は、都市自治体の地位を向上させるうえで歴史的な法制であら

たといわれる。それはまた、大都市の市域拡張史のうえでも、極めて重要な意義を有するものであったといえる。18) 1913年には兵庫県が、市域を規定する都市計画法の研究のために、大正13年に「兵庫県都市研究会」が設立された。この研究会は、行政実務担当者を中心とした、機関誌『都市研究』を発行した。この『都市研究』のなかから、いくつかの論文をひろめてみよう。都市計画と市域拡張との関係は、郊外地をどのように統制するのか、現行の都市計画法は郊外地の市街地化に有効に対応し得るのか、が問題である。内務事務官飯沼一省は「都市に隣接する地方の計画」と題して、次のように論じる。近代の都市はつねにその領域をその経済的区域に合致せしめんことを焦慮してゐる。しかし、その境界線を数哩のがなたにおしひろめてその区域を拡張したる都市にしてその目的を達したりとして満足せるものは、古来未だかつてあることを得ない。何となれば都市の境界線がひろがればその社会的経済的活動の範囲はさらにひろがっていくからである。飯沼によれば法制上の都市の区域と社会的経済的都市の区域の不一致は、市域拡張によっては解決されない。そこで苦肉の策として案出されたのが、『区域外計画権』の取得であった。これによると大都市の区域外に対して、何らかの統制の道が講じられるといふのである。彼は、この趣旨をさらに敷衍し、次のように説明する。都市計画は、各その市の区域内において、またはその区域外にわたり定められるものである(都市計画法1条後段)。その意味は、市域外にわたって都市計画事業を執行できるといふことと、市域外にわたって都市計画区域を設定できるといふことであるとする。

しかし、飯沼が主張するような市域外統制制度は果して実効性があるのだろうか? 復興局書記官武部泰蔵は、「郊外地の都市計画と市域拡張」という論文で、都市計画法の不備を指摘している。彼は、「郊外地の統御を為さねば既成市街地の改造をしやうとするのは、恰も新鮮な空気光線を与へることを忘れて、徒然に高貴なる薬品を以て肺疾を治療せんとするの類である」として、郊外地の実効性ある統御を主張する。郊外地は都市自然の発達に放任しておいたならば、「不秩序乱雑不衛生不経済」を極めた市街が出現する。現行制度は、不

これに対処するために、<sup>21)</sup>都市計画区域、<sup>22)</sup>都市計画委員会、<sup>23)</sup>行政庁執行主義の制度を設けたが、実はこれらは無力なのである。<sup>24)</sup>都市計画区域は、<sup>25)</sup>都市計画事業の実施にどの程度寄与するかわからない。<sup>26)</sup>都市計画委員会も自治団体から独立した機関であり、事業の執行権、財政権を有するものでない。また<sup>27)</sup>都市計画事業は、<sup>28)</sup>市長を原則的な執行者としているが、<sup>29)</sup>実際には郊外都市計画事業を執行できるわけではない。<sup>30)</sup>なぜなら、市長は郊外地に課税権を有しているわけではなく、<sup>31)</sup>郊外地の住民から受益者負担金を徴収するのも困難である。<sup>32)</sup>かくして武部は、「都市計画法は……郊外都市計画の実効的方面に於ては失敗して居る」と結論し、<sup>33)</sup>市域拡張が必要だとする。「有機的実体的に一の統一的生活を営む處の土地が多数の自治団体に分割され独立割拠して居ることをやめて之を強大な一の団体とするとき始めて統制ある都市の建設を論すべきである」とし、<sup>34)</sup>市域拡張の範囲は「都市計画区域を決定する際に用ゆる標準に依って太体誤り少いものと考へる」のである。彼によれば、<sup>35)</sup>既成市街地のみを以て都市の区域と化やうとするのは、<sup>36)</sup>都市経営の現代的意義を知らないのである。なお、<sup>37)</sup>武部は郊外都市計画の目標は、労働者に低廉な住宅を供給することにあると述べている。<sup>38)</sup>都市計画と市域拡張との関係について、<sup>39)</sup>神戸市都市計画部の奥中喜代一はさらに端的にこう述べている。<sup>40)</sup>「都市計画区域即ち一大都市の区域で将来一つの都市になると言ふ考へ」であった。<sup>41)</sup>実務レベルでは奥中のような考え方支配的であったのだろう。<sup>42)</sup>（表3）<sup>43)</sup>須磨～芦屋川までの範囲が必要である（須磨～武庫川間の平地面積は約2,280万坪）。西は鉄拐山が自然の境界をなしており東方に都市圏を求める以外はない。しかし、「経済上並ニ行政上ノ見地」から20年計画として須磨～芦屋川までを都市計画区域とするというものであった。これを裏づけるのは次のような根拠からである。<sup>44)</sup>

まず人口の増加である。過去の人口増加の趨勢からみると、30年後には大体150万人となる。<sup>45)</sup>数学的に調査してみても、<sup>46)</sup>145万人程度である。また各区（旧須磨町を除ぐ）と接続町村ごとの将来の人口を予測してみると、各区の合計で110万人、各区から溢れ出る人口47万人（1人当たり6坪を飽和人口密度とし、それを乗じて算出した）である。<sup>47)</sup>

表3 神戸市内の人口密度（大正8年）

	平面面積(千坪)	人口(千人)	一人当り坪数	千坪当り人口
神 戸 区	964	102	9.50	105
淡 江 東 郡 区	585	101	5.80	173
淡 江 西 郡 区	1,170	184	6.35	158
淡 江 中 郡 区	400	35	11.56	87
葺 合 区	1,110	118	9.40	109
林 田 区	1,960	95	20.80	48

(資料) 神戸市都市計画部編「神戸市都市計画区域決定ニ関スル調査」

れ以上が溢れ出ると仮定）、須磨・

表4 将来の人口密度

西宮等の人口47万人、総計約200万	一人当り坪数	収容人口(千人)
人となる。しかし、 <sup>48)</sup> 都市計画区域設定の基準となる人口としては約150人（海岸・中間・山手）	海岸 13.0坪 中間 7.5坪 山手 15.0坪	551人
万人を採用したい。	須磨～芦屋川、 海岸 13.0坪 中間 11.0坪 山手 20.0坪	511人

（3）<sup>49)</sup>神戸都市計画区域の決定（表3）<sup>50)</sup>は、<sup>51)</sup>も重視された。<sup>52)</sup>（表4）<sup>53)</sup>須磨～芦屋川までの範囲が必要である。<sup>54)</sup>現在の神戸市の人口密度はすでに、<sup>55)</sup>（表3）<sup>56)</sup>海岸に飽和状態にあり、そのため衛生状態の劣悪な都市となっている。<sup>57)</sup>死亡率は人口千人当たり23人で、<sup>58)</sup>東京市<sup>59)</sup>（資料）神戸市都市計画部編「神戸市都市計画区域決定ニ関スル調査」<sup>60)</sup>とほぼならんでいる。六大都市中最

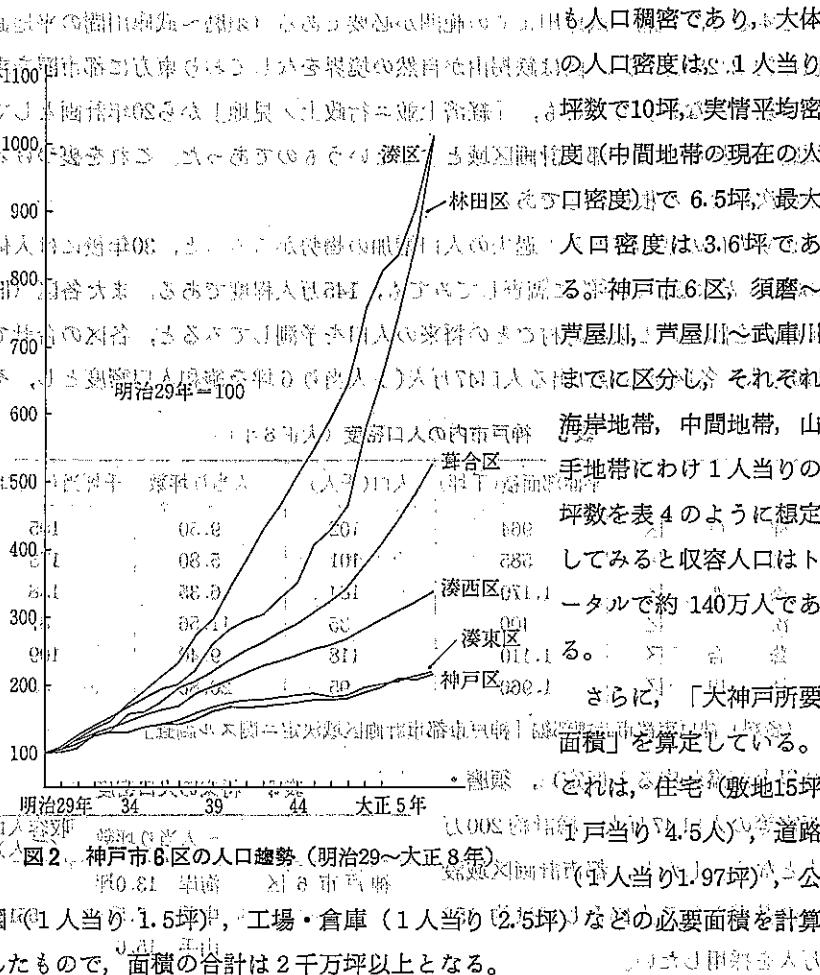


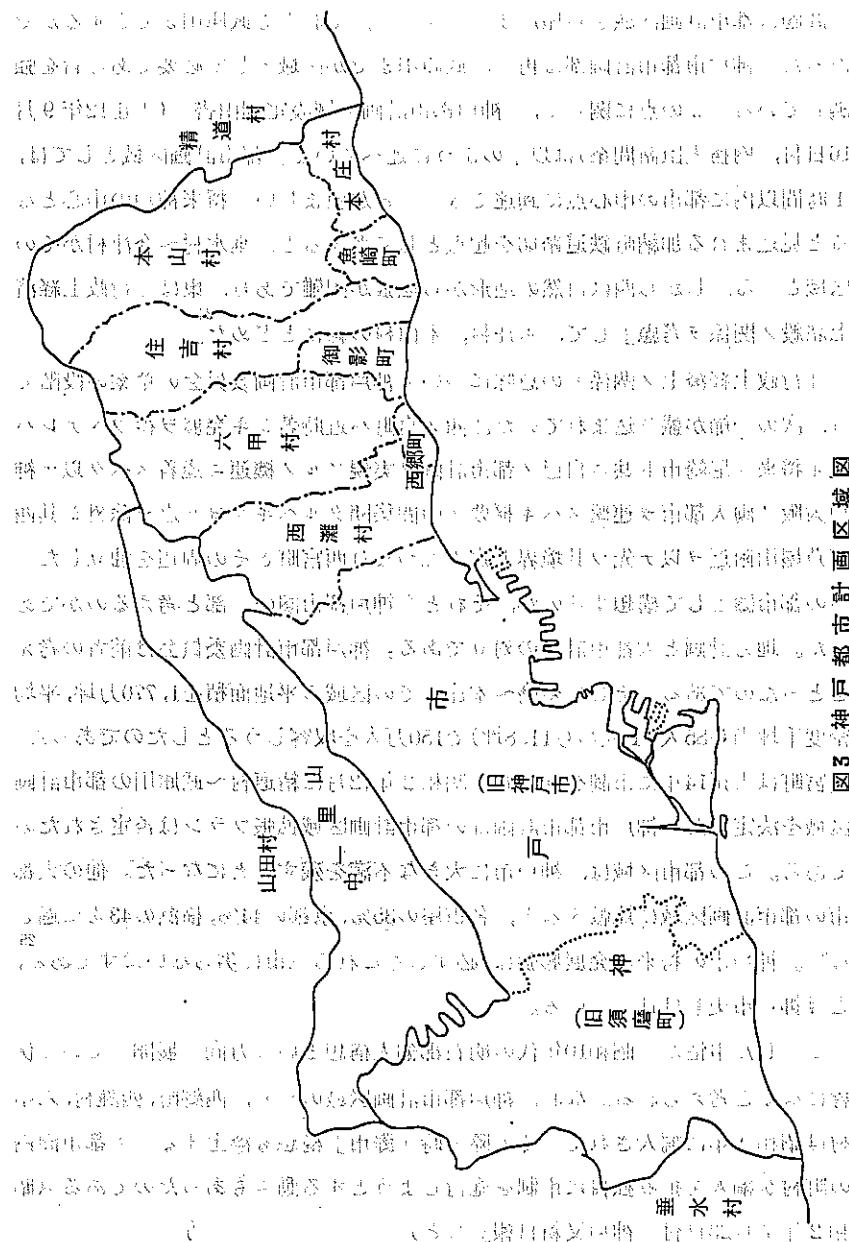
図2. 神戸市6区の人口趨勢(明治29年～大正8年)。道路(人当り1.61坪)、敷地(人当り1.97坪)、公園(1人当り1.5坪)、工場・倉庫(1人当り12.5坪)などの必要面積を計算したもので、面積の合計は2千万坪以上となる。

以上から次のように結論する。「三十年都市計画区域バ西ハ須磨東ハ武庫川迄ヲ最小限ノ区域トシテ決定」したが、下経済上並ニ行政上ヨリ考査シテ西ハ須磨東ハ芦屋川沿地域ニ止メ武庫川迄ノ地域外他日適當ノ時機ニ於テ之ヲ拡張セント欲ス<sup>24)</sup>「今後約二十年間ハ芦屋川迄ノ区域ニテ足リ二十年後ニ区域ヲ拡張セバ可ナリト云フ意味ニアラズ。前述ノ如ク其拡張が必ず適當ナル時機ニ於テ之ヲ為サザレバガリズ」<sup>25)</sup>。

問題は都市計画区域を芦屋川までとするか、それとも武庫川までとするかであった。神戸市都市計画部は再三、武庫川までが区域として必要である旨を強調している。この点に関して、「神戸都市計画区域設定理由書」(大正12年9月16日付、内務大臣諮詢案)は以下のように述べている。都市計画区域としては、1時間以内に都市の中心点に到達できることが望ましい。将来神戸の中心となると見込まれる加納町鉄道踏切を起点として考えると、垂水村～今津村がその区域となる。しかし西は自然の地形から拡張が困難であり、東は「行政上経済上諸般ノ関係ヲ考慮」して、本庄村、本山村の線にとどめた。<sup>24)</sup>

「行政上経済上ノ関係」の意味について神戸都市計画委員会の草案の段階では、次の二節が盛り込まれていた。「西ノ宮町ハ近時著シキ發展ヲ得ツ、アレバ近キ将来ニ尼崎市ト共ニ自己ノ都市計画ヲ実現スルノ機運ニ逢着スペク以テ神戸大阪ノ兩大都市ヲ連繫スベキ枢要ノ中間集団タルベキニヨリ之ヲ除外シ其西方芦屋川附近ヲ以テ先ツ其境界ト定ム」つまり西宮町とその周辺を独立した一つの都市圏として構想するのか、それとも神戸都市圏の一部と考えるのかであった。地方計画と大都市計画の対立である。神戸都市計画委員会は前者の考えをとったのである。そこで須磨～本庄までの区域の平地面積を1,770万坪、平均密度千坪当り85人(1人当り11.8坪)で150万人を収容しうるとしたのであった。西宮町は大正14年に市制を施行し、昭和2年12月に精道村～武庫川の都市計画区域を決定した。神戸市都市計画部の都市計画区域拡張プランは否定されたのである。この都市区域は、神戸市に大きな不満を残すことになった。他の大都市の都市計画区域に比較すると、名古屋の35%、京都の44%、横浜の43%に過ぎない。神戸市の将来の発展膨張は、必ずしもこれら三市に劣らないはずである、と『神戸市史』は述べている。<sup>25)</sup>

こうした事情が、昭和10年代の明石郡編入構想という方向へ展開していく伏線になると考えられる。なお、神戸都市計画区域のうち、西郷町、西難村、六甲村は昭和4年に編入された。その際一時「灘市」構想も浮上する。大都市圏内の町村が編入を拒み独自に市制を施行しようとする動きもあったのである(昭和2年7月23日付『神戸又新日報』など)。



## 5 おわりに

都市計画が、都市施設の整備の面から市域拡張を促す作用があつたのに対し、特別市制促進運動は、二重行政、二重監督を排除し都市自治体の自治権を強化するという側面から、市域拡張の一つの論理になつた。たとえば東京市は昭和7年に接続町村の編入を行つたが、その理由の一つは、「都制実施ニ先チ現行法レ下ニ於テ地域ヲ確定シ都制実施ニ備フルノ要アルベシ」という都制実施促進論であった。<sup>26)</sup>また、昭和10年の「東京都制並に五大都市特別市制実施要望書」は、「大都市は何れも市域の拡張を数次に亘つて断行した。之がため大都市は他の市町村に比べて其の統治面積が拡大されている」と述べているが、これは逆にいえば特別市制実施を促進するためには都市自治体がそれにふさわしい市域を持つことが必要とされていたことを物語るであろう。「大神戸」を構築することは、特別市制実施のためにも要請されていたのである。<sup>27)</sup>

三部経済制度の廃止も市域拡張と密接な関係があつた。東京府、大阪府、京都府等が次々に廃止したのは、大都市の市域拡張が原因であった。市部の拡張によって、郡部経済と市部経済の分離を維持することができなくなったのである。兵庫県の場合、市部側の反対によって三部経済制度の廃止が遅れ昭和15年の税制改革までずれ込んだ。廃止に伴う善後措置の交渉過程で、市部側委員は「此ノ際神戸市ノ地域ヲ拡張スル為メ大規模ノ隣接町村合併ニ對シ協力セラレタキ事」という一項を盛り込もうとした。これに対し郡部側は、合併は個別の町村の問題であると、市部側の要求を棚上したのである。他の大都市のように三部経済制度廃止を市域拡張のチャレンジとすることはできなかった。

しかし、市域拡張にむけて神戸市は嘗々と努力を積み重ねていった。昭和10年代は「今ヤ神戸市ハ幾多ノ夢ヲ見テ居リマシテコレガ(市域拡張……筆者注)<sup>28)</sup>実現ニ躍起トナッテ居マス」という状況だった。そして、その中心には「大神戸」という観念があつた。明らかにそれは、戦後の市域拡張に連続していくの<sup>30)</sup>である。誤解されても、この「大神戸」は、明治時代の「大神戸」とは異なるものである。最も中堅底堅い層で、最も実感的で、最も切実な課題は、大神戸として「大神戸」を実現するための市域拡張である。

(注)

## 参考文献

- ※ 1) *Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan for 1870-71*
- 2) 神戸市都市計画部編『神戸市区改正調査委員会及市区改正調査委員会業蹟概観』(大正12年) 133、136頁。斎藤千次郎は海員協会理事長などを勤めた人物である(山内青溪編『兵庫県人物列伝』、大正3年)。
- 3) 市域拡張について行政学の立場からの研究として、長浜政寿『地方自治』(岩波書店、1952年)をあげておく。なお島恭彦編『町村合併と農村の変貌』(有斐閣社、1960年)も重要な文献であるが、町村合併のもつ行政効率の向上に低い評価しか与えていないのは疑問である。都丸泰助『地方自治制度史論』(新日本出版社、昭和18年)も、町村合併を日本資本主義発展のための行政機構の整備と位置づけ、「上からの意図」を強調する。両書とも農村を中心とした議論であり、都市に関しては掘り下げられていない。
- 4) 市政の確立の時期をどうとらえるかは問題である。ここでは事業經營体としての面を代表する公営事業の確立と、都市問題に対処する組織の設置(社会課、都市計画部)という二つの指標から、大正中期頃としておきたい。
- ※ 5) 兵庫県総務部地方課編『兵庫県市町村合併史上巻』(昭和35年) 114、115頁。
- 6) 「神戸区へ編入願一件書類」(『神戸市史編纂資料』41 所収)。
- 7) 兵庫県神戸警察署編『兵庫県警察概要』(明治21年) 596~598頁。
- 8) 村田誠治編『神戸開港三十年史』(神戸開港三十年史編纂委員会、明治31年) 195~198頁。
- 9) 『神戸市編入ノ義ニ付請願』(明治30年3月20日)。
- 10) 神戸市会事務局編『神戸市会史第一巻明治編』(昭和43年) 165~174頁。
- 11) 村野利昭氏文書のうち屏風表装書翰の部 8~7 番。
- 12) 「明治28年3月31日八部郡淡村編入説明理由書」。
- 13) 「淡川改修株式会社」明治32年上半期「第4期営業報告書」。株式総数20,000株のうち、大倉喜八郎 1,486株、堀内信 1,380株、小曾根喜一郎 1,065株、藤田伝三郎 910株などである。
- 14) 『神戸市會議事録』8271、8272。
- 15) 前掲神戸市都市計画部編『神戸市区改正調査委員会及市区改正調査委員会業蹟概観』125~137頁。
- 16) 市域拡張と地主の動向は重要な問題である。都市域の拡大は、土地価格の上昇を招き、地主達は耕地の宅地化を図ろうとし、耕地整理組合による宅地整理が行われたり、「作離料」の支払による土地取り上げという形の小作争議が発生する。川島右次編『神戸西部耕地整理組合誌』(神戸西部耕地整理組合、大正14年)など参照。須磨町では、西代、大手、板宿、東須磨の耕地整理組合が大正期に設立されている。

17) 神戸市区改正委員会は都市計画法の施行を目前に控え、本来的に過渡的性格のものであった。その議事内容は、『神戸市区改正委員会議事速記録』参照。

18) 大阪市役所編『六カ町村合併記念誌』(昭和32年)は、都市計画区域の決定は大阪市の市域拡張にさかめて大きな意義があげたとする。高木鉄作『都市計画法』(『講座日本近代法発達史』9所収、勁草書房、1960年)は、大正から昭和初期にかけての大都市の市域拡張の基準となったのは都市計画区域であったと論じている。

19) 『都市研究』1卷3号(大正14年6月)。

20) 『都市計画法制(一)』『都市研究』4卷3号(昭和3年5月)。

21) 『都市研究』1卷4号(大正14年11月)。

22) 『神戸都市計画の過去及び将来』『都市研究』昭和5年12月号。

23) 兵庫県政資料館所蔵「大正11年神戸都市計画区域決定書類」。

24) 都市計画兵庫地方委員会編『兵庫県ニ於ケル都市計画第一巻』(昭和4年)。

25) 神戸市役所編『神戸市史第二輯本編各説上』(昭和12年) 220、221頁。

26) 東京地方改良協会『会報』24号(昭和7年5月)。

27) 兵庫県都市研究会編『市の黎明期』(昭和11年) 48~58頁。

28) 太田剛太郎編『兵庫県三部経済制度廃止促進運動記録』(兵庫県町村長会、昭和16年) 373頁。

29) 同上 148頁。

30) 昭和22年の10カ町村編入については、神戸市文化課編『十ヶ町村神戸市編入合併記念号』を参照、特に神戸市復興局長浜時雄「大神戸の構想」。

○参考文献

1) 『神戸市編入ノ義ニ付請願』(明治30年3月20日)。

2) 『神戸市会史第一巻明治編』(昭和43年) 165~174頁。

3) 村野利昭氏文書のうち屏風表装書翰の部 8~7 番。

4) 「明治28年3月31日八部郡淡村編入説明理由書」。

5) 「淡川改修株式会社」明治32年上半期「第4期営業報告書」。株式総数20,000株のうち、大倉喜八郎 1,486株、堀内信 1,380株、小曾根喜一郎 1,065株、藤田伝三郎 910株などである。

6) 『神戸市會議事録』8271、8272。

7) 前掲神戸市都市計画部編『神戸市区改正調査委員会及市区改正調査委員会業蹟概観』125~137頁。

8) 市域拡張と地主の動向は重要な問題である。都市域の拡大は、土地価格の上昇を招き、地主達は耕地の宅地化を図ろうとし、耕地整理組合による宅地整理が行われたり、「作離料」の支払による土地取り上げという形の小作争議が発生する。川島右次編『神戸西部耕地整理組合誌』(神戸西部耕地整理組合、大正14年)など参照。須磨町では、西代、大手、板宿、東須磨の耕地整理組合が大正期に設立されている。

昭和63年度  
（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞

（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞

（財）神戸都市問題研究所は、創立10周年を記念事業として、昭和60年に（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞を創設した。当研究所機関誌「都市政策」において、宮崎辰雄理事長は、40年代に噴出した多くの都市問題解決のため、市民・企業・大学・自治体が、その英知を結集し、具体的な課題に取り組み、地域社会に根ざした総合的な科学活動の中核としての機能をになう機関として、当研究所を設立した。設立にあたっては、宮崎理事長が私財をもって全額を出捐したのである。

また、神戸市長として、都市経営を提唱し、自治体運営の実践面にあっても、幾多の足跡を残され、かつ、地域経営研究にあっても、地方自治体の政策研究の推進と各般の政策形成に多大の貢献をされてきた。

この賞は、これらの業績に報いるためのものである。

#### 対象・表彰基準

都市及び地域経営において、顕著な実績をあげ、または優れた政策研究をなした自治体・団体・研究者・運動家を対象とする。

#### 表彰

賞は、都市・地域経営の実践に対し、「地域経営活動賞」、同政策研究に対し、「地域経営研究賞」を数点とする。賞金は、地域経営活動賞に50万円、地域経営研究賞に30万円とする。

発表は、当研究所機関誌「都市政策」誌上において行う。

昭和63年度  
第4回（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞

#### 受賞者

昭和63年度の受賞者は、地域経営活動賞として、下記の2地方自治体に決定した。

- 北海道大滝村
- 福井県名田庄村

#### 表彰式

昭和63年10月25日、神戸国際会議場において、当研究所が主催する第4回「地域の経営シンポジウム」の会場において行った。

「地域の経営シンポジウム」は、経済の安定成長、財政悪化などの厳しい環境下にあり、かつ高齢化、情報化、活性化などの多くの課題を持つ自治体に各種の創意工夫による地域振興の方途を探る機会を与えるために実施するものである。

シンポジウムでは第2回宮崎賞受賞団体の北海道占冠村村長鶴音信則氏、日本地域経済研究所研究部長亀地宏氏の講演とあわせ、受賞者からの実践報告が行われ、地域活性化、地域経営の情報交流が図られた。

#### 審査経過

第1次の選考は、当研究所の理事、審査委員会の委員の方々または関係団体からの推薦と昨年度からの蓄積のある各種の文献および新聞情報からの調査によった。

第1次選考段階で地域経営研究賞に該当するものが見当たらなかったため、審査会において決することとし留保した。地域経営活動賞は、多数にのぼる選考対象があり、その実績・内容を検討し、審査員、学識経験者、新聞社地方部の方々の意見を参考に、

16団体を候補とし、これら16団体について、実地調査を行ない候補とした専業のみならず、全体としての取り組みやその効果などを詳細にヒアリングをした。

これらの調査結果を基に、9月5日、神戸都市問題研究所にて、新野幸次郎学長を除く7人の審査員の先生方が集まり、審査を行った。結果は、地域経営研究賞については本年度は該当なし、地域経営活動賞は、先に紹介したとおりである。

受賞の理由は、まず北海道大滝村は、村の過疎化対策、活性化策として考え、実行している地元の資源——即ち、風光明媚な自然環境と豊富な温泉——を活用した福祉と観光の村づくりが数多くの効果をあげている点に高い評価が与えられた。特に福祉の村づくりでは、現在4社会福祉法人、2医療法人の7施設が立地するまでになっており、着々と成果をあげている。

一方、福井県名田庄村は、名田庄瀬、自然薯等に代表される特産品づくりに加え、これらの販路開拓及び新製品開発に取り組む名田庄商会を設立したこと等の先進的取り組みが高い効果をあげている点が高く評価された。名田庄村では、村おこしを村民の意識改革という基本的なところから始め村民大学をスタートさせたが、これが村の特産品づくりのきっかけにもなっている。

なお、両村の具体的な活動内容については本書の「特別論文Ⅰ及びⅡ」において、実践報告をしていただいているので、御参照いただきたい。

平成元年度  
第5回(財)神戸都市問題研究所・  
日本宮崎賞の推薦について

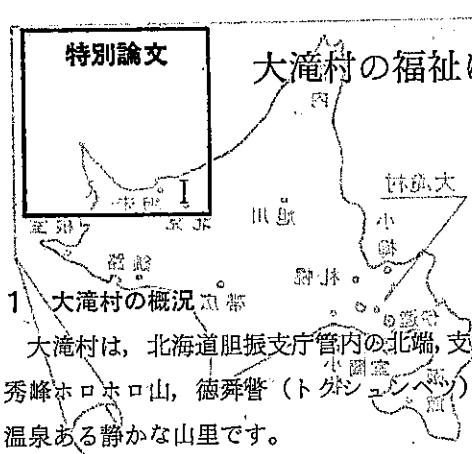
第4回の表彰式が終り、ここに、選考経過を紹介したが、既に、次年度に向けての選考を開始している。

各団体、研究者にあって、それらを熟知されている方々にあって、それはと思われる事業名、団体名、著作、研究名を、当研究所までお寄せ願いたい。

推薦に当っては、お手数ながら、名称、推薦の理由、事業等にあっては、過去の実践等を添付していただければ幸甚である。

#### 特集論文

佐藤義



#### 1 大滝村の概況

大滝村は、北海道胆振支庁管内の北端、支笏洞爺国立公園の中央部に位置し、秀峰ホロホロ山、徳辨督(トグンユンベ)山の山裾に広がる総面積272km<sup>2</sup>の温泉ある静かな山里です。

生活圏は標高300mから700mの山岳丘陵地にあり、人口は昭和55年の国勢調査で1,604人、昭和60年には2,098人となった小さな村です。

森林、農業開拓のため入植者が入り込み、大正4年に壮瞥町から分村され徳辨村と称し、今年で73年になります。その間昭和25年に村名を大滝村と改称しています。

交通網は、八千歳空港から支笏湖畔を国道276号経由で車で約1時間の距離にあり、大滝村からは洞爺湖、新山、壮瞥町へ至る。道都幌市からは中山峠、支笏湖経由で2時間弱、室蘭、樺戸小牧からも1時間15分程の至近距離で、交通手段やバスは比較的恵まれていません。また、林業が主産業で、主産業は農業で、農耕地の土質の多くが火山性土であり、また山岳丘陵地から一般作物の成育には不向きで、寒冷地農業に適しているでん菜(ビート)、油アスパラガス、大根、長芋などを栽培しています。

畜産の振興にも積極的に取り組み、乳牛飼育頭数500頭、肉牛飼育頭数650頭を有するようになり、昭和57年から国営草地開発事業、61年からは国営農地開発事業が着手され、経営規模の拡大が進められています。農家戸数は90戸余りで、経営形態は畑作65%、乳牛、肉牛など有畜作業複合経営が35%となってています。

また温泉熱を活用した洋蘭ハウス、温泉熱とパイプの水の循環方式など新

## 大滝村の福祉によるまちづくり

たな産業おこしが試みられています。

大滝村を訪れる観光客は、

昭和62年度には65万人で年々増加しているが、北湯沢温泉の利用客は約20万人である。

北湯沢温泉は昭和32年に国民保養温泉地に指定され、本日も山と徳舜皆山麓一帯の自然休養林、景勝三階滻、景觀

光に恵まれた美笛峠などがあ

り、近年脚光を浴びています。また、人口は800人から1,000人へと増加

しています。成田村計画では、北湯沢温泉開拓事業は、開拓事業は、

2. 過疎化の背景

森林の村として林業からスタートし伐採後は開墾が義務付けられ農場となって人口の流入が多く、昭和15年に日鉄鉱業が操業を開始し年5万トンの褐鉄鉱を、昭和32年からは硫黄鉄を年20万トン体制で採掘し従業員も250名を超えていました。

しかし戦後森林の乱伐で林業従事者の減少、製材所の閉鎖、さらに鉱山資源の枯渇、公害処理対策問題などで昭和46年3月末で鉱山の閉山、また相前後して開拓農家の集団離農第一回火災が4,000人を数えたものが急減しました。

北海道では夕張、赤平、青別など有名な炭産地は次々と炭鉱が閉山し、近郊の室蘭市は新日本鉄の合理化の余波で山の灯が消えるごとに人口も減少しております。

札幌はどんどん膨張し一極集中の状態にあります。周辺市町村から人口が流出するに反比例し、札幌市は人口増加の現象を呈しています。

大滝村は鉱山の閉山を契機に悪条件が重なり、昭和46年に1,500人を

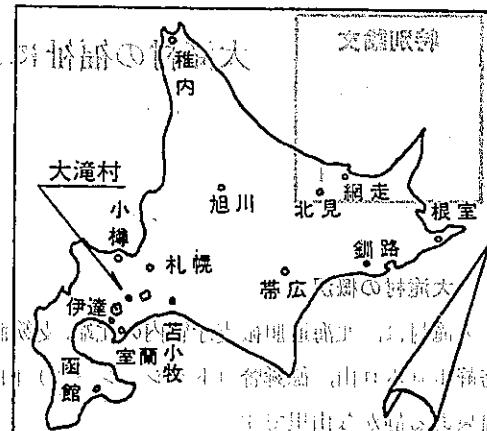


図1 大滝村位置図

切る状態になりました。

年次	世帯数	人口		1世帯 当たり
		総数	男	
35	819	3,676	1,945	4.5
40	675	3,219	1,666	4.8
45	549	2,087	1,023	3.8
50	449	1,652	827	3.7
55	523	1,604	798	3.1
60	572	2,098	940	3.6

ます。

人口が一挙に1,500人を切った状態になりますと、小学校が廃校になります。校あった小学校が3校に、中学校は2校から1校へ。北湯沢温泉の開拓によって学校の廃校は先生方が転出したり、学校周辺に居住していた人々も転居する。併せて商店も閉鎖じでいきます。するとその地域の活動は全てできなくなってしまいます。社会活動、経済活動が停滞しますと村全体に活気が失せていき、隣の役場がなくなる。「村が合併される」という意識が住民の脳裏を過ぎり夢遊病者の如く無氣力となって、村の存亡が問われました。豈よアリテ鉱山の廃止しかし、この村は元来から過疎になるべく条件が潜在していました。歴代の村長を含めて役場職員、農協、郵便局員等のサラリーマンが地元に家を建築しない。一定の年齢がくると他市町村に住宅用地を購入して退職後転出する。だから愛郷心も当然薄れるわけだ。急激な人口減にならった状況において次々と離村するのは自然の摂理です。

急激な人口の減少で過疎のドン底に落ち込んだ状態のなかで、どうしたら村の振興が図られるか。当時は今日のように自然環境が素晴らしい交通手段等に恵まれていない時代で、リゾート開発や観光開発という時代ではありません。殆どの自治体は、就労の場対策、地域の活性化、財政状況を勘案して企業誘致を図りましたが、簡単に進出する企業もなく解決には至りません。主導権を握る大企業の立候補者、大手企業の立候補者、大手企業の立候補者

### 3. 村づくりへの模索

大滝村・口入い林恵大（著）  
村づくり、村おこしの原点にたち、自分の足元にある素材の見直しをする必要がある。何がこの村で「生かせる資源なのだろうか」といってお聞き下さい。発想は種々展開しました。無類の風呂好きから私はこの積雪寒冷地では温泉の効率的活用でなければ振興方策はないとの結論に達しました。

幸い大滝村には、湯治宿的な北湯沢温泉があり、ここを貫流する長流（おさる）川から自然に湧出する温泉を利用しています。この温泉を自宅に引湯できたら浴用、暖房、融雪に利用でき、自分も含めサニーサーマンが家を新築し定住を考えるだろう。また退職後の文化的な生活も補償されるだろう。

しかし、自然に湧出する温泉源は4～5軒の温泉宿で権利を保有し、それを給湯することはできません。

村存亡の危機に直面したとき、その解決方法は温泉ボーリングでした。当時温泉ボーリングには補助制度はなく、村財政は脆弱で単独事業で実施するには困難がありました。脱過疎を目指し補助金の獲得に向け猛烈な運動を続けました。その結果北海道庁の深い理解を得て温泉ボーリングの実施がなされ、毎分800㍑96度の高温の湯脈の確保に成功しました。

泉源の確保ができても理想としていた各戸への給湯は、パイプライン布設に数億円の事業費を要し簡単にできません。そこでこの温泉の新たな活用をいろいろ模索していくときに、障害者施設といわれるリハビリセンターの建設に意欲を傾注している人に遭遇しました。これで市町村らるうやく成程中止

常日ごろ、人と人の出会いを大切にしていますが、この出会いがあって現在の大滝村が何時とはなしに「福祉村」と言われる様に発展をしてきました。

### 4. 福祉村へスタート

昭和46年ごろは、住民福祉が緒についたばかりで、大滝村もまだ福祉行政とか障害者施設という言葉も耳新らしく、未知の世界でした。各機関に照会したり資料を求め検討がなされました。

迂余曲折がありながら目標に向け着実に前進を重ね、遂に地元の83歳の古者

からは「是非、施設を作つて下さい」と広大な土地の寄附があり、福祉村第1号の「北湯沢リハビリセンター」の建設がスタートしました。

当時の交通事情は不便で、大滝村から道都札幌市まで車で3時間ほどを要していました。如何に温泉があり、自然環境に恵まれ緑があつて空気が澄んでいても施設入所者は集まらない。このような施設はスキーの冷めない場所、いわゆる都会の中央に設置し、何時でも家族との交流ができる場所が最適、というのが役所の考え方でした。しかし日参り何どか説得し、建設へのG.O.ラインを得ることができました。

条件の悪い大滝村に施設を建設するわけですから世間にアピールできる施設でなければならない。大きく近代的で優秀なスタッフを整える必要がある。それで設計にかかりました。

次に建設資金の問題です。この施設を今建設すると30億円位でしょうか。補助金交付があつても法人側負担の資金の目途がなく、村の当時の財政規模は7億円位、財政調整基金が300万円で、とても援助できる状態でない。議会でも特別委員会を設置して対応を論議し、半ば暗礁に乗り上げていた最初の1,600haの



## 大滝村の福祉によるまちづくり

村有財産の山林処分を考え、議会、住民を説得し同意を得ました。(結果的には1haも売却はしなかった。) どうして福祉施設第1号の「北湯沢リハビリセンター」が完成しましたか? 入所者分社80床、在職員120名の施設で、支那熱島、さぬい東洋製材機械、大正木工が

建物が完成しましたと、住民の薄暗く沈滞した気持も明るくなり、死にかけた村もなんとか蘇生したといふムードが漂うようになりました。特に、当初懸念された入所者も短期間のうちに満床になり、施設見学者も頻繁に来訪し注目をされだしました。

そのような切っ掛け、動機が「福祉村上」へと進展する鍵となり、昭和49年に精神薄弱者更生施設「大滝学園」(定員50名)、51年に姉妹施設「優徳荘」(同55名)、62年は特別養護老人ホーム「大滝温泉ハイツ」(同50名)。63年6月には重度身体障害者更生援護施設「大滝わらしべ園」(同50名)と次々と施設が開所し、現在4社会福祉法人、7施設があります。時人皆言ふが、大村交差点また、過疎の山間地では住民が一番心配しているのが医療の確保の問題です。「北湯沢リハビリセンター」に医師が常駐するようになりましたが、村は

表2 大滝村社会福祉施設の概要

施設の 名 称	北湯沢リ ハビリセ ンター	北湯沢リ ハビリセ ンター	北湯沢リ ハビリセ ンター	大滝学園	優 徳 荘	大滝温 泉	大滝わら しひ園
開設 年月日	昭和48年 2月10日	昭和48年 12月10日	昭和48年 2月15日	昭和49年 10月1日	昭和51年 11月1日	昭和62年 4月1日	昭和63年 6月1日
入所 定員	50人	80人	50人	50人	55人	50人	50人
職員数	23人	61人	24人	26人	24人	26人	22人
施設の 種 別	重度身体障 害者更生援 護施設	身体障害 者療護施 設	特別養護 老人ホーム	精神薄弱 者更生施 設	精神薄弱 者更生施 設	特別養護 老人ホーム	重度身体障 害者更生援 護施設
経営 主 体	社会福祉法人 陵雲厚生会	社会福祉法人 ヒバランド	社会福祉 法人大滝 福祉会	社会福祉 法人大滝 福祉会	社会福祉 法人大滝 福祉会	社会福祉 法人大滝 福祉会	社会福祉 法人大滝 福祉会
所在地	有珠郡大滝村字北湯沢温泉町 20番地	大滝村字 円山135番 地	大滝村字 優徳町13 番地	大滝村字 本郷86番 地1	大滝村字 大成町10 番地	大滝村字 大成町10 番地	大滝村字 大成町10 番地

は小さな「国保診療所」があり、大学の医学部へ懇願し3ヶ月交替で医師が派遣されておりましたが、経営は赤字です。医療行政を後退させることなく診療所の赤字解消は至難の問題です。解決策は「大型病院」の誘致と考え、「北湯沢リハビリセセンター」誘致と同様に奔走し体当りで模索しました。漸々にして病院建設まで漕ぎ着きましたが、県人口2,000人足らずの村に200床以上の病院建設は大きな賭けでした。住民の医療確保を積極的に取り組む姿勢として村は土地を含め3億円を助成して建設費約20億円、230床の病院が、昭和56年開院することができました。村にとり3億円は相当な金額ですが、病院側もとの小さな寒村で病院経営が成功する補償は何一つありません。しかしもし成功したならば、村は次の飛躍が期待できます。国保診療所で生じる年間3千万円から4千万円の欠損額は10年もあると億単位となり水泡化します。多額の助成は一時は村財政を逼迫しますが、建物は残り、住民は安心して受診し健康を保持でき、明日への生産に励めることがありますので敢えて挑戦したわけです。

病院は開院後1~2年でベッドが埋まるが満床状態

いそうですが、この病院は3

ヶ月で満床になりました。ま

た2年後には温泉を活用し、

理学療法を中心とした200床

の病院も別の地域に開院しました

あります。

今、大滝村の医師数は、

人口比率からみますと日本一に

なっています。

今後は、

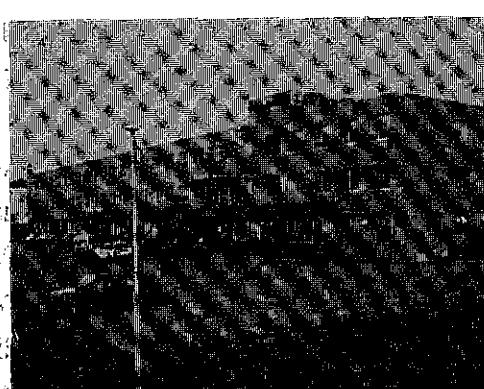
少子高齢化の進行

の影響で、

医療費の増加

が予想される

中長期的には、



大型病院

が建設されました。この病院は、

大滝村の医療を大きく発展

させる重要な役割を果たす

ことになります。

今後、

大滝村の医療がますます発展

⑤これからの大滝村。農業への情熱が減り、いじめの問題で困る村へ。まちづくり  
福祉からスタートを切り、医療施設が整い、就労の場ができる、住民が安心し  
て生活し生産活動を行ってゆく。一つひとつと手づくりの「村づくり」が暗  
のような状態で頑張ってきました。(中略) 温泉を起爆剤として人口が増加し、若年層の人達が指導者として定住するよ  
うになりました。社会教育の分野でも明るく活発な活動がみられ、昭和46年当  
時の暗く落ち込んだ暗闇の由から迄今ホンネルを抜け出しでは明るく活気に満  
ちた村になりつつあります。

命年6月に開園しました。大滝わらじや園は、10年間交際をし育ておりま  
す。大阪の医師が、従来からの療育方法にハンガリー方式を取り入れた重度身体障  
害者更生施設であります。この方式は、集団療育で人口が多く施設の少ない後進国で  
普及されやすく予定である指導員(コンダクター)の養成が急務になっています。  
このためコンダクター養成大学を設置し、大滝村を後進国の障害者のた  
めの拠点にする計画もあります。

手づくりの苦労の末過疎から脱却した村がこれからどう進むか。

大滝村は前述のとおり千歳空港、札幌市、洞爺湖、支笏湖と道央観光圏の中  
央に位置し、国道276号線の全面改修によって昭和59年から通年通行になり、  
経済の動向が変化しています。

過疎地だから、山間地だからという偏見は払拭されてきています。当然のこととは言いませんが過疎地、山間地だから手付かずといったとうる  
までのハンデを逆手に、新しい型の観光開発、自然と調和したリゾート資源ボ  
ーッツの村を目指していくたいと考えております。

第一段として、国の指定(国土庁・山村地域資源高度活用促進モデル事業)  
を受け、民間資本とタイアップして、日本で始めてであろう丸太小屋約300戸  
のログハウス村づくりが今年着工しました。

第二段として、大滝村のすばらしい山と自然の活用です。四季折々の景観を  
楽しみ、保養環境地として山、高原、川、そして温泉を利用して遊びと滞在の  
観光レジャー地づくりです。冬の期間の雪質も良好で、広大な土地がある。つ

## 大滝村の福祉によるまちづくり

まりスキー場、ゴルフ場、別荘地開発と新しい方向の冬と夏のレクリエーションの村にもしたいと考えております。

いろいろな施設ができて、観光開発が進むと自ずと国際化の波が押し寄せ  
ます。現在は年間数十人の外国の文化人が観光客として訪れるようになりました。

9月には大滝村の小学生をカナダ、ブリティッシュコロンビア州へ小さな親善  
使節として派遣致しました。

カナダでは、州を挙げて歓迎を受けました。本年2月にはカナダの子供達20  
数名が来村することになっています。

ですから、この小さい村の老人クラブでも子供も若者も英会話ができる村に  
したい。「村民みんな英会話のできる村」が「福祉村」のイメージとともに国  
際観光の村にもつながると思います。

本年から大滝村の職員として、外人英語教師を迎えることになっています。  
とにかく、死にかけた暗く落ち込んだ村を何とか心の中から明るい村にした  
いと「小さな村の大きな挑戦」という夢を持ちながら、村づくりに取り組んで  
いるのであります。

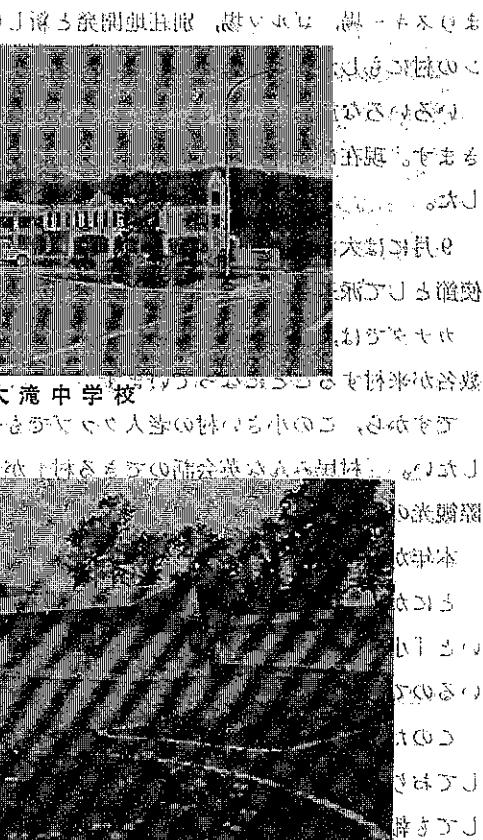
このたび、栄えある「宮崎賞」を受賞致しまして、村民挙げて心から感謝致  
しております。北海道のマスコミにも受り上げられましたし、神戸市に参りま  
しても報道していただき、心から感激を致しております。

人間やる気になれば、土壇場になれば、良い知恵がでるもので。福祉に関する  
哲学もなしに、一つの切っ掛けから20年近くかかる現在があり、「継続  
は力なり」のとおり長い時間がかかります。

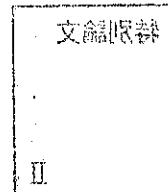
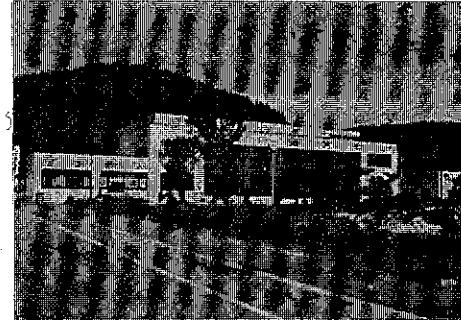
行政は無限であるわけですから、一つの事ができれば悩みもあります。それ  
を乗り越えて大滝村発展のため尽力したいと思います。

「宮崎賞」受賞を契機に神戸市民の方々に陰に陽に指導いただければ幸い  
です。

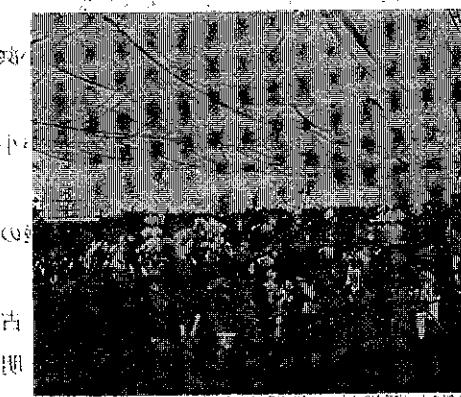
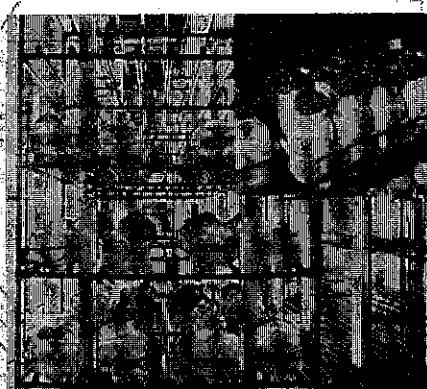
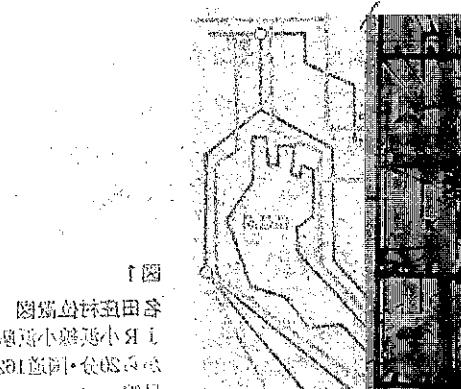
## （二）はるかに活躍する人



## （三）大滝村の福祉によるまちづくり



要津の村玉田谷



富貴村の温泉熱利用による洋蘭ハウスの建設

## 特別論文

## 名田庄村における村おこし戦略

早川昭二

(名田庄村村長)

II

## 1 名田庄村の概要

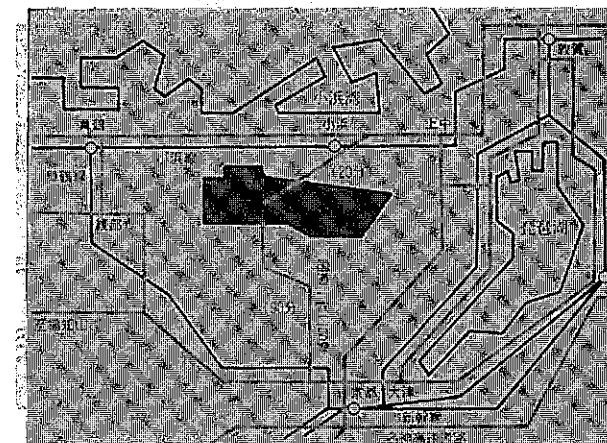


図1  
名田庄村位置図  
JR小浜線小浜駅から20分・国道162号線

名田庄村は福井県の最南西部に位置し、東は滋賀県、南は京都府、北は小浜市、大飯町にそれぞれ隣接しています。

交通網としては、JR小浜線・小浜駅からバスで20分。又国道162号線が小浜市より村を縦貫し、京都市へ通じています。

県庁所在地・福井市へは2時間、京都市へは1時間半、経済的には、北陸の圏内であると同時に京阪神の圏内といえます。

村の総面積は143平方キロメートル。その96%が山林で、人口3,200人。古くから京都との交流があり、京都の歴史と文化を持つ自然豊かな山村です。明治、大正、昭和30年代前半までは豊富な天然林の伐採を中心とした林業と年間25

## 名田庄村における村おこし戦略

万俵を出荷する若狭木炭の产地として栄えておりました。しかし、第二次世界大戦とところが昭和30年代の後半からのエネルギー革命により、当村の基幹産業であった製炭業、林業が極端に斜陽化し、それに追いつかずをかけるように、昭和38年、台風による大水害に見舞われ、農地や家屋が流出されました。この洪水は農業や林業では生活ができない状況となり、村民は職を求めて都会に流出し、過疎現象が始まりました。

昭和30年に2村が合併し、名田庄村が誕生しました時は、就業人口が4,855人でしたが、現在は3,200人に減少し、経済維持人口の下限と言われる3,000人に近づいてまいりました。しかし、年齢構成は60歳以上が全体の26%、65歳以上が18.5%と大変多く、全国平均に比べ20年先を進んでいる現状です。

又就業人口についても、第一次産業の従事者が少なく、第三次・第三次産業の従事者が90%を占めています。

表1 人口と就業構造

	S30年	40年	50年	60年	目標65	目標75
人 口	4,855	3,940	3,420	3,141	3,100	3,500
65歳以上構成比			14.2%	17.7%		
就業者数(一次)	1,503	1,265	557	180	440	450
" (二次)	826	342	802	793	710	730
" (三次)	346	558	545	689	590	670
計	2,675	2,165	1,904	1,662	1,740	1,850

## 表2 工業

	S53年	58年	59年	特色(規模が零細で減少)
工場数	28	19	20	減少した 1工場当たり12.6人 (県平均の64%)
従業者数	298	249	252	
出荷額(100万円)	757	1,555	1,773	1工場当たり88.7百万円 ("30%)

その上、平坦地が少なく、1戸当たりの耕地面積が30haを越えない状況です。また工業においても、工場数は僅か20と少ない零細で専らかも他に目立った事業所もないことから、日本経済の高度成長とともに若者の都会への流出が自立してまいりました。また山林は星羅空虚農地の賃貸が皆無の大半の風景、甲子ヶ峰をはじめとして基幹産業である農林業の不振と、人口の減少、過疎化、高齢化、後継者不足と深刻な問題を抱えています。このままでは、将来村は衰退して逃げますといふ危機感がでてまいりました。林田庄、川内谷は林業の活性化とこれらのことから脱却して、村を活き取り戻すことが必要となつた、これらを紹介を致します住民総ぐるみの各事業に取り組んだ次第です。

## 2 総合振興計画

昭和56年に昭和65年を第1段階の目標とする、名田庄村総合振興計画(基本計画)を策定致しました。

この計画は、“詩情あふれる安らぎの里”づくりを最大の課題として、“人づくり”と“物づくり”することにあり、次のような三つの柱に分かれています。

一つ目の柱は人づくりです。

ひっこみ思案な村民性の意識を改革し、活力ある人づくりをする。これが村民大学の開講になりました。

二つ目の柱は物づくりです。

限られた土地を有効利用して産物を作り、所得の向上と産業振興を図る。

この考え方から名田庄漬、自然薯などの産物や生産組合が誕生致しました。

三つ目の柱も物づくりです。

これまでの行政主導型から脱却して、民間人の発想を取り入れ、市場の調査や流通開拓をする。この考え方から地場産業興しの母体、第三セクター方式による村民商社、「名田庄商会」の設立となりました。

## 名田庄村における村おこし戦略

### 3 一つ目の柱、村民大学

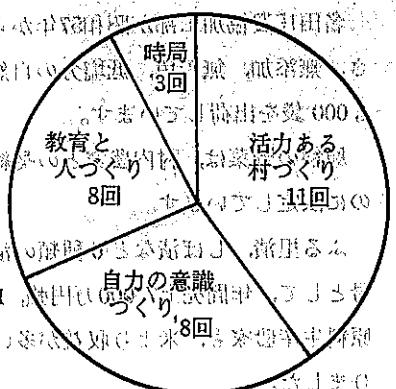
村おこしは人づくりからということで、昭和56年7月に開講致しました。当村の村おこしがわずかずつではありますですが成果をあげていますのは、村民大学を開けたことに依るものと確信しております。

若狭地方、特に当村の住民性は、行政主導、他力本願など、消極的、又他人の意見を取り入れない閉鎖的な所が多く見られました。しかし、この村民大学講座は回を重ねるごとに受講者が増え、村民の間に浸透し、盛り上がりを見せ、現在は積極的、かつ協力的となり、村民意識が大きく好転してまいりました。

村民大学の運営は、教育委員会が主体となり、村民大学運営協議会を構成して年4回開講し、昭和63年7月で30回目を終了しました。

お招きしています講師とテーマを順次、以下に示します。  
部紹介しますと、『山村に活力を求めて』愛知県豊根村の村長、『地方の時代、競争の時代』大阪経済大学教授の今野修平先生など、村おこし先進地の町村長、大学の先生方など多種多彩な講師をお招きして開講してきました。受講生は、当初は60名程度でしたが、現在は常に会場一杯の200名余りになります。

図2は講座内容の概要です。



### 4 二つ目の柱、特産物づくり

土地の有効利用と特産品づくり、又それに取り組んでしまった農協、森林組合や生産組合の事例を紹介致します。名田庄漬、自然薯などの商品化事例。

まず商社設立前に商品化した事例を紹介致しますと、第一番は名田庄漬です。



頑張って作れば作るほど、金になるという喜びが、村おこしに大きく貢献致しました。

この漬物加工について、具体的に説明を致します。昭和56年に、村が5,600万円をかけて加工施設を作り、運営は農協に委託されています。

農協はUターン青年2名を農協職員として採用し、6ヶ月間滋賀県の漬物工場に研修に派遣し、工程を習得させ、味付は名田庄独特のものを作り上げました。

原料はキュウリ、ナス、ミョウガ、ショウガ、大根などで品種は限定して

## 名田庄村における村おこし戦略

おり、生産者の年間単価は、1kg当たり、ナス58円、キュウリ53円で買い取っています。現在約200戸の農家が栽培し、350トンの原料を生産しています。

加工所に従事する職員は、男子職員4名、女子パート7名、需要の多い夏季は地元のアルバイトを雇用しています。小さな村であり、雇用機関の少ない当村にとっては雇用促進にも役立っています。

販売先は、主に経済連ルート、生協、デパート、マーケットなどで、県内40%，県外60%の販売比率で出荷しています。

### 2. 自然薯(山芋)

名田庄漬に続き、自然薯生産組合が

栽培し、特產品の第2号になったのは自然薯です。

6年前に畑でのパキラ栽培に成功し、現在美容・強壮食として贈答品に最適と注文に応じ切れない程売れており、

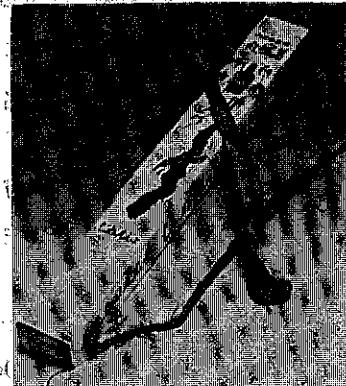
栽培数も年々増加し、今年は15,000袋を植付し、8トンの収穫を見込んでいます。

生産者は100名、栽培面積は80haで、生産された芋の中には、型の悪いものや、規格外のものができますので、これらの付加価値を高めるため、じねんじょそば、じねんじょ焼酎の原料に利用しています。

販売は、自家用を除きすべて名田庄商会が取り扱います。

県下でも常にNo.1の地位を保っています。これは赤土系の土質が合っていることと、朝夕の気温差が12度という天候に恵まれたものです。

昭和63年度の村の大きな産業振興の事業として、林産加工施設を完成させ、ビタケ栽培を取り組み、キノコの里づくりを目指して全村民挙げて懸命に





努力しているところです。

本施設も、村が建設をし、名田庄森林組合に管理・生産を委託しています。

本施設も、村が建設をし、名田庄森林組合に管理・生産を委託しています。

規模は、建設面積2,100平方メートル、建設費3億1千万円を投げ、近代的な建物を建築しました。生産能力は年間6,000本、年間160トンを生産し、年商1億円を目指として、村の特産品第3号を目指しています。

このような巨額を投じて、ヒラタケ栽培に取り組んだねらいと効果は、昭和30年中期より植栽した杉が20年から25年生となり、間伐の適令期を迎えており、これを有効利用することと、栽培した使用済みのオガくずを有機質肥料として、田畠・山林に還元できること、本施設の建設により雇用促進にも大きな貢献できることがあります。

この特長は、ヒラタケを杉のオガくず培地で、空調施設により周年栽培をするものです。現在、大阪市場に「名田庄ひめじ」の名で出荷しています。

### 5) 三つの柱（名田庄商会）

1. 名田庄商会設立の経緯  
（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞受賞の目玉であります名田庄商会の事業の内容、特色についてご紹介致します。授業会場がある大いに新しい農山村開拓部全国各地の皆様から村おこし先進地などと呼ばれており、大変おこがまし



く恐縮している所です。名田庄村に視察に来られる目的の90%が、これからご説明致します名田庄商会にあります。4月1日設立、登記出資者11人で、昭和59年に設立し4年を経過しました。今までその成果がでてまいりましたが、村民も設立して良かったと感じておられます。今までは、説明致しました村民大学や名田庄漬が昭和56年にすんなりとスタートできたのに対し、「名田庄商会」の設立に関しては色々な問題があり、話し合いが長引き、3年遅れでスタートすることになった次第です。

設立前年の昭和58年に設立準備委員会を設立しました。委員会のメンバーは、役場三役と課長、村内各経済団体、パイオニアグループなど、20名で構成を致しました。個人で加入協議会構成員も10名ほど在籍しています。この準備委員会で出た意見・要望を紹介しますと、

- (1) 従来通り、行政と経済団体でやれば良いではないか。
- (2) 商会を作るのは良いが、もうけで商売ではまる。
- (3) そんな利益のない会社をどうして作るのか。
- (4) 地元各団体との競合をどうするか。
- (5) 社員の入会費の負担はどうするか。
- (6) 出資金の集め方。

このように設立に反対する意見の方が多かったのです。しかしながら、このような問題も反対意見も、当村の苦しい実情や背景には勝てませんでした。

- (1) 農林業の不振、人口の減少、高齢化、後継者不足。
- (2) これまで当村の事業の中心であった造林が平成22年には、新植事業が打ち切りとなり、現在の山林労働者100名の仕事がなくなり、その転業対策。
- (3) 過去に於いて、役場が補助金を出して色々な特産品づくりの取り組みをしたが、ごとごとく成功しなかった。成功しなかった理由は、役場では手が出ず、売り先も探せなかったことにあり、この繰り返しが地場産業を育てられなかつたばかりでなく、少量生産でコスト高で、市場の信用も得ることができなかつた。
- (4) それと先程、村民大学のところで説明しましたように、びっこ思案な消極的な住民性があつたこと。  
このように過疎化、高齢化、それに転業対策などの諸問題を抱えている上、今まで取り組んだ行政主導の村おこしは、市場の調査・開拓の不足と販売体制の弱さに起因する販売量の伸び悩みと不採算により、生産者の生産意欲の減退をもたらせました。  
これらの理由で、誰かが火つけ役・刺激剤となり、機関車の如く引っぱって行くことが必要にならなければなりません。  
・村民全体の住民総ぐるみの村おこしの中心として、開拓して名田庄商会が誕生致しました。

商会の特徴としましては、民間の発想を取り入れて、企業感覚で事業を推進したい。そのため第三セクターに致しました。これが「村おこし会社」と呼ばれる所以です。

## 2. 名田庄商会の基本姿勢と事業内容

- (1) 村おこしにつながることは、どのようなことでも取り上げ、必ずものにする。
- (2) 村内行政を始め、経済団体、生産組合、婦人グループ、各生産者とのパイプ役となりながら、村内の1人でも多くの人がもめぐり、地域づくりに参画してもらうように、今までない何かをやってみたいと思ふ所あります。これが商会に託された使命です。

## 名田庄村における村おこし戦略

- 1) 村おこしに關するものは、すべて取り組みますが目的をしぼりますと次の5項目に整理されます。
    - (1) 市場の調査及び開拓。立派な商材を販売する販売会社の運営。
    - (2) 特產品の開発及び生産販売。例の森林資源を活用する。
    - (3) 観光開発及び運営。
    - (4) 住民所得の向上。
    - (5) 就労機会の増大。
- このようにして、商社でありながら特產品や、観光開発のための専門調査・企画の機能も目的としています。その理由は、今まで村の産業振興と村民の就労機会の増大を図ることが大前提であり、営利優先を目的とした企業とは性格が異なっております。

### 3. 名田庄商会の組織と運営方法

昭和59年7月に発足して丸4年を経過しましたが、まだ活動途中で、これからが本番といきます。眞の成果を出すまでには5~6年を要するのではないかと思っています。株式会社、名田庄商会の資本金は僅か200万円、この内村が55%を、農協、森林組合、商工会、木材組合が45%を出資しております。現在も変わっておりません。私が社長を兼務し、役員は村収入役と各出資団体長が就任しています。

社員は現在3名ですべて民間から登用致しました。部長は46歳で、大手電機メーカーの現役の所長をUターンさせ、その営業力を生かしています。課長38歳は、村内のパイオニアグループの若手リーダーで、その経験から物づくりを担当させています。課員28歳は、中JRからの転職で、そのサービス精神を生かせています。なんと言っても、会社の運営は人材が大切です。又若きも必要です。その点では20代、30代、40代が各1名と、年齢構成の上からもバランスが取れ、民間的発想で前向きに取り組んでいる所です。そして、仕事の重複を避け、更に効率を上げるために個々の経験を生かし、作業の分担をさせております。商会の運営資金につきましては、販売で得た利益と、村の一般財源等でま

かなっています。」商会の実績も徐々にに向いており、一般財源の持ち出しあは年々減少しています。

商会の支援と産業振興を助長する目的で設立した組織に産業振興協議会があります。この協議会は、村と商会の仲介役で、役場が村務を中心事業等の補助を受けて、本協議会に活動資金を出し、協議会より商会に業務委託し、事業資金が交付されております。

村からは資金面で、経済団体からは資金と同時に物づけりで、民間は現場の第一線でもといふ文字通り村なるみの第三セクタです。

4. 名田庄商会の基本方針 第一回の例ではありますまじめに、産業の数多く基本方針の中から主なもの12項目を紹介致します。

過去の失敗から不良在庫は一切作りたくない。

(方針1) 先ず売先を決め、その上で生産する。 これは最も重要なのは特产品的開発と考えています。

(方針2) 特產品は毎年3~4品種を開発する。 これは最も重要なのは特产品的開発と考えています。

当商会は生産者から少しでも高く仕入れをすることにより地域の生産者に利益を還元する会社です。前半開拓の問題、後半販売の問題

(方針3) 商会のマージンは極力抑制し、生産者への利益還元を図る。

特产品的売上は、まだ満足できる数字ではありません。販売財質

(方針4) 売上は毎年2倍に伸ばす。 これは最も重要なのは特产品的開発

これは最も重要なのは特产品的開発

(方針5) 販売先は県外を中心開拓する。

現在、テレビ局、新聞社、雑誌社が村、商会、組合が取り組んだ事業や

特产品的紹介をタイムリに、また繰り返し報告していただいていると

ころです。これは最も重要なのは特产品的開拓

(方針6) 新商品の発表を通じ、文字と画像で「名田庄」を内外にア

クセ付ける。これは最も重要なのは特产品的開拓

市場調査や先進地の視察はねらいを定め、又的をしばりて実施をしてい

## 名田庄村における村おこし戦略

ます。以下が最も重要なのは特产品的開拓

(方針7) 視察後はそれを生かして早急に特産化する。

(方針8) 物産展への出展、あるいは里味の特急便、ふる里農園など村おこし事業を更に拡大する。

(方針9) 村民商社であり営利追求よりも、村民の雇用機会の確保と所得の向上を通じて、地場産業作りを優先する。

(方針10) 生産組合や特產品など、組織や事業が安定するまでの期間

(方針11) 事務局を持ち支援する。

(方針12) 住民相談所の役割を持つ行政・生産者・経済団体・婦人

(方針13) グループなどのパブリックに徹する。

(方針14) 行政・生産者・経済団体・婦人

(方針15) 名田庄商会の事業活動

設立直後は6ヶ月をかけて村でどのようなものがどれ、何が金になるかな

と村内資源を徹底的に調査するなどから始めました。次に、次に国を

次に先進地や村おこしの参考事例を収集したほか、先進地の視察を実施

ました。これは企画調査の仕事です。その結果をもとに特产品的開発を行

ました。商品化したものに、あまちゃん茶、キャラブキ、乾燥化物

各種木工品、鮎の各種加工品、餅、もち、もみのほか、規格外のものを有効利

用じた焼酎で、コクのある男性的な味わい「玉の舞」、まろやかな女性的な

味わい「都忘ね」のじんじょ焼酎2種があります。

これら商品を主な販売品目として、拡販に努めるとともに、色々な企画、

調査、開拓の事業に取り組んでいます。この商事活動のさ

この商事活動について、いくつか紹介致します。

(1) 物産展

昭和60年に西武池袋デパートの全国101村展に出展したのがはじめ、福井、

京都、大阪、神戸、名古屋などのデパートで催事場で毎年8~10回出展をし

ています。経費高で、それだけの収支では厳しい事業ですが、その後受注に

結びつくこと、既存商品や新商品について、消費者の反応や生の声が聞けるほか、村の観光や特産品のPRもでき、『金に換えられないメリット』もあります。自然食品、ぬめぬめしいものの単価が1,000円以下のものが良く売れるなど消費者ニーズも把握でき、特産品づくりにも役立っています。

もとよりこれが最も効果的なPRの場、販路拡大策の一つとして継続する考えであります。

#### (2) ふる里味の特急便

今や全国的ブームになっている地方名産宅配便ですが、昭和60年から“ふる里味の特急便”の名称で取り組んでいます。会員登録料(月額50円)

会費は年4回の発送で25,000円、現在、北海道から九州まで約300名の会員があります。元々、村内婦人グループの仕事作りの目的で始めたものだけに、中に入れるものは、地域の婦人グループが生産したものを主にしています。懐かしさを重視し、真心のこもった商品を送るなどをモットーに、新鮮な産物をお届けしています。

会員からの意見・提言は新たな商品開発を進める上で大変参考になります。又婦人グループとの連携が強化され、其技術向上の力となったり、村内資源の有効利用が図れたことなどが大きな成果です。

(3) ふる里農園

ふる里農園は、ふる里農園を昭和61年から開園しています。都市部住民との相互交流を目的として、ふる里農園を昭和61年から開園しています。都市部の小・中学生のはる里体験の場として、又ふる里特急便に入れる作物づくりや、新製品開発のための原料作りとして有効利用する方針です。

この事業を機として、若者も魅力のある地域づくりを目指し、農家の若者18名が「農夢会」を結成しました。若者の情熱、新たな発想を期待しているところです。

(4) 特産品の開発

特産品の開発では、毎年101種以上の新規品開発を行っており、市場にマッチした、量産可能な“ふる里産品”の商品化に全力を注いでいます。4年間で27品種の特産品を開発しましたが、更に毎年2~3品種の開

## 名田庄村における村おこし戦略

開発を目標としており、開発に当たっては、物産展の教訓を生かしながら“自然の味”“本場本物の味”を作り、名田庄シリーズで売り出し、毎年売上を倍増させる方針です。

特産品の現状ですが、年間の発送量は、名田庄漬120万袋、自然薯8トン、自然薯焼酎1万本、ヒラタケ160トン、よじねんじょそば36万食、板もち3万個などとなっています。

(5) 市場調査

特産品の市場調査を年間10回実施しており、調査地区は、京阪神、中京、北陸3県の中央市場や中央青果で、半ノコ類、花木類、加工品、特産野菜などを対象として、主に特産品開発、販売流通面の実態調査をしています。又村おこし先進地の調査も積極的に行っており、全国各地で研修と情報収集をして、村の実態に合った実現可能な分野の調査を続けております。

婦人生産グループ・老人グループを育成して、良い特産品を作るため、農産加工先進地の調査を更に強化し、調査結果は速やかに関係者に報告し、即対処しながら、先進地に負けない特産品の開発調査を推進する方針です。

## (6) 企業誘致

村とタイアップして、企業誘致にも取り組んでいます。企業誘致によって村内工業的な地場産業興しをすることも、商會に託された使命であり、若い人们が村内産業に定着するための受皿作り、中高年者の仕事作りのため、企業との話し合いを進めているところです。

## (7) 事務局

① 毎月、農業改良普及所、行政、経済団体の実践部隊が集まって「村おこし連絡協議会」を実施しており、商品構成戦略などが討議され提案されます。

② 自然薯、菊などの生産組合の窓口を持ち支援。

③ 関西、名古屋方面の村出身者が集まり、自動的に運営していただいている組織に、きんき名田庄会と東海地区名田庄会があり、窓口となり連携を密にしています。現在、両名田庄会600名の会員からはふる里味の

販路の特急便の会員登録のほか、顧客の紹介、試用品の提供など援助がございました。また、都会地での販路拡大に重要な役割を担なって頂いております。

#### (8) あきない館（特産品店）の経営

昭和63年度の事業としては、村おこしの拠点であり、商會の活動の場として「名田庄あきない館」を完成させました。村が3,950万円をかけて建設し、商會に管理を委託しています。地元産の杉を使った丸太小屋風の木造2階建てで、1階は特産品の展示場、手打ちそば試食コーナー、事務室、2階は会議室があり、この建物ができてからは、県外客が急増しております。村おこしの拠点として、村ぐるみで活用する考えです。

(9) その他の事業：馬鹿笑い捕獲機器販売、説明会開催等による商品セミナー（四季の風シリーズ）の販売等も販売や販促式等を行なっておりました。

#### ② 商品パッケージ作成や包装デザインの研究と改良。

③ 年間6回、広報紙“名田庄商會だより”の編集発行。

④ 村内に直営の無人販売所を数か所に設置。

以上のように多種多彩な業務を手がけています。

#### 6. 村おこしの効果

(1) 受注生産のため売り残らないし、商會が生産者から高め仕入れ、「責任販売するため生産者は自然に“作れば売ってくれる、値金になる”」と信頼するようになり、生産に熱が入り、それに創意と工夫が加わり、物づくりに積極的・協力的になった。

(2) 新たに花き生産組合が誕生。

これは高齢者の皆さんのが、村おこしに積極的に参加し、次の名田庄の産物に菊を育てたいという気持ちで結成されたもので今後に期待が持てる。

#### (3) 地域づくり、物づくりに参画する婦人グループが増加した。

(4) これまでより特産品も次々と生まれ、販売もスムーズにいくという好循環となり、特産品は31品種に達した。

(5) 何よりも喜ばしいことは、生協、デパート、大手マーケットなど、着実

#### 名田庄村における村おこし戦略

に販路が広がり、大口の固定客が増えたことで、これにより売上も倍増しました。

(6) 名田庄村・名田庄商會を通じて名田庄特産品の知名度が以前とは格段に高まっています。村民の意識・意欲の向上と自覚が生まれた。

(7) 原料は全て村内産に限定していることから、村全体で言えば、売上即付加価値となるメリットがでた。

(8) 雇用機関の少ない村にとって、就労の機会も増加し、収入も増加した。

この大半は主婦や高齢者で村外で働く条件、状況下になかった人達が就労機会の増加により、相当な収入を得るようになった。

ちなみに加工・販売面の事業所の雇用は42名、年間2億5千万円の売上となり、これらの原料を生産する組合員は650名、生産者の所得4千7百万円の現状。

以上が現在の主な成果です。

#### 7 今後の課題

特産品づくり、名田庄商會につきまして、ご紹介致しましたが、村総合振興計画によります、人づくり、物づくりの取り組みは、村の内部や村をとりまく状況を変え、生きかえらせつつありますが、現在の成果に満足することなく、今後更に綿密な計画と政策で、各事業を創出し推進しなければなりません。

これには、村おこしの先頭におります者がしっかりと方向を見い出し、模範を示すことです。今までの経験をもとに新しい活力ある村づくりに情熱を持って取り組む決意です。

終わりに、当村は山村であり、これといった観光の施設がありませんが、美しい自然、澄んだ空気、清い水があります。現在、自然を生かした観光施設の整備を運輸省の指定を受け、家族旅行村の整備を進めています。今後都市の皆さんとの交流を深めるため、喜んで来て頂ける場づくりと、皆さん好みにあい、喜んで頂ける特産品づくりを進めて参ります。

この度、はからずも(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞の地域経営活動賞の受

賞の栄に浴し、この上ない光栄と全村民共々喜んでいます。村民を代表致しまして心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

副賞としていただきました50万円は、協議の結果、これを基にして、積み立てを行い、この利息によって地域活性化促進のために活用してまいりたいと考えております。

#### REFERENCES AND NOTES

次に講義を入力して、開催日を盛り込む。例) 2019年1月10日(木)開講出前

（二）試験による結果入試の問題は、各支那地圖の範囲を統一して作成され、試験の得失率も額を簡単、常に試験問題の出題率の問題数は、問題数が少くても、問題の難易度が高くなると、得失率が低くなる。

ANSWER

ISSN 1062-1024 • No. 221 • 11

卷之三

與湖口鄉鄰，此處是大肚山南麓之重要河段，為紅樹林生長地帶，也是臺灣中部海岸生態系中少見的熱帶雨林。

（武田家）の城郭は、山形の山間に位置する。この城は、山形の山間に位置する。この城は、

「多謝大爺。」  
「這事我已經跟人說了，你不必再說。」

（三）新民主主义的经济政策——《论联合政府》（1945年4月24日）

特別論文

## 地域経営思想の系譜

—都市社会主義の経営觀 3 —

神戸都市問題研究所都市経営研究会  
III. 地政学的視点による都市開発論

都志社会主義の相占

明治の都市社会主義は片山、安部とも資本主義を否定する根本的変革を秘めていたが、現実な対応としては改良主義と何ら異なることはなかった。そして社会主義の実現が現実的に不可能となると片山蔵は都市社会主義から離脱していく、改良主義的思考性の濃い安部磯雄がひとり孤星を昭和まで守り抜くことになる。

ハードな土木のみでなく、行政財政制度にふれ込むしかも市民救済といった社会問題に偏ることもない。しかも特質すべきはあらゆる都市問題と経済メカニズムの結果現象として、とらえ、マクロ経済の面から都市問題を解剖している。そしてこのような都市経済の渦中にあって、都市自治体を受身の存在としてではなく、積極的な投資、財産運用、許認可権の活用によって、最終利益の社会的還元を図る先兵として位置づけていることである。結論導入(京東)は、さ

このような総合的な都市への対応は『應用市政論』にあっても異なるところはない。項目的には慈善事業、娯楽事業、貯蓄銀行、都市の修飾などより生活の身近な課題がとり上げられている。

このような点からみても都市社会主義は単に貧民の救済とか公益事業の公有化のみを対象としたものではない。都市全体を政策対象としたとらえ、まず全体としての処方箋を描き处置することによって都市の患部、たとえばスラムも自から治癒されるとの立場に立っていた。

しかも今日、都市アメニティとかいって騒がれている問題をすでに「都市の修飾」としてとらえられ、公害問題はその損失まで算出して解決を迫っている。多くの都市政策がハム面にともすれば傾斜し勝ちであるが「汚物掃除」「公園」「教育」「衛生」「娯楽」「家屋」など市民生活を生活実感でもって全体像としてとらえていることは社会主義者として当然とはいえ、都市政策の模範答案を作成したかの感がある。

しかも都市を企業にみたててまで都市経営の確立をめざそうとした意欲である。社会主義者と都市経営とは見常識的には違和感を感じますが、都市経営が都市経済の社会的公平をめざす使命感をもち、そのための有力手段であると位置づけていることを知れば納得できるであろう。

むしろ後世の都市経営は年代が下るにしたがって矯小化され、遂に減量経営論にまで堕落してしまっている現状をみると、改めて都市経営のルーツというべき明治の都市社会主義が包含した社会への献身性を辿るべき必要がある。

第二に、都市の住みよき場とすること、いわゆる國權拡張、經濟成長などの視点から都市を改造し、市政を運営すべきでないという觀点に立脚していた。

たとえば片山潜の初期の都市に関する論文をみて、東京を東洋上の大都市にしようとする論述は見出せない。田口卯吉、藤沢栄吉、福沢諭吉などその思想の立脚点が異なっている。

たしかに東京大都市論、都市論が片山潜のなかにもみられるが、視点が全

く違う。たとえば「今や東京は日本の中心となり、東洋交易の集中点とならむとす。市氏は唯都市の繁華に醉ふて、五里霧中にあるが如く、何事も考へざるに、財産家たり、資本家たるもののは、都市を犠牲として賭博を試みつゝあるなり」などの描写が該当するであろう。

それは繁榮よりもその歪みに注目し、現象面のみに醉ふことを戒めている。そして都市の目的を「都市なる唯一の理想は、都市をじて少数有力者たり、資本家たるものゝ都市たらじめず、市民全体の都市たらじむるにあり、換言すれば都市は黄金を利用するの場たるよりも、平和に生活し得るの住宅たらじむるにあるなり」ととらえ、あくまでも、市民生活の場としての都市を第一の条件としている。

その思想は今日でいうところのシビル・ミニマム思想である。初期の論文「市民之生命」をみると、衛生面から「市区の清潔」「水道」「飲食」「予防衛生」より、東京市の行政・施設の立ち遅れを指摘し、「我東京の如きは、東洋文明都市の模範たる可き位地にありながら、水道下水等大阪横浜等に後るもの、決して当路者其責なしとは断すべからず」と、東京当局の怠慢を責めている。

そして社会問題の本領は貧困の除去にあるとし、平故に此立場より研究を下す時には偶々経済問題に入り、或は労働問題土地問題を説き及ぼす事あるべしと雖も、偏着する所は貧民問題に在り」と、スラム、生活苦などあらゆる政策の究極の核心とされている。

もつとも衛生面よりする都市の理想は市民の健康とするとは、多くの識者の指摘するところである。その代表者が軍医でもあった森鷗外である。今日日本にて立都建家の改良を計らんとすれば、宣じぐ根底より一新するの大事業を起すべし。是れ地中汚水の排除を以て着手の第一点とし、次で家屋に及ぶの法なり」と下水第一を主張し、道路・港湾第一と対立している。人びと道も皆川、小ぎらに買上規則にもどつて強引なる市区改正事業はスラムを排除し、当然たる街路をつくるが、手而れども此区は細民の居ること能わざる処なり。細民は漸く逐はれて此区を逃れ、勢必ず別の悲惨の小天城を成さむ。」と、その矛盾

を突いてゐる。すなわち「細民の居處」を配慮してこそ真の都市計画であると鋭く批判を加えている。片山前掲論文は、この點に商業の重視が過度でなく、そしてこのような市民生活とともに家屋環境の改善を重視した都市経営觀は、小後藤新平、岡実、池田宏、閑一などに多かれ少なかれ共通心でみられるところである。<sup>1)</sup> 片山前掲論文は、商業の重視が過度でなく、そして商業が街の活性化に資する、都市社会主義にあつてはその分析視点として資本主義の歪みとし、その解決方法を資本主義の抑制としての社会化においていたところに、都市実務家の都市経営思想とは異質であるといえる。<sup>2)</sup>

## 2 片山前掲論文

<sup>3)</sup> 片山前掲「市民之生命(3)」『東京經濟雑誌』(明治30年10月16日、第898号)。

<sup>4)</sup> 安部磯雄『社會問題解説法』6頁。

<sup>5)</sup> 森鷗外「日本家屋説自抄」(『鷗外全集』第18巻、昭和2年版)241~2頁。

<sup>6)</sup> 森鷗外「市区改正論略」「國民之友」(明治23年2月13日、第73号)『鷗外全集』

(第29巻、昭和49年版)394頁。

都市社会主義の実現方策

第三に、その政策立策方式にあって、今日でいうところの公共経済学にもとづく費用効果分析を基本手段として導入してみると、あるところでは、その調整は科学的に都市問題を究めているとある正攻法の接近方法をとっている。たとえば人口集中とそれによってもたらされる都市禍とふえたの発生につき、「人口が稠密となれば土地の価が増加するのは自然の勢であるから、其結果として家屋を接近して建築することになる。大都会に於ける商業区や貧民窟が其家屋の余りに接近せんため空氣と日光の供給を充分に得ることの出来ぬのは全く此理由より來るのである」と、その本因不本末を分析している。<sup>1)</sup>

田舎と比して人口・企業が集中するから、都市にあつては貧民窟、汚物清掃、道路混雜の問題が起る。したがつてこれらの問題を解決しないかなければならない。そのため最も有効な思想、手段が都市社会主義であつたが、あくまで現実処理の実効性から、示現ヨギーを選択していく。現状分析にあつては悲憤

といった心情的なものに流されていない。

安部磯雄も単に企業的経営で財源を捻出するという企業経営的分野に止まつてない。税制の不公平として家屋税に比し土地税制の甘さ、すなわち東京市の税負担につき國・府・市税合せで土地賦課金は97万余円を過ぎないので、家屋税は149万余円も負担している。市税ベースでみると土地は家屋の半分の1の輕課となつていて、それは土地についての地価修正が遅れているからで、東京市の評価は最高29円55銭、最低1銭7厘であるが、市場価格では、最高300円、最低8円である。市場経済と公共経済の乖離こそ都市問題発生の原因であると科学的分析のメソッドを入れている。<sup>2)</sup>

第四に、その実現の方法としてはあらん都市社会主義という事業の公有化、施設の公共化を主眼としていた。

「このような都市社会主義は必然の勢いであり、いよいよ我諸市も文運の進歩に伴ひ種々都市的共有事業を企てて都市的生活を豊富ならしめんとする。都市社会主義は知らず識らずの中に進歩をなしつゝあり、日本が社会主義を忌み嫌ひを撲滅せんとするも、文明の中心たる都市を盛んにし、都市々民の生活をして安全健康ならしめんとするが、我都市も亦社会主義を採用せざるを得ざるべし」と、都市社会主義の必然性を信じて疑わない。<sup>3)</sup> しかしもごとに見る都市社会主義は資本主義の欠陥とそのむだびじた貧困は忘れることがなかなかたどじでも、いきおめて樂観的な調和論に立っている。<sup>4)</sup>

たとえば「吾人は今真正なる社会主義は真正なる個人主義と啻に衝突せざるのみならず相一致して進歩しつゝあるを見る者なり、然り吾人は此の調和的進歩を都市政事に於て最も著しきを見るものなり」という言葉にも如実にあらわれている。<sup>5)</sup>

そしてこのような都市社会主義の歐米の事例を挙げ、「今日の大勢は苟も独占事業にして社会の利益安寧に密接の關係を有するものは便宜自治体の所有とするに於て疑あるべからず」<sup>6)</sup>

そしてこのような公有化はひとり公益事業に止まるにとどまぬ庶民金融機関

としての質屋に及び、「故に此独占的営業たる質屋の一私人の営業たらしむべからず。宜しく公立とすべしとの議論あるは決して根拠なきの言に非るなり」と、公設質屋の設立を呼びかけていた。<sup>7</sup>

このような貧困追放といふ救助的生活思想から、教育にあっては「国家は其經濟の許す限り無代價にて人民に教育を施すの覺悟なるべからず。速に小学校教育を無月謝にて施行すべきは言ふまでもなき事なるが、中学校教育の如き国民教場として全く代價からざる處のものも出來得るだけ速に無月謝制度となすは甚だ必要なること、勿論然るべし」と、基本人権的生活思想に立脚してゐる。<sup>8</sup> また川口の如きの貧困の追放といふ市民的視点は、都市制度にあっても市民自治的な制度・機能への信奉となって表われている。都市社会主義の到来への期待がすでに市民的自治の成果とみなしているが、たとえばそこには後年、加えられる日本官憲の圧迫の影がないのみでなく、アメリカ市政の腐敗についても「紐育市を始め各市に都市改良会なる者起り、其運動に市民を奮起せしめたり、今や各市は市区改正に尽力し、日一日と改良は端緒に付き其進歩見るべきものあり」と、暗黒市政の脱皮を誇らしげに語っている。<sup>9</sup> ついで片山は、都市社会主義としてアメリカ諸都市におけるレフエビンダムの導入につき、「其他の制度に於て多くは市の一般人民を保護し大資本家大商工家の為めに市の利益と権限を蹂躪せられざる様防御すること周到及ばざる所なし」とす。而して其精神は社会主義にして細民の保護、資本家の制限、衛生、病院、教育等皆社会主義に基づせざるものはない」と、都市社会主義の制度的要素と我田引水の解釈をなしでいる。<sup>10</sup> 片山は、安部義雄による「市政と社会主義」の論述を引用して、片山は「

<sup>1</sup> 安部義雄『市政と社会主義』、2頁。参考に見えるあくまで忠誠である。

<sup>2</sup> 安部前掲書 504~505頁参照。

<sup>3</sup> 安部前掲書 508頁参照。

<sup>4</sup> 片山 潜「市政と社会主義」『東京経済雑誌』(明治32年7月15日、第987号)。

<sup>5</sup> 片山前掲論文。

<sup>6</sup> 片山 潜「東京市と電気鉄道問題」『東洋経済雑誌』(明治29年6月27日、第831号)。

<sup>7</sup> 片山 潜「貧民慈善銀行」『東京経済雑誌』(明治29年7月11日、第833号)。

<sup>8</sup> 安部義雄『社会問題解釈法』168頁。

<sup>9</sup> ~<sup>10</sup> 片山前掲書「市政と社会主義」。

共同体思想

ついで片山は、この論述によると、片山が強調が最もつづいて明治の都市社会主義は、都市経営思想としてはどのような特質をもつていたか論究してみよう。第一に都市=共同体というアカドミック発想である。その後年、改革的な社会主義者となつた片山潜も始めは驚く程、ナーバーの改良的社会主義者であった。都市=共同体という発想を抱いて不思議とも思っていないかった。片山は、この論述で、この発想を構築する上でも他の多くの知識者と並んで、たとえば片山潜は『社会主義の立場より云ふれば、現時の家族制度は社会主義制度である。社会主義者は都市に之を応用せんとするものである。一家の幸福は全家族に及び、其悲しみも亦然るなり。我々社会主義者の理想は都市をして市住民の愉快な家庭たらしむるにあり。』<sup>11</sup> と述べている。家庭経済がもつ分配の公平性を都市に拡大すれば、都市社会主義であるとの延伸的思考にあつた。その意味で後にふれる生協活動などの共働主義をきわめて重視していたが、それは拡大家族の如き存在と見立ててやはりそこにも都市社会主義の適用の場があると評価したことにはかならない。片山の最も興味ある論述は、片山は「都市はもつともそれは伝統的家族主義ではなく、都市は家の集合体であり、市民生活の拠点である家を核として都市を論じようとした。したがつて都市全体を拡大家族として論ずる如き家族的精神共同体論を展開しようとしたのではない。」<sup>12</sup> 片山潜は家族主義をより経済メカニズムの点からどうぞ、その封建制的アカドミックなメカニズムを浮き彫りにして批判を試みてゐる。たとえば「今日の実際の家族は一の悲劇の犠牲である。神聖でも、健実でもない。而して是れ皆社会の経済の圧迫より來て居る。故に此経済の関係を根本より改むれば格別の左もなくして封建時代同様の家族制度の概念を其儘維持し様と云ふことは、到底無理なる注文である。況んや之を人倫の根本、國体の精華として、之を重要視せんとするが如きに於てをやだ。」<sup>13</sup> と制度的欠陥を指摘している。

このように家族制度墨守論者に対して厳しく批判を加えたが、眞じがひ片山潜も家族が本来もつてゐる利益の共同分配制、すなはち愛・贈与のメカニズムについてでは、冷酷な市場メカニズムのアントラジウムとして都市、地域に応用した。

家族制度を市場メカニズムに支配されない共存共栄の生存のメカニズムに支配される愛の共同体とみなしている。その共同体の原理を地域→都市へと拡大するなどによって都市問題を解決する政策基準を見出そうとしたのである。すなれば「社会主義は社会を支配する万民に満足を与えるとする公平なる原則なり。之を一村に応用せんが、村民は皆公平に其村の与うる幸福と村民の一致協同の働きより生ずる利福を蒙るべし。之を一都市に行えば、全都市の住民は同じく利福を受くべし。<sup>3</sup>」<sup>4</sup>と、単純な拡大的発想を、都市のみでなく、全国民全人類にも適用しようとしている。

まだ片山潛は、如何にして都市を改良すべきか。市民をして都市は市民の家なりとの思想を理解せしむるは最も直接なる方法也。何人の愚と雖も、自己の家を亡ぼさんと思ふものはあらじ、今日の東京市民が我利一方に傾むき市政の紊乱をも顧みざるは、實に東京市を自己の家なりと思はざるにあるなり」という言葉に、その精神は如実に表わされている。

安部磯雄も「市政を經營するの目的は恰も一家を經營するのと同様である。我等の住居して居る都會は即ち我等の為めの大大家屋ではないか。さらば何人が一家を我物と思ひて經營するが如く都會を我物として經營せねばならぬ。<sup>5</sup>」<sup>6</sup>同じように都市=家庭・家屋論を述べている。時代的背景を考慮すれば、それでいて都市=家屋論としての經營条件として、我住居する家は第一に衛生的でなければならぬ。第二に便利でなければならぬ。此二個の要件が達せられたらば第三に住み心地の善き立派なるものとなさねばならぬ。都市を經營するのも衛生、便利、修飾の三が最大要件となるのである。<sup>7</sup>とのべている。以上の三条件は今日いかにシビル・ミニマムの思想による生活優先の価値観と衛生、便利、快適という都市環境のナチュラルな三つの原型が息づいているといえる。

さて安部磯雄の場合より精神的であり、「家庭は社会の実験室」であるとして、市町村とか府県とかが国家とかいふ太なる団体には容易に実行の出来ぬこと、家庭に於ては平氣で実験が出来る。私が自由、平等、博愛の理想を先づ家庭生活に実現しようと決心したのはこれがためである。」とのべている。

そして安部磯雄の場合も家族主義は伝統的な家族主義を意味しなかった。たとえば安部磯雄は家族主義にもとづく扶養制度につき、「子女に充分なる教育を与ふれば彼等をして經濟的に独立せしむるが善い。父母も亦老後の為に相当の貯蓄を為して子女の厄介とならぬようにならね。」<sup>8</sup>或人は子が親に孝養を尽さないと以て家庭の幸福を來すものであると考ふるかも知らぬが、吾人は此制度に伴ふ弊害の甚だ少からざるを見るのである。土と疑問を呈じてゐる。むやむやに本被開拓地開拓者と、山間の山地開拓者と、

それは封建的家族制度の温存につながり、個人主義に反するからである。当時としてはかなり進歩的な見解であるが、今日の如き高齢化社会また核家族化時代を迎えるときその先駆的洞察力に驚かされるのである。

たとえば財産贈与によって起る扶養の現状につき、「彼等が子の厄介となり居るとは彼等と雖もこれを一種の苦痛と考ふる所とはあるまいか。彼等が己の財産を自由に消費するに比すれば、常に必要な金錢を其子より受取ることは決して愉快なることではない。彼等には父母としての権威があるけれども、一面に於て彼等は食客の如く往々遠慮せねばならぬことあるを忘れではならぬ。」<sup>9</sup>と、その心苦を指摘している。むやむやに本被開拓地の現状、山間の山地開拓ののような生の生活感からして、財産独立制によって個人が經濟的に別個となる方が精神的にベネチアであり、それが親子の純粹なる愛情を形成する前提であると論じている。

まさに親子関係の機微にあれ、個人の尊嚴を深く認めた識見に立脚している。都市社会主義者のなかには社会觀につき一致はみられないが、その中心的人物であった安部磯雄が婦人問題、家庭問題、教育問題などにつき、生き抜めて優れた思想をもっていたことは、都市社会主義が無味乾燥な經濟論、まして革命思想でなかったことを示すものである。

しかし見落としてはならないのはこのような都市=家庭というのナショナル手

法を用いても、都市という全体のために家庭という個を犠牲にしなかったことである。<sup>11</sup> そのうえ鐵道建設によって、鉄道運送の距離がおまるこそしてあくまで市政の最優先価値を市民においていたことである。すなわち市最主の目的は市民の家庭たるにあって、第一の理想なり。希望なり。且生命なり。と市民生活の安定をその目的と見て、そのため独占事業の公有化、土地開発利益の還元を具体策として提唱し、その実現のために地方自治権の拡充、市政管理能力の向上、さらには政党による利権抑制が不可欠であると自治の改革を迫らている。<sup>12</sup> 片山と安部の論には、必ずしも片山の思想が、共同体というアカロジーの核心が都市スラムの除去にあらたにとどめられる。この点、日本伝統的家族論、国家論とはその基本において異なるのである。<sup>13</sup> 片山と安部の思想には、必ずしも片山の交通論を展開するにあたって高所得層が郊外に逃れるのに、低所得者層は都心スラムに沈没する悲哀を味わっているがその解決を鉄道に求め、「住民集散の便を謀り、成る可く市外に住宅を有せしめて、特に貧民労働者をして、仮令彼の富豪巨商の如くならずとも、市外に出てて新鮮の空気を吸収し、天真の美に浴せしめざるべからず。是れ殆ど人類の責任にして、独り衛生上の益あるのみならず、品性に関するもの渺ながらざるなり。而て此目的を達せしむべき唯一方法は交通の便にありとする。」と論じてゐる。

そして彼らがみたてた都市=家庭論の核心は、「政治を以て単に外交問題、軍備問題の如き者のと思ふは誤謬である。市町村を經營するは恰も一家を經營するが如きであらて、一家の利益を謀る心を押し広げてこれを市町村に及ぼさばこれが即ち政治である。善良なる政治である」という言葉に如実に表わされている。市民の心を汲んだ都市經營の原点をそこに求めたのである。

<sup>11</sup> 片山 潜『わが回憶』84頁　も、この點を評するとき、必ずしも片山の思想

<sup>12</sup> 片山 潜『家族制度と今日の経済』『東洋経済新報』(明治44年2月25日)第551号

<sup>13</sup> 片山 潜『わが回憶』83頁　も、この點を評するとき、必ずしも片山の思想

<sup>4</sup> 片山 潜『都市社会主義』100頁

<sup>5</sup> 安部磯雄『應用市政論』3～4頁

<sup>6</sup> 安部前掲書、4頁　も、この點を評するとき、必ずしも片山の思想

## 7 安部磯雄『青年と理想』82頁

- 8～9 安部磯雄『理想の人』家庭篇 63頁
- 10 安部前掲書教育篇 68頁
- 11 片山 潜『都市社会主義』90頁
- 12 片山 潜『鐵道新論』附録 4～5頁
- 13 安部前掲書社会篇 21頁

明治模範村への評価　片山は、片山の「明治模範村」について、都市=共同体といふ思想は、片山・安部といふ都市社会主義者にあっても、都市の分析、政策応用の原理として準拠したといつても、日本人の思考の特質としての心情的に無意識に同化していたのでなかろうか。片山は、くわしくその証拠に片山・安部とも地域=共同体の模範といふ稻取村などを訪れて、それが都市社会主義の先駆的実践例として心酔している。片山は、いよいよ片山潜は伊豆・稻取村へ明治35年12月にその「社会的自治制」の調査研究のために出向いている。この中で、稻取村は、その地主の頼本、丁寧に接客され、大蔵ふく、静岡県稻取村は地方改良運動の全国模範村の代表的存在で、都市社会主義者である片山潜が訪れるにはどうしても奇異な感じが禁じえない。しかし、片山の再刊『労働世界』の明治36年1月13日(1月23日)と2月13日の3号にわたって、「自治美談・模範村」と題して探訪記を連載している。それはしがきに「社会主義は社会を組織する原則にして之を一部落に應用せば其部落は幸福なるを得べく、之を一村に実行せば其村民は社会主義の与ふる幸福を蒙るべくべく」と、社会主義が外来の产物ではなく、都市のみに適用しうるものでないことを強調している。また、海豚、石花菜事業などの共同体によってもたらされるところの利益の共働分配法を、公負担を軽減したのみでなく「社会主義を應用して、個人主義の侵害を防ぎたる」として高く評価している。小説『山賊』、『山賊・山賊』、『わが回憶』のなかで、片山潜が有名な社会主義的村として天下に知られたる所以は、村有地の多きこと、共存共栄の主義を村政に応用して集合的村政に力を入れてゐるにある。」とその共同化こそ繁榮の社会的原因であると結論

づけている。

さらに、「又家庭及社会教育を実行しまするには村民の交際を親密ならしめ相互の知識を交換するの必要があると存じまして、戸主会、母の会、青年会及処女会を組織して各会共に熱心に働いて居ります。此上に六十歳以上の男子が耆老会を組織して各会の顧問となり監督者となりて居ります。」<sup>4</sup>と、伝統的地域組織の存在までも讃美している。

そしてさらに「稻取村の住民に忠告するに、共同経営を単に心太草海豚漁に止めず、進んで全漁業をも共同経営にして販売の如きも全産物を共同経営にせんことをめ、全村民による共同事業への参加を求めていける。<sup>5</sup>

このような模範村への賛美は根強く、明治44年甲州川股の吉川農園の訪問記「農村改良の実践的模範」に詠われた當時、改良主義を克服し社会主義者となっていた片山潜の思想系譜からみるとそぞわないルポである。<sup>6</sup> それで、「学校を卒業し争ひて都会に出て身を立てると焦りついである滔々たる満天下の青年に向って、亦地方に宝庫あり、趣味あり、且つ立身の道あることを考へ考せんことを希望するものである。」<sup>7</sup> という言葉でルポを締めくっているが、都市主義者である片山潜としては珍しい農村社会論である。<sup>8</sup>

要するにこれら地方改良事業を社会的自治制の実践例としてとらえ、村営共同事業による収入の確保につき何ら疑問をはさんでいない。それが地方財政の貧困にまつてもたらされたものであり、地方改良運動といふ体制化の一環であることも気にとめていない。<sup>9</sup> また、安部磯雄も経済と道徳の関係についても伊豆・稻取村の実績にふれ、その報徳社は「一方より見れば経済的の結社であるが、他方より見れば或道徳主義を中心とする団体である」と贅美し、<sup>10</sup> 宮尊徳こそ、利他の利益を統合した理想の人としている。<sup>11</sup> しかし、片山潜は「耕良定、東加瀬、西瀬良、<sup>12</sup>

片山・安部にとって、都市であれ村落であれ、生活・生産手段を公有化しそれによって少しでも共益化が図られれば、社会主義への一步前進とみなしたものであった。<sup>13</sup> 模範村は既に公有化されたが、<sup>14</sup> 田中正造は「田中正造は公有化した模範村は都市社会主義と同じように公有化によって地域経営の利益を社会的

に還元する経営方式で、その戦略は都市社会主義と都市という相違はあっても全く同じである。したがって都市社会主義の実践と同じように経営努力それ自身が批判される事業ではない。むしろ称賛されしかるべきであろう。

しかし、都市社会主義にあっても、もしも資本主義のマニズムや市政の伝統的支配などを無視して、結果としての公有化のみを讃美するとしたら、それは単なる改良主義への安易な追従となり、結果として都市の資本家による利権化をガモフリージュすることになろう。

したがって稻取村の実績を結果のみに幻惑され、それが社会主義の実践であると無条件に評価するのは誤っている。当時の農村がおかれれた経済支配の重圧とか財政統治の圧迫を十分に見抜き、その上の自衛的自主的手段としての理論的裏付がなければ、まさに政府の地方改良運動の尻尾にのってこれ宣伝に努めた愚をおかしているともいえるのである。<sup>15</sup> この點は田中正造も明治40年、模範村・静岡県南郷村を訪ね、<sup>16</sup>

「手本とすべき」と評価している点を考慮すると、共同体的思想が結果として存在していたのであらうか。いずれにせよ本来、冷めた眼で都市資本主義を解剖してきた都市社会主義者にしてどうしても共同体への郷愁が断ち切れないはまことに、その結果としての公有化は必ずしも理想的なものではなかろうか。<sup>17</sup> かつたのは日本的思想の避けがたい体質といえるのではないか。田中正造

<sup>1</sup> 片山潜「自治美談・模範村(1)」再刊『労働世界』(明治36年1月13日、第7巻2号)、8頁。下巻も同上、第101頁。

<sup>2</sup> 片山潜「自治美談・模範村(2)」再刊『労働世界』(明治36年1月23日、第7巻3号)、9頁。下巻も同上、第102頁。

<sup>3</sup> 片山潜「わが回想」86頁。下巻も同上、第103頁。

<sup>4</sup> 片山潜「自治美談・模範村(3)」再刊『労働世界』(明治36年2月3日、第7巻4号)、12頁。下巻も同上、第104頁。

<sup>5</sup> 片山潜「わが回想」87頁。下巻も同上、第105頁。

<sup>6</sup> 片山潜「農村改良の実践的模範」『東洋経済新報』(明治44年11月5日、第577号)。

<sup>7</sup> 安部磯雄『理想の人』13頁。下巻も同上、第106頁。

<sup>8</sup> 『田中正造全集2巻』5頁。下巻も同上、第107頁。

潮 流  
新潟空港騒音差止め訴訟最高裁判決  
ふと見るにさくとお創生論

神戸市農漁業ルネサンス計画案の答申

新潟空港騒音差止め訴訟最高裁判決

1. 事件の概要及び経緯  
新潟空港の周辺に居住する住民が新潟空港の施設の運用に伴う航空機騒音が、東京高裁は大阪空港騒音公害訴訟最高により健康や生活利益が侵害されているとして、裁大法廷判決（以下「大阪空港判決」とい）主張し、運輸大臣により航空会社に対して、う。）が出た5日後の56年12月21日一審判決を全面的に支持して控訴を棄却したため消しを求めて昭和54年12月訴えを提起したものである。

2. 判決の内容（平成元年2月17日最高裁

第一審（新潟地裁昭和56年8月10日判決 第二小法廷判決）（行裁例集32巻8号1435頁）は、住民らの原告適格についていわゆる「法の保護する利益説」に立ち、行政事件訴訟法第9条の規定により、「行政処分の取消の訴えは当該処分の全体の公益だけでなく個人の利益までを保護しているかどうかで判断しなければならない」とし、その上で、航空法が第1条の根拠法規である航空法第101条にいう免許基準は、運送事業の公益性を確保することを目的とする事項の外航空機の安全を図ることを目的とするものがその中に含まれていなければならないことは明らかであり、同条をもって原告らの主張する航空機の発着に伴う騒音によって健康ないし生活上の利益を害されないという利益を具体的に保護した規定と解す

上著しい障害を受ける場合との制限をつけ、これを否定した。二審判決には、「法令の解釈（適用）の誤まりがある」と述べた。その上で、本件訴訟について判断し、「原告の請求は、供用開始期日以前に供用が開始された滑走路等の施設の違法性や利用客の遊興目的等を主な理由としており、これらは、自己の法律上の利益に関係がない違法をいうもので、仮に原告適格があるとしても、主張自体が失当で棄却を免れない」と訴えそのものは退けた。このように3次判決の意義は、

(1) 原告適格の拡大

行政事件訴訟法第9条にいう原告適格について、従来の判例、通説は、法の保護する利益説に立ち、「法律上の利益を有する者に限ると」して厳格な解釈をとっているが、これに対し、近時法的保護に値する利益説も有力である。この説は、訴えの利益の認定は、実定法の解釈によって決められるべきではなく、違法な行政処分によって原告が現実に受けた（又は受ける）実生活上の不利益が裁判上の保護に値するほどの実質をそなえていると客観的に評価できるかによって判断すべきであるとする。

本判決が従来の判例の立場を変更したものとは直ちには言い難いけれども、従来の最高裁の考え方については、法的保護に値する利益説から訴の利益を擱けるためのことを面の戦略としては、法の保護ある利益説の枠組みを維持しつつ保護に値する利益について、事実上の利益をも含めて、法の保護ある利益と構成していく。解釈上の努力をしていく必要性が指摘されている（原田尚彦「行政法要論全訂第二版」337頁）。

を十分考慮したものとして評価できる。即ち、従来の最高裁の立場を維持しつつ、法の趣旨・目的さらに関連法の体系にまで及んで実質的に保護する必要性のある利益＝第三者の利益を考慮し、解釈により原告適格の拡大をはかっていることは注目される。この場合は、法の趣旨・目的により原告適格の拡大に一定の歯止めをかけているとみられるため、原告が現実に受ける不利益の性質・程度など被害の実態を問題とする法的保護に値する利益説に近づいた」とはいえ、なお原告適格の対象に広狭があることは否めない。

(2) 大阪空港判決との関連

周知のように、大阪空港判決は、民事訴訟による飛行差止請求は、「不適法」とした。その際、行政訴訟の方法により何らかの請求をできるかどうかはともかくとして」と述べ行政訴訟での飛行差止めの可能性のあることを示唆していた。しかし、本件判決は、大阪空港判決の伊藤正己裁判官の補足意見に沿ったものである。即ち、補足意見は、「航空運送事業の免許を付与し、あるいは事業計画変更の認可をするに当てて、法は、運輸大臣が当該事業活動による第三者の法益侵害の可能性の有無及びその程度を考慮してその許否の判断をすべきもの」とし、当該空港と利用関係に立たない一般第三者もこれら行政処分に当然附隨する規制作用の名宛人として直接規制され、これら行政処分は一般第三者に対する関係においても公権力の行使に当たる行為としての性格を有する」としている。本件行政訴訟において、空港周辺の住民が抗告訴訟の対象としたのは、航空法第101

条による運輸大臣がなした定期航空運送事業の免許処分のみであるため形式上は一般的の抗告訴訟と態様は変わらない。その点で大阪空港訴訟において運輸大臣の所轄する航空行政権と空港管理権に基づく空港供用行為が公権力の行使か否かが争点となつたのと事案を異にする。

#### 4. 展望

本件訴訟は、請求の内容が騒音による被害と直接関連のない違法を主張したため訴えが却下されたが、これら訴訟技術上の不備がなければ実質審理に入っていたと考えられるため惜じられる点である。ともあれ、本判決及び大阪空港判決（その是非はともかくとして）をふまえ今後空港周辺の住民が空港供用行為の差止めを争うには行政訴訟の手法を選ぶであろう。そしてその際原告住民が事業の免許処分の取消を争うこととは現実的でなく（認められれば航空会社がなくなるでしょう）、むしろ航空行政権の行使の取消変更ないしその発動を求めることが現実的であろう。そうだとしたら、大方の学説の批判はともかく、空港の供用行為を公権力の行使として処分性を認知する必要がある。

取消訴訟大阪高裁判決（参照）、また今回の原告適格についても拡大する解釈を示した。近時は法律関係も社会の紛争も複雑になり、伝統的枠組では律じきれない新たな類型の紛争が増加していることに対応するため、大阪空港判決に示されるように民事訴訟が行政訴訟で争うかを住民に選択させることは極めて困難であるといえる。従って住民の権利救済の拡大をかる近時の最高裁の立場をさらに進め、臣のこのような事例に対しては、抗告訴訟のみならず民事訴訟のいずれも住民に選択の余地を認める方向が望まれる。

#### 人選の看護看護（1）

ところで、本件のような空港の騒音問題については、住民に対して行政訴訟の門が開かれたとはいえない。その入口によく立ったといえるもので、今後住民に課せられた主張やその立証の過程が困難であることには変わりはない。しかし、他の空港訴訟や公害訴訟へ影響を与えることは間違いない。誤りとも二式提出され、その結果は、（ひき受け）成る程、（ひき受け）成る程。

■ふるさと創生論（新規）（新規）（新規）  
1. 概要

竹下首相が昭和62年秋の自民党総裁選挙に立候補した際掲げた政権構想であり、ボストン税制改革の最重要内政課題といふよう。竹下首相はかねてから「日本列島ふるさと論」を唱えていたが、情緒的で意味不明との批判に対し、理論づけをして「ふるさと創生論」と改めた。竹下首相のこの論旨は、これが日本の日本は「開かれた社会」と「眞の豊かさ」をもつ、「文化経済国家」の創造をめざすべきであり、そのためには誇りと活力に満ちた「ふるさと創生」

が必要であり、その実現のために「大胆な発想」「聰明な継承」「誠実な実行」の三つを先づとして掲げ、努力を続ける所といふものである。（国際開発政策の担当者）

すべての機能が東京一極に集中している現状を改め、地方の知恵と情熱を生がし、独創的な地域づくりを進め、地域活性化を図るのが狙いである。具体的には、多極分散型の国土開発、交通網、情報通信網の充実、住宅の充実、土地対策、一省庁一機関の地方分散、地方でのイベント開催、快適な都市環境づくりなどを提倡している。

#### 2. 具体策

「ふるさと創生」構想を具体化するため、一市町村あたり一律二億円の地方交付税を配分する「自ら考え自ら実践する地域づくり事業」が決定され、地方に進出する企業を対象に設備投資資金の融資を斡旋する「地域総合整備財團」（ふるさとづくり財團）が創設された。

（1）一律二億円事業  
正式名称は上述のとおりで、昭和63年12月21日に決定された。全国の3,200余の市町村を対象に、一市町村当たり一律二億円（63年度補正予算で2,000万円、平成元年度予算で8,000万円）の地方交付税を配分する。また、都道府県にも普及、広報費として1億円が交付される。ただし地方交付税の不交付団体には配分されないため、総額は3,100億円程度になる。地方交付税の基準財政需要額に増額算入する形で配分される。この資金が、「ふるさと創生資金」と呼ばれている。

（2）ふるさとづくり財團（ふるさとづくり財團）

その使途を制限してはならない」と規定しておりふるさと創生資金の使途は自由。ただ、自治省は使い道を決める際は広く住民の知恵を結集し、将来ビジョンに基づく使い方が望ましいとしており、例示として人材の育成、むらおこし、地域間交流、（国際交流）、伝統文化の継承、地域特産品の開発、場所産業の育成、イベントの開催、健康づくり、生涯学習などを挙げている。

（2）ふるさとづくり財團（ふるさとづくり財團）  
正式名称は上述のとおりで、自治省・大蔵省の共管として昭和63年12月21日に設立された。初代理事長は元自治事務次官の首藤堯氏。

財團の業務は、地方に進出する企業に対する設備投資資金の融資の斡旋、仲介や民間優良プロジェクトの発掘、具体化等の支援などとなっている。

地方へ進出する民間企業に対する直接融資は、財團が斡旋して都道府県や市町村の窓口を通じて行う。その際、地方公共団体は、対象事業者の20%を限度として無利子資金を融資する。残りの80%は、日本開発銀行や民間資金の融資を斡旋する。平成元年度の無利子融資の総額は、250億円を予定しており、この仕組みを通じる同年度の融資総額は約1,250億円を見込んでいる。

無利子融資の財源は、地方公共団体が発行する貸付事業債で調達し、債券の利息については、利子負担分を地方交付税で措置することによって、

（3）市町村のアイデア創造（ふるさとづくり財團）

日本経済新聞社と日経リサーチが実施し

た「あるさと創生に関するアンケート小結果」(2月12日付「日経新聞朝刊」)によると「億円の使い道については、『地域産業の育成・振興』(48.0%)が挙げられ、「火材の育成」(34.2%)が2位、「エネルギーづくり」(27.8%)と続いた。火材の確保や地域資源の開拓による市の確立に対する認識が高い。また、具体的な構想として、『億円の金塊を展示』(兵庫県津名町)、「UFO資料館の建設」(石川県羽咋市)、「らじごロボ王国の建設」(佐賀県芳賀町)など話題性のある構想も浮上している。しかし、具体的な課題は、『農業・漁業・林業の活性化』(大分県)これまでの地域政策はあまりにも中央主義・画一主義の補助金行政であり過ぎた。地方分権の必要性が強く叫ばれてきたものの、中央集権体制は少しも揺らぐことなく、上意下達型地域政策がまかり通ってきた。この上意下達関係のもとでは、「自由に使える金」があらても苦労してリスクの大きな自立的な地域づくりをやらなくていいという考え方生まれてくる。しかし、組合の下では「自ら考案自ら実践する地域づくり」はなかなか育ちにくいくらい。「あるさと創生基金」を生かすには、①住民に「1億円構想」を周知徹底させ、金の使い方を監視させる、②自治省が全市町村の1億円の使い道を広く公表して、国民の評価を受けさせるようにする、ということが望まれる。地域活性化を図っていくには、「知恵と挑戦」を売り物にするたぐましい市町村が数多く生まれて行く必要があります。これが国との地域政策を中心集権から地方分権へと転換させる強力なエネルギーとなるであろう。

5. 展望 今後の農業の方向性として、「あるさと創生」構想の実現に向けての推進機関となる「あるさと創生審議会」(首相の私的諮問機関)の発足が当分の間凍結されることとなつた。

同審議会は学識経験者や著名人を集め、「あるさと創生」の基本的理念や政策実現の方策などを幅広く検討してもらおうといふ狙いで「あるさと創生」実現の柱と位置づけられていた。また同審議会は、市町村が立案した「あるさと創生事業」を集約・選別し、国のプロジェクトとして取りまとめるこども役割の一つとし、当初は年明け早々にも発足する予定であった。

しかし、ルート問題が深刻化を増す中で、

政治改革の実行をより優先させる必要があるとの判断により、凍結に踏み切った。

これにより、「あるさと創生」の本格着手は大きくズレ込む可能性もでてきている。

■ 神戸市農漁業ルネサンス計画案(第3次)

神戸市農漁基本計画案(第3次)

1. 背景

神戸市は、都市と調和のとれた農業の振興を図るために、昭和52年に「神戸市農業基本計画」を策定し、また昭和57年には転作面積の強化に対応し、同計画を「新・神戸市農業基本計画」に改定して、これを根幹として市域農政の積極的な推進につとめてきた。その結果、生産基盤並びに生活基盤の整備は順調な進展をみ、農業生産面においても、水稻・園芸・畜産の3部門が有機的に連携し、バランスのとれた生産が行われ、大都市近郊では希にみる専業農家率の高い意欲的な農業が展開されるなど、全国的にみても有数の都市近郊農業地域を形成

している。

しかし近年、農水産物の輸入自由化の拡大や、円高などによる農産物の内外価格差の拡大等、我国および市域農漁業をとりまく環境は大きく変化しており、これらの社会経済情勢を踏まえ、新たに農業を加え現行計画を改定することとした。昭和63年7月に神戸市農政審議会(会長 山本修、神戸大学農学部教授)に「21世紀に向けて、活力ある市域農漁業の展開を図るために神戸市農漁業基本計画の策定」について諮問をおこない、平成元年2月3日に「神戸市農漁業ルネサンス計画(案)」の答申を得た。

2. 計画の内容

序章 計画策定の考え方と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

市域農漁業は、これら内外の厳しい諸情勢に対処し、生産性が高く、産業として自立し、ともに「人間都市神戸」の実現に向けて、多種機能型複合都市づくりの一翼を担うものとする。

第2章 神戸市農漁業の誘導方向

(1) 農業経営の誘導目標について

在園芸、畜産のそれぞれの分野で、企業的経営を実現し、所得1千万円以上をあげている農家の事例を掲げ2001年の誘導目標とした。

(2) 農業粗生産額について

このたびこれらの課題に対し、適切な施策を確立するため、21世紀を展望して新しい農漁業への再生・変革を期し、「神戸市農漁業ルネサンス計画」を策定することとした。

(3) 基本的視点

国及び県の農政との整合を図る。

・「第3次神戸市総合基本計画」に基づいて、市域農漁業の果すべき機能の拡充強化を図る。

・活力ある市域農漁業の展開を図るため、各種施策を強化する。

(4) 計画の位置付けと目標年次

「第3次神戸市総合基本計画」に基づく農政の長期計画とする。

目標年次: 2001年(平成13年)

第1章 神戸市農漁業の役割

市民生活に果たす市域農漁業の役割について

従来からの農業機能・農業共通

① 新鮮で安全な品質の高い農水産物を

安定的に供給する機能

② 都市の自然と緑を保全管理する機能

③ 市民に憩いと安らぎの場を提供する

機能

④ 3つの機能に新たに付加する機能

⑤ 快適な都市環境の創出と食文化を高

揚する機能

⑥ 都市活力を創出する機能

の2つを付加して、5つの機能を拡充し、

アメリカの高い町づくりや神戸の食文化の高揚、さらには、多種機能型複合

都市づくりの一翼を担うものとする。

第2章 神戸市農漁業の誘導方向

(1) 農業経営の誘導目標について

在園芸、畜産のそれぞれの分野で、企業的経営を実現し、所得1千万円以上をあげている農家の事例を掲げ2001年の誘導目標とした。

(2) 農業粗生産額について

このたびこれらの課題に対し、適切な

施策を確立するため、21世紀を展望して

新しい農漁業への再生・変革を期し、「神

戸市農漁業ルネサンス計画」を策定する

こととした。

(3) 基本的視点

国及び県の農政との整合を図る。

・「第3次神戸市総合基本計画」に基

づいて、市域農漁業の果すべき機能の拡

充強化を図る。

・活力ある市域農漁業の展開を図る

ため、各種施策を強化する。

(4) 計画の位置付けと目標年次

「第3次神戸市総合基本計画」に基

づいて、市域農漁業の果すべき機能の拡

充強化を図る。

・活力ある市域農漁業の展開を図る

ため、各種施策を強化する。

(5) 観光客誘客数

では、アーバン・リゾートとして

マリン・ピア神戸の建設、農業公園、六甲

山牧場等の施設整備により、現在の

181

・万人から1550万人を目指さる。

(4) 農漁業の生産に伴う経済波及効果について、現在の粗生産額と関連産業の誘発額の合計額(836億円が2001年には1100億円になると見込まれる)農業関係公共事業、観光農漁業等の経済効果は、現在の約362億円が1,000億円に、総額で現在の約1,200億円が2,000億円の経済波及効果になると見込まれる。

### 第3章 農政推進の基本課題

“21世紀をめざして活力ある市域農漁業の展開”を図るために基本課題として、農業8項目、漁業5項目をそれぞれ設定しており、農業については

・連作障害の回避、少農業有機質重点型農業の推進

・先端技術の応用や高付加価値型農産物の開発による新しい農業の展開

・国際性豊かな魅力ある農業の展開

### 第4章 農業振興計画

農業振興計画として、10の個別計画を掲げており、主な内容は以下の通りである。

(1) 生産基盤整備計画

・2001年には圃場整備3,800haの整備完了、特に警戒を要するため池112ヶ所の早期改修及び大型堆肥発酵施設を設

置し、地域複合農業の確立を図る。

(3) 地域整備計画(水道・電気・下水等)をまちづくり総合計画に基づいて、各種の事業を整備するとともに農業計画を直面し、集落営農の展開を図る。

・2005年には農村下水道10,000戸の整備完了を期する。

(4) 担い手育成計画

・優れた技術力と経営力を兼ね備え、かつ意欲のある担い手を確保するため、開設「担い手農家登録制度」を創設し、各農市町村で登録制度を実施する。

(5) 地域農業組織化計画

・市が事業主体となり、農地の流動化を強力に推進するため、市に農地保有合理化基金を設置する。

(6) 農産物安定供給計画

・今後成長の見込まれる外食・食品産業との連携を強めるため、導入可能な新規品目、調理用素材等の開発研究を行なう。

・国際的に通用するブランド商品の増産

を図る。

・酒米等国内的に評価の高いブランド商品の増産を努める。

・スティック甘味果実酒等新規のブランド商品の開発に努める。

(7) 園芸振興計画

・有機物の施用を重視した少農業・少化基盤肥料栽培をめざす。

・産業・官の連携のもとに、農業バイテク・ハイテクセンタの設置をすすめ、優良種苗の安定供給を図る。

(8) 畜産振興計画

・輸入自由化に対応できる畜産經營をめ

ざす。

・酪農については、高品質・高乳量をめざすとともに乳肉複合経営を推進する。

・肉牛については、受精卵移植による黒毛和種の優良素牛の安定確保に肉牛生産団地の育成により神戸ビーフの増産を図る。

・新規就業者育成のための条件整備を推進する。

・食農連携

(3) 水産物安定供給計画

・肉牛については、受精卵移植による黒毛和種の優良素牛の安定確保に肉牛生産団地の育成により神戸ビーフの増産を図る。

・新規就業者育成のための条件整備を推進する。

(9) 水田農業確立計画

・良質米品種の導入と少農業栽培を推進する。

・酒米(山田錦)については、ブランド商品として育成強化を図る。

(10) 観光・文化振興計画

・農業公園、六甲山牧場及び新設のフルーツパーク等については、農業振興の拠点であるとともに、観光・文化の拠点施設でもある総合的な施設として整備する。

・フライト農業、1.5次産業、農・工・商・知複合経営等、高付加価値型農産物の展開により、地域の活性化を図る。

・市内産農産物を素材とした神戸独特の料理の開発に努め、食文化の高揚を図る。

(11) 第5章 農業振興計画

・漁業振興計画として、5つの個別計画を掲げており、主な内容は以下のとおりである。

(1) 生産基盤整備計画

・漁礁・藻場の計画造成や漁場・海面の利用調整を推進する。

・垂水漁港、塩屋漁港等の施設の整備をはかるとともに、マリンピア神戸については、水産物搬入拠点港として整備する。

(2) 担い手育成計画

・新規就業者育成のための条件整備を推進する。

・活魚公園の整備による流通の改善と外食・食品産業との連携を図る。

・神戸ブランド商品の育成・開発に努める。

(4) 水産資源培養計画

・定着性の強い魚貝類の種苗生産、中間育成を行い、先端技術を駆使した栽培漁業を積極的に推進する。

・稚魚育成場の設置等、資源管理型漁業を推進する。

(5) 觀光・文化振興計画

・漁・工・商・知複合経営を基本として観光漁業、1.5次産業の推進に努め、漁業地域の活性化を図る。

・神戸独自の活魚料理の提供や世界の魚料理の紹介により、食文化の高揚を図る。

・海遊び公園、マリンピア神戸については、水産振興及び観光・文化の拠点施設として整備する。

(6) 第6章 農政推進体制の整備

・今後の農政推進体制として特に基礎技術の修得、農業バイテク等先端技術の積極的な導入・活用を図るため、産・学・官の連携を強化する。

・農政局関係の外部団体および基金の機能を最大限に活用する。

3 答申を受けての対応

・神戸市は、この答申を尊重して、神戸市農漁業ルネサンス計画を策定し、平成元年度から具体的な各種施策を、総合的・計画的に推進することとしている。

## 新刊紹介

### 昭和後期の争点と政治

ミクロの都市計画と土地利用

アメリカの住宅・都市政策

京浜メガテクノポリスの形成

東京問題の基本的構造

### 昭和後期の争点と政治

本書は、戦後の政治や国民生活にとって大きな節目となった事件（争点）を年代順にたどり、その時に著者が発表された論文を今改めてまとめなおしたものである。争点として、10のできごとが取りあげられているが、著者自身が自ら示しているとおり、その時代に著者自身が考えた時代証言なのである。執筆当時の「理論分析」が今となっては、「歴史記述」となって改めて読者に新たな問題提起を投げかけているように思われる。または、本書の底流には、情報の流れも意志決定の流れも市民から行政へそして政治へとボトムアップしていくべきであるとする市民型政治の発想でつらぬかれている。この考え方方は、本書の著者である松下圭一氏（法政大学法学部教授）が主張している、市民型の都市をつくるには①社会保障②社会資本③社会保健の公共整備をどのようなことが不可欠とするシビル・ミニマムの考え方方に集約されるであろう。ところで、本書で示された10の基本争点については、各々が独立したできごとを取りあげ各自で議論が完結しているので、関心のある争点だけを読むのも一つの方法と思われる。

それでは具体的に各争点について紹介しておこう。第1章は大衆天皇制論（1959年

執筆）である。1958年の皇太子の御婚約というできごとをとらえ、皇室のイメージを軍服や古式装束を身につけた軍事天皇から、一種「スター」的印象まで与える国民の望む「家庭像」としての戦後型皇室イメージへ転換させたとした。まして翌年の結婚披露パレードにおいては、熱狂のなか大衆天皇として国民に受けいれられ、国民は「戦後民主主義」を実感し来たるべき高度成長・市民運動の幕開けとなつたと主張されている。第2章は、現代政治におけるマス・コミ（1961年）である。この章では、伝統コミ、国家コミ、マス・コミというコミュニケーション技術の歴史三段階を設定して、マス・コミの特殊現代性を歴史のなかに位置づけるところがなされている。第3章の労働組合の日本型政治活動（1959年）では、労働組合の政治進出を戦後の決定的な特徴づけとしてとらえ、労働組合の圧力活動と国民運動の両面性について言及している。第4章の婦人問題の理論構成（1970）では、戦後、婦人の地位が大きく変わった原因を、敗戦による「戦後改革」のみとせず、高度成長が婦人の労働条件を向上させ、婦人の文化・政治活動を増大させたとしている。第5章の市民参加とその歴史的可能性（1971年）では、当時の美濃部都政時代の都民参加の具体的な事例をつらじ

て、市民参加がどのようにして醸成され、旧態的な自治会などの機能をどう変革させたか、市民の立場で主張されている。第6章の都市をどうとらえるか（1972年）では、当時の都市型社会の成熟にともない、社会科学の中心課題として都市政策を位置づけた。そこで、市民合意と都市政策の決定の関連について議論が行なわれている。第7章は「日本列島改造論」批判（1972年）であり、当時の田中内閣論を政府による集権型の都市政策であると批判し、市民自治による分権型の都市政策への転換を主張している。そして、第8章の市民福祉の政策構想（1976年）において東シビック論の考え方を基調にして市民側から必要な福祉を提案していく、といふ市民福祉型の政策を行う必要を主張している。また第9章の国会イメージの転換を（1977年）では、当国会は国権の最高機関であるといふ憲法上の規定からも、立法・司法・行政という機能分立論のワクをはずし、政治決定・行政・政治責任という過程分立を提起すべきとしている。最後に、第10章の都市型社会と防衛論争（1981年）では、自衛権の主体は市民個人であり、国家は市民から信託されたものであるとし、国家神話的な防衛イメージを否定している。

以上、各章について概説したが、市民ニーズの窓口である自治体レベルでの政策力の涵養を痛感させる書物である。

（松下圭一著）  
木鐸社  
4,000円

市街地の配置、市街地の建てつまりといった、都市的土地利用上の問題点を残しながら市街地を形成してきた。こうした経験への反省から、1980年に都市計画システムに地区計画が導入され現在に至っている。本書においては、地区計画の都市計画学上の課題として、地区レベルの土地利用計画とその制御のあり方に着目している。現在の日本の土地利用等の規制は、漸進的改良主義とでも呼べる進み方で来ており、一般規制の欠陥で改めるべきところは改め、合理的な方法で改良していくと同時に、計画目的に直接的に対応する計画的制御の方法を開発し、一般規制と併用することが必要である。つまり、用途地域制等の一般技術基準による手法と地区単位のプランニング・コントロールを併用することによって、わが国の都市の計画的な土地利用の実現を図るとの立場に筆者は立っている。本書は筆者が過去に発表した論文等を加筆・修正してまとめたものであり、6章から成っている。

第1章の「地区単位の計画的土地区画規制」では、イギリスのストラクチャープラン及びローカルプラン、並びにドイツのEプラン及びBプランが、計画規制と建築規制を一元的に扱う、都市計画の一般政策と地区的固有の計画課題を融合させる都市計画システムとして機能していることを紹介するとともに、わが国の都市における建築物等に対する一般規制による街区形成についてのショミヒーションを行ない、しばしば見られる病理現象ともいえるような空間利

用形態が生じることを防ぐための一体的空间制御の必要性を述べている。

第2章の「地区の一体的総合的空间制御と規制要素」では、一体的空间制御のためには、「建築物」「敷地」「街路」の3要素の相互関係を規定することが必要とし、具体的に敷地や街区に適用する方式を検討するとともに、土地所有者等に対するアンケート調査により、詳細な土地利用制御の計画要素を導入するため、居住者の合意形成の必要性を述べている。

第3章の「地区詳細計画による空間形成」では、敷地の建築利用の用途種別、敷地の建築利用の利用程度及び敷地面積の形質的建築利用限界についての分析を行うとともに、細街路、区画道路等の地区交通用地の形成について事例を挙げ地区計画の可能性を探っている。

第4章「地区単位のプランニング・コントロール・システム」では、地区計画制度の成立の背景、存立基盤、到達水準等を整理した上で、地区計画制度の創設は日本の土地住宅問題に対して、一つの道具が追加されたにすぎないが、従来の都市計画システムとは全く異なる性格のものとして潜在的可能性を持っていると述べ、また多様な展開を紹介している。

第5章「市町村プランナーから見た地区計画制度」では、市町村に対するアンケートにより、地区レベルのプランニング・コントロールの、日本の都市計画行政の文脈の中での意味とその可能性を探らんでいる。特に地区計画制度の成否の鍵として、行政組織内での人材・人員の不足、並びに事業制度との関連のなさ、地区施設に対する補助金がついていないこと及び計画規制力の弱さを挙げている。

第6章「地区計画とプランニング・コントロールの将来」では、地区計画制度のわが国の従来の都市計画諸制度の文脈の中での特徴として、①実質的に初めての市町村主体の都市計画システム、②弹性的システム、③住民参加が計画過程に組み込まれたシステム、④構想的計画と拘束的計画の二層性を挙げ、計画の実現手段、支援する仕組み、展望について述べている。

本書は、地区計画をめぐる世界の動向、個々の規制要素の効果と限界、建築協定や地区計画制度の活用状況、住民や市町村プランナーの認識、再開発や区画整理との関係などを総合的に明らかにし、地区計画の全体像を把握している。今後の民間活力を利用した「まちづくり」をコントロールしていくためには、地区単位でのプランニング・コントロール・システムが重要であり、地区計画の展開を考える上で参考となる。

著者は従来のこの種の研究書にありがちな問題点を指摘したうえで、本書の目標と

して、①アメリカの都市政策の歴史的展開を分析すること、②都市政策の対象である都市計画、住宅政策、地域開発政策を全体的に把握すること、③都市政策の担い手である連邦政府、州政府、地方政府の3段階の政府を把握するなどの3つを掲げている。結果として本書はアメリカの住宅・都市政策を包括的に扱い、最新の情報を満載した貴重な研究書となっている。

本書は全体が4章で構成されており、その主な内容は以下のとおりである。

- 第1章の「アメリカにおける住宅・都市の現状」では、最近の都市化の状況としてのジェンדרリフィケーション（都市人口回帰）とサバービア（郊外都市）の動向が分析され、住宅に関してはアフターダービティ（居住可能性）とホームレス（浮浪者）の問題を指摘している。また、商業施設、本フネビル、工業団地、複合用途開発の動向にも言及している。
- 第2章の「アメリカにおける住宅・都市政策の歴史的展開」においては、1900年以前のアメリカでの都市づくりへの対応、既存住民の利益を守るために導入された地域制の根源、ニューヨーク時代の連邦政府の都市問題への介入、第二次大戦後の地域開発制度の動向と衰退が分析されている。

第3章の「アメリカにおける住宅・都市政策の現状」は本書の中核となる部分である。まず、連邦政府の住宅・都市政策を各官庁の施策の中で概観したうえで、連邦政府の地域開発補助制度（地域開発総合補助金、都市開発事業補助金）、住宅金融制度、住宅・都市関係税制について詳細に分析している。

統いて、州・地方政府の住宅・都市政策に関する、①都市計画、②住宅政策、③地域開発政策に分け紹介している。具体的に言うと、①では地方政府の都市計画の基本となる総合計画、地域制、宅地分割規制、土地利用規制の緩和、誘導的地域制、②では伝統的な規制制度、住宅金融制度、公共住宅等の補助制度、さらにはハウジング・パートナーシップの導入といった近年の地方政府の住宅政策の動向、③では、州の地域開発融資制度、補助制度、税優遇制度等についての分析がなされている。

第4章の「最近の住宅・都市政策の動き」では、まず連邦政府の1988年度予算、1988年度予算提案を掲げ、レーガン政権の都市政策の柱であるエンタープラズ・ゾーン制度とパブリック・プライベート・パートナーシップ（官民協力）について分析し、続いてホームレス（浮浪者）対策にも言及している。また、地方政府段階における住宅・都市基盤施設の新たな整備方法について、住宅に関して、開発の際に開発業者に低所得者用住宅の供給を強制・誘導する融合的地域制とリンクージ制度、都市基盤施設に関して、施設整備に伴う開発利益の吸収により整備を推進する特別歳入地域制度と開発負担金制度が分析されている。

巻末に参考資料として付された著者による40余のミーティング結果の情報も貴重なもので、本編に数多く引用されているアメリカの最新文献からの資料（図表）と併せて、本書をより有用なものとしている。

住宅・都市政策に携わる行政実務者のみならず、都市計画家、建築家、研究者、さらには最近のアメリカ事情に興味をもつ人

第 一 章

前と戦後において対比し、1980年代の集中化現象が、業務管理機能が国際的な広がりをもたらす要因であり、特に金融資本を持った、特にソフトな機能面での集積である。や不動産資本による投機的活動に振り回されたため、都心に集中する特色を持つ。また、地方から東京に流入する都市資本が都市化していることを指摘している。

第3章では東京経済の肥大化と地域的拡大として、東京圏を主とする東京集中の是正策をこれらの地域に求めようとするもので、そうしている。

これらの動きは、他律的であり、東京の産業政策によってもたらされたものではなく、集積による異常な地価高騰は、その負担力において産業を選定するという結果を生み出しており、都市構造や地域産業構造に重要な影響を及ぼしている。このようにコントロールが困難となった東京ではあるが、都市政策を通じてのみ産業政策を具体化する条件があると論じている。

第4章では東京・地方の対比の中で、地方経済の抱える課題を地場産業の役割の重要性をみると、本書は、東京市政調査会が始めた「都市問題研究叢書」の第一巻として刊行されたものであり、地域経済として東京問題を扱えた良書である。ただ、筆者の意図した東京、東京圏、地方といふ重層的な地域経済との関係での集中問題の解明が、東京以外において

第2章は、戦後3度にわたる地価高騰を以て意図した如くに進展したのであろうか、土地需要要因との対比でみると、第1は高度成長問題が残る時期、成長開始期であり、工業地需要が、第2はへ豊島区(金倉忠文著)、産業構造転換調整期であり、開発投機需(昭和東京市政調査会)2,000円。

卷之三

日本紙工聯繫處 電話：日05-18668888 廣州  
上級總公司：廣東省廣州市越秀區人民中路180號  
郵政編碼：510051

卷一百一十一

にあっても参考となる書物である。  
註(8)『新編(佐々木晶二著)』(1971年)、  
上巻は、(財)経済調査会4,000円。  
み蔵の脚本由来の参考資料は、(1)『東京浜メガテクノポリスの形成』(1970年)、  
(2)『東京圏—極集中のメカニズム』(1971年)。  
近年は経済の国際化と情報化が並行して進展し、ソーシャル・ソフトラウンド化、ソフトラウンド化の急速な進展により、産業、とりわけ製造業においては大きな変化が見られる。特にこれらは動きは東京を中心とする首都圏に典型的に現れており、これらが地方に及ぼす影響は計りしれないものとなっている。

本書は筆者自身でいえば、これらが常に著者が感じていた首都圏への一極集中について、詳細なデータを豊富に用いて実証的に分析したものである。チャーチャー論調、ナラシ本の構成は、16章からなり、第1章では東京都心部から横浜市に至る変貌を紹介し、第2～3章では京浜地域内陸部の工業地域において、高度成長期に進出した量産工場が現在、研究開発型工場に転化している状況や研究開発施設が新たに立地している状況を考察し、あわせて新じい型の企業が生まれていることを指摘している。第4章では臨海部の京浜工業地帯の変貌と東京大田区に集積している高度な加工機能の役割を考察し、第5章では、第1章～第4章で明らかにした「京浜地域メガテクノポリス」の形成過程が、周辺の千葉県、埼玉県、さらには、茨城県、山梨県へと拡大し、現状のままでは、ますます東京一極集中が加速されるであろうことを予測している。

終章では、これまで明らかにした東京一極集中傾向に対し、日本全体の発展を図るためにどう対応すべきなのか、あるいは、どのような政策を実施する必要があるのか等具体的な方策を見出すことについては、読者個々人に与えられた命題であり、本書が少しでもこの点について考える機会を提供できることがなければ、著者の願いはかなえられるものと言えよう。必ずしも本書は、行政に携わる人をはじめとする多くの人に是非お読みいただきたい書である。

（佐藤正之著『東京一極集中』日本評論社 2,200円）

### ■東京問題の基本的構造

東京一極集中の特質

東京問題は既に数多く論じられている。本書もその一つであるが、地域経済的側面から把えようとしているのが特色である。また、地域経済という視点からは、東京、東京圏、地方経済と同心円的な一極集中構造が形成されつつある。

第1章では、東京の大都市化の特徴を概観する。

編 集 後 記

\* 平成元年4月1日、神戸市は満100歳の誕生日を迎える。神戸ポートアイランドホールに於いて神戸市制100周年記念式典が挙行される。

\* 100周年記念事業として整備が進められていた総合福祉ゾーン「しあわせの村」も4月28日に開村し、9月には「しあわせの村」を主会場として「フェスティック神戸大会(極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会)」が開催され、神戸は新しい100年に向けてのスタートを切る。

\* 今回の特集は「神戸市制100周年」をテーマに取り上げた。まず総論として、足立忠夫関西学院大学名誉教授に、「『地方自治の本旨』について」と題して論じて顶いた。続いて神戸100年の歴史を、政治、財政、都市計画、地方公営企業、福祉、行政の視点から、依田博神戸大学教授、原田健神戸市住宅供給公社専務理事、嶋田勝次神戸大学教授、佐々木弘神戸大学教授、今井鎮雄神戸Y.M.C.A.総合研究所所長、修神戸市史編集室の洲脇・郎氏にそれぞれまとめて顶いた。

\* 昨年10月に第4回財団法人神戸都市問題研究所・宮崎賞を受賞された北海道大・滝村、福井県名田庄村からは、それぞれの地域経営活動につき、鶴林俊蔵、早川昭二両村長より実践報告して頂いたので特別論文として掲載している。

都市政策バックナンバー

- 第44号 特集 ニューメディア・シテ身への視点 1986年7月1日発行
- 第45号 特集 都市開発と人口政策 1986年10月1日発行
- 第46号 特集 民活と大型プロジェクトの展開 1987年1月1日発行
- 第47号 特集 地域開発とその経営 1987年4月1日発行
- 第48号 特集 福祉サービスの展開 1987年7月1日発行
- 第49号 特集 地方自治体テレビ広報への視点 1987年10月1日発行
- 第50号 特集 民活事業方式の検討とその展望 1988年1月1日発行
- 第51号 特集 地方財政の政策的課題 1988年4月1日発行
- 第52号 特集 都市生活の国際化 1988年7月1日発行
- 第53号 特集 國際経済と港湾都市 1988年10月1日発行
- 第54号 特集 都市と観光 1989年1月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。  
予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季刊 都市政策

第55号

印刷 平成元年3月20日 発行 平成元年4月1日  
発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 高寄昇三  
〒651 神戸市中央区浜通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)

振替口座 神戸 3-75887 電話 (078) 252-0984

発売元 効草書房  
〒112 東京都文京区後楽2の23の15

振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861

印刷 田中印刷出版株式会社

# Event & Convention

## イベント & コンベンション

月刊「地方職員研修」臨時増刊号No.30 A5判 368頁 定価1500円(税込85円)

地域活性化のキーワードとして注目されるコンベンションの変遷と今日の

をを集めている「イベント」「コンペ」「コンベンションの意義と戦略

コンベンションのすべてを収録した初のコンベンション都市の要件

書。自治体の担当者、まちづくり、コンベンションの種類と形態

地域おこしに取り組む人に送る熱いコメンテーションの効果

地域住民の連帯意識の高揚とP.R効果

マッセイ・マニュアル。経済効果

コンベンションの今日的状況。社会生活・産業経済環境に対する波及効果

コンベンション新時代。コンベンション・マニュアル&データ

わが国のコンベンション事情。今後の動向・今後のポイント

海外のコンベンション事情。コンベンション事業の基礎整備

コンベンションの概念。新時代のコンベンション催事の推進手法

共編 日本コンベンションサービス 地域コンベンション研究会

公務職員研修協会

101 東京都千代田区神田神保町2-12 phone:03-230-3701 fax:03-262-4910

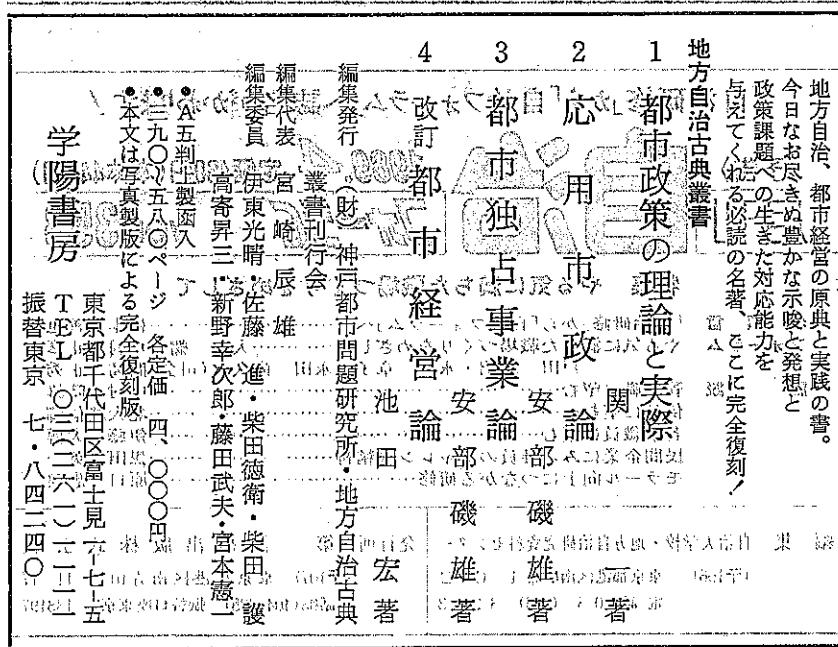
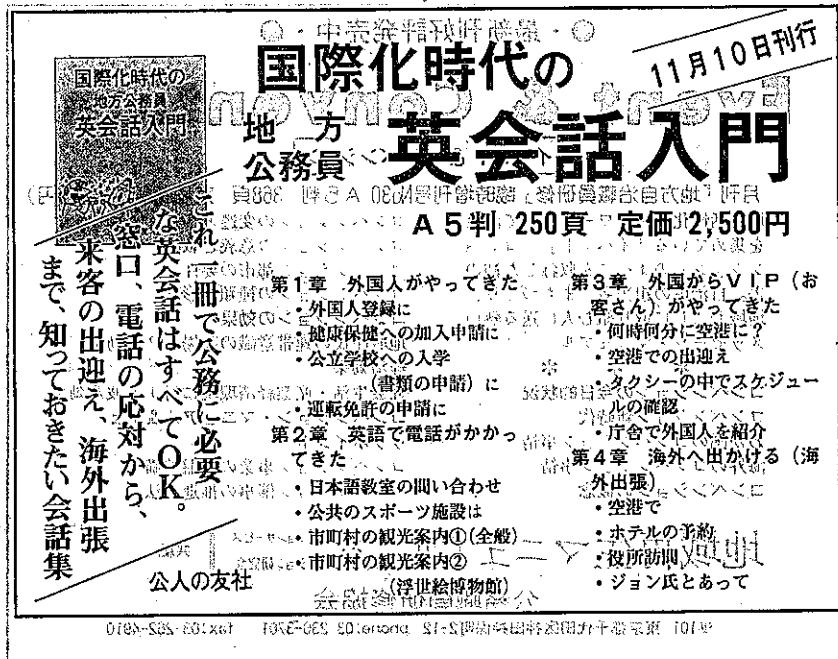
# 自治研修から「自治フォーラム」へ誌名がかわります!

# 1989.4 定価460円(本体447円)

# 自治 フォーラム VOL353

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 特集 やる気に満ちた職場づくりをめざして | 著者     |
| 「自治研修」から「自治フォーラム」へ   | 柿本 善也  |
| やる気に満ちた職場づくりをめざして    | 大森 彰   |
| 民間企業にみる社員のチャレンジ精神    | 中村 正彦  |
| モラール向上につながる研修        | 間島 正秀  |
| 管理職に望む               | 中村 小時雄 |
| 係長に望む                | 北大路信郷  |
| 若手職員に望む              | 伊藤 大博  |
| 民間企業にみる社員のチャレンジ精神    | 黒田 英一  |
| モラール向上につながる研修        | 原口 忠興  |

編集 自治大学校・地方自治研究資料センター	発行所 第一法規出版社
(〒106) 東京都港区南麻布4-6-2	(〒107) 東京都港区南青山2-11-17
電話 03(444) 3283	電話 03(404) 2251 振替口座東京3-133197



神戸都市問題研究所出版案内

■ 都市政策論集

- |       |                   |          |
|-------|-------------------|----------|
| ☆第1集  | 消費者問題の理論と実践       | 定価 2700円 |
| ☆第2集  | 都市経営の理論と実践        | 定価 2200円 |
| ☆第3集  | コミュニティ行政の理論と実践    | 定価 1700円 |
| ☆第4集  | 都市づくりの理論と実践       | 定価 2600円 |
| ☆第5集  | 広報・広聴の理論と実践       | 定価 2500円 |
| ☆第6集  | 公共料金の理論と実践        | 定価 2200円 |
| ☆第7集  | 経済開発の理論と実践        | 定価 1700円 |
| ☆第8集  | 自治体OAシステムの理論と実践   | 定価 2000円 |
| ☆第9集  | 交通経営の理論と実践        | 定価 2000円 |
| ☆第10集 | 高齢者福祉の理論と実践       | 定価 2200円 |
| ☆第11集 | 海上都市への理論と実践       | 定価 2200円 |
| ☆第12集 | コンベンション都市戦略の理論と実践 | 定価 2500円 |

■ 都市研究報告

- |      |                          |          |
|------|--------------------------|----------|
| ☆第3号 | 公共投資の効果に関する<br>実証的分析     | 定価 4000円 |
| ☆第5号 | インナーシティ再生の<br>ための政策ビジョン  | 定価 3000円 |
| ☆第6号 | 神戸／海上文化都市への構図            | 定価 3500円 |
| ☆第7号 | 神戸・コンベンション都市への<br>政策ビジョン | 定価 4000円 |
| ☆第8号 | 集合住宅管理の課題と展望             | 定価 2000円 |
| ☆第9号 | 地方自治体へのOAシステム導入          | 定価 5000円 |

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

# 勁草書房



季刊 都市政策 第55号 ISBN4-326-96079-5 C3331 P550E

発売元 劲草書房 東京都文京区後楽2の23の15 定価 550円  
振替東京 5-175253 電03-814-6861 (本体 534円)